

銃 砲 史 研 究

第393号

目 次

論文

仙台藩外記流鉄砲家業人大槻家の履歴書・・・・・・・・・・宇田川 武久・・・(1)

報告

長州藩の鉄製大砲—下松市花岡勘場跡の銃鉄大砲—・・郡司 健
小川 忠文・・・(57)

事務報告

新型コロナウイルス下の社会情勢と銃砲史研究・・・・小西 雅徳・・・(67)

日本銃砲史学会会則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(71)



令和3年6月

日本銃砲史学会

仙台藩外記流鉄砲家業人大槻家の履歴書

－大槻家和洋砲術関係資料の紹介－

宇田川 武久

はじめに

二〇一八年八月の月上旬、宮城県銃砲刀剣登録審査員後藤三夫氏から仙台藩外記流師範大槻家の資料が大量に発見されたことを聞いた。そこで同氏に情報提供を御願したところ、早々に同氏がまとめられた『仙台藩外記流師範大槻家史料報告』類が送られてきた。それによると二〇一六年九月に仙台市内の大槻家から火縄銃三挺と管打銃二挺とともに木箱などに収められた大量の古文書類が発見され、銃砲類は「銃砲刀剣所持取締法」の規定にしたがって宮城県文化財課で審査を受けて古式銃砲として登録され、大量の古文書類は関係各位の御尽力によって整理されて詳細な目録が作成されたという。

史料報告書を見ると明治・大正・昭和の資料も少なくないが、江戸時代の和洋砲術の関係資料が圧倒的に多く、大槻家の系図類にはじまって江戸幕府鉄砲方を世襲した外記流(井上流)宗家に関する資料、仙台藩における外記流家業人と藩主の関係と役務、伝系の継承、弟子への伝授や多様な稽古次第の資料、それに仙台藩が西洋流を採用すると大槻家が外記流を基本にしなから西洋流砲術や西洋兵学の稽古に没頭する姿を示す関係資料など多岐にわたって意義深い。

仙台藩の砲術については「伊達重村諸芸調申付覚書」と「御家家中士凡諸芸道伝来調書抜」が寛政年間の事情を伝えている。すなわち、前者の覚書は「広指南も仕、弟子取立候流儀かと被思召候」として外記流、不易流、中筒流、南蛮櫟木流、統一流の五流を、「当時指南等無之様ニ御聞覚被遊候」として生流知子法、井上流、三国伝東条流の三流をあげ、後者の鉄砲之部ではつぎの一覧の流派を取上げている。

| 流派名 | 元祖・先師 | 伝系 | 門人 |
|---------|-----------|-------------|--------------|
| 御流儀 | 井上外記正継 | 大槻十郎太夫 | 伊達式部村良 |
| 御流儀 | 古内勳之丞重信 | 五代目古内進 | |
| 不易流 | 武内十郎左衛門頼重 | 平井主税 | 大番組指南役山田平治 |
| 南蛮櫟木流 | 櫟木民部少輔義勝 | 本田吉左衛門 | 御鷹匠組今野齊治 |
| 中筒流 | 井上外記正継 | 三宅垣蔵 | 三宅十郎左衛門 |
| 統一流 | 本庄壱之助 | 犬飼権左衛門 | 犬飼佐蔵 |
| 三極伝東条流 | 東条善太夫正雄 | 犬飼権左衛門 | 犬飼清蔵・五十嵐莊右衛門 |
| 井上流 | 井上外記正継 | 伊達将監家後藤惣左衛門 | 佐々伊織家中佐藤新助 |
| 生流齋智之法 | 永井印説 | 庄子源兵衛 | 御小姓庄子六右衛門 |
| 種ヶ島流丸田家 | 丸田九左衛門 | 楠川三右衛門 | 伊達式部家中楠川仲左衛門 |

表1)「御家家中士凡諸芸道伝来調書抜」御流儀家業人として橘川勇蔵の名がある。

また「佐伯は保風俗等書上」は文化年間の武芸者として剣術・鎧術・弓術に続けて「鉄砲ハ大槻十之進・多川丹弥(外記流)・山田平治・朽木五左衛門・伊藤寛左衛門(不易流)・犬飼清蔵(三極伝東条流)杯」を挙げている(『伊達家文書之九』三〇二九)。

ここで表中とその他の諸流の情報を補足すると、御流儀は仙台藩主が稽古した外記流であり、慶長末年に幕臣井上外記正継が創始した流派である。外記流は井上流の別称であるが、本稿の主人公大槻家は代々外記流鉄砲家業人を勤めた。不易流は正徳年間に奥州白河出身の竹（武）内十郎左衛門頼重が井上流から分派して創始した。仙台藩では伊藤官左衛門照成・大番士平井主税・上野大炊之介景恒・富塚安之助重行がいた。南蛮櫓木流は長門の櫓木民部少輔義勝が創始し、周防の浪人井上次郎右衛門可安が慶安五年に仙台藩士になり、四代藩主伊達綱村がこの流派を稽古した。伝系は本田吉左衛門種信・今野齋治・古内孫十郎真成・早川源之丞勝時と続いた。

中筒流は井上流から分派。統一流は種子島流の呼称で仙台藩では本庄新明流を称し、元禄年間に会津の織野半兵衛俊重が仙台に来た。伝系は犬飼佐蔵である。三極伝東条流は三曲東条流とも東条流とも呼称し、元文年間に東条善太夫正雄が創始した。伝系は犬飼権左衛門一長・犬飼清蔵長明・奥田左内好佐・道家隼人昌刑・道家源太昌中と続いた。生流斎智之法は生知子流ともいい、庄司源兵衛持章・庄司六郎右衛門持胤がいた。

江戸時代、種子ヶ島流を呼称した流派は多いが、親戚筋の一閥藩では米沢藩の丸田九左衛門盛次の種子島流が流行したが、出羽米沢の楠川三右衛門が正徳二年に登米邑主の伊達宗永に仕えて仙台藩でも流行した。

寛政年間の記録にみえないが、宝暦年間に矢野甚兵衛安盛が創始した火術の安盛流、二代藩主忠宗が修行した伊勢守流、慶長年間に稲富一夢が創始した稲富流が仙台藩で流行した時期もあり、御台屋村上氏の記録には安盛流・外記流・不易流・坂本流を載せている（『伊達家文書』『宮城縣史 18』所荘吉「砲術諸流の調査」『銃砲史研究』後藤三夫『仙台藩士大槻家史料報告』『勤功調書』）。

まさに六十二万石の外様大藩にふさわしい流派の規模だが、各流派の流祖と伝系、師範家の代々、秘伝構成、伝授次第、稽古内容、流派の鉄砲の仕様、藩主との関係、西洋流への対応など詳細は依然として不明な点が少なくない。こうした現状にあって大槻家資料の発見は仙台藩の外記流砲術の展開と西洋砲術の採用と普及の度合いを理解する上で貴重といわなければなるまい。

一、外記流鉄砲家業人の幅広い役務

資料に登場する大槻家の人々

巻末に掲げた「仙台藩士大槻家和洋砲術関係資料一覧」に登場する大槻姓を名乗る人物を列挙すると以下の通りである。

大槻十之進・大槻十郎太夫安寛・大槻十太夫・大槻十之進安元・大槻十郎太夫貞安・大槻勝三郎・大槻敬五郎・藤原安寛・大槻貞安・大槻十郎太夫貞安・大槻剛三郎・大槻勝三郎貞安・大槻安貞・大槻源八

本稿ではこれらの人物を三種の系図を収める「大槻家系図書」（資料番号 2-2 以下番号のみを記載）と「大槻家過去帳」（2-1）に探り、一覧資料とその他の資料を駆使しながら仙台藩外記流家業人大槻家の初代から七代敬五郎安貞までの履歴を砲術史の視点から概観したい。

はじめに引用するのは大槻十郎太夫安寛が明和七（1770）年六月に田邊良輔に直に書出した系図である。これによると大槻家の初代^{じゅうぎ}重義の父は佐藤勘解由兵衛といい、田村家の家臣で三春領大槻村に住んでいたが、天正十四（1586）年十一月の田村清顕没後に仙台に移った。重義は大槻嘉左衛門定安の姉の子で、義山様（伊達忠宗）の代、寛永十三（1636）年に御切米二両、御扶持方四人分を下され、次之間、御歩行衆に召出され、後に徒目付を仰せ付けられた。苗字を大槻に改めたのは父が三春領大槻村に住んだとも大槻嘉左衛門定安の甥だからとも伝える。

外記流家業人の発端は三代安定

二代^{じゅうじ}重次は源兵衛を通称し、定御供を仰せ付けられ江戸にも出府し、気仙郡上有に住んで御境横目を仰せ付けられた。重次の没年は宝永二（1705）年一月十二日、法名は清室自香信士という。三代^{やすだて}安定ははじめ文次郎、源八郎、後に六左衛門を通称とした。享保八（1723）年五月に定御供、翌年に御薬込役を仰せ付けられた。元文四（1739）年三月に栗原郡一ノ廻大田村に四貫四五八文を加増されて都合一〇貫文高になって初代重義の知行を増やした。とくに外記流と関連して系図のつぎの記述に注目したい。

一、外記流鉄炮田村喜七郎顕郷弟子ニ而稽古仕候処、不残伝授相済指南仕罷在候処、其身弟子伊木三郎右衛門永益・伊藤小次太祐順伝授不残相済候弟子ニ御座候、

安定は外記流師範田村喜七郎顕郷に師事して秘伝を相伝して指南になり、弟子の伊木三郎右衛門永益と伊藤小次太祐順に皆伝を授けたとある。田村喜七郎顕郷の師匠田村数右衛門顕伴（元禄九（1696）年二月没）は外記流宗家二代井上半入正景の弟子になって皆伝に到達した経歴の持主であった。弟子顕郷は鉄炮に出精して御薬込役を仰せ付けられ、やはり江戸の外記流宗家四代井上左太夫正次の弟子になって免状印可皆伝を済ませている

(1-95-4)。確証をえないものの、通字から顕郷は顕伴の子息と推測する。

系図は重義と重次の鉄炮稽古に触れてないが、三代安定は外記流師範田村喜七郎顕郷に師事して皆伝を授けられて鉄炮を指南して弟子もいたと明記しており、大槻家で最初に外記流鉄炮家業人になった人物である。安定の法名は玄碩禅定門とし、過去帳は没年を元文四(1739)年九月十日とするが、没年は系図の記事と齟齬がある。

^{やすい}安寛、大槻家の四代になる

安定の跡、田村喜七郎顕郷の次男安寛が十郎太夫を通称して大槻家の四代になったが、大槻家の婿養子になる前年の元文四（1739）年十一月に獅山公（五代藩主伊達吉村）から家中に広く指南して弟子などを取立てるようにとの御意をもって外記流御鉄炮御伝授御秘書二巻を伝授された。藩主はもとより実父顕郷も養父安定も若い安寛に外記流家業人としての期待を寄せたのである。

大槻家にはいった安寛は延享元（1744）年九月に部屋住となり、定御供・御薬込役を仰せ付けられ、養父安定の病気によって延享三（1746）年九月に名代奉公し、四年後の寛延三（1750）年十一月の養父安定の病死によって家督を継いだ。その直後、宝暦二（1752）年、安寛は江戸の外記流宗家六代井上貞高宅で甲冑師雪下伊助の鍛えた前胴に四刃玉二発、

六匁玉二発の試打ちを行っている（『忠山公治家記附録』）。

系図には記載はないが、伝系図には安寛は外記流宗家七代井上左太夫正岑（寛政三年没）に師事して皆伝を済ませたとある（1-95-4）。藩主に近侍する一廉の外記流家業人になるには江戸の外記流宗家井上家からの秘伝の伝授が必須であり、これ以後も井上宗家との師弟関係は続いている。

そして宝暦十二（1762）年十一月には藩主（徹山・重村、桂山・斎村）の鉄炮の御相手を仰せ付けられ、砲術に出精して御小姓組並列になり、御用次第、御休所、御物置通りを許された。御薬込役御用に励んだ結果、明和六（1769）年正月に安寛は荒井郡大原村三貫文を加増され、鉄炮の御相手も仰せ付けられて知行は都合一三貫文高になった。

鉄炮家業に出精した褒美として安永六（1777）年三月十三日には筒乱・口薬入・鳴嘴玉袋、竹雀引両の紋付を拝領し、安永七年六月十一日には藩主伊達重村の意向によって安寛の門弟による七曜立御伝授御祭が厳粛に執り行われた。

皆伝の儀式一七曜立御伝授御祭一

安永七（1778）年六月十六日、安寛は七曜立御伝授御祭の記録を藩に指出している。どのような祭事かを知るため記録を意識したい（1-53）。

七曜立御伝授御祭は藩主が外記流伝授者七名の皆伝を祝う祭事で、安永七（1778）年六月十一日から同月十三日にかけて行われた。七曜立の者は御鷹匠頭松坂団治、御武頭吉田六左衛門、御薬込御代田三郎衛門、同藤間武左衛門、同小平仁右衛門、五番之大番組多川丹弥、出入司支配御番外侍橘川十蔵の七名である。当日、弦立役は伊達式部（獅山公八男村良）、御中附役は大槻十郎太夫嫡子大槻勇太夫、御仕込御伝授申上と御薬込役は大槻十郎太夫、御茵役ならびに御火縄役は午坂日向左衛門が勤めた。

七曜立御鉄炮は藩主（御前）と七曜の者は一四放、これが済むと御星御皆中御仕込二〇放、二〇放の内に御星御皆中があったので、六月十二日に御星御皆中の御祝を仰せ出された。この節の御料理は二汁五菜、伊達式部殿、後藤孫兵衛、大槻十郎太夫が御相伴し、御盃を頂戴し、返盃を仰せ付けられた。これが済むと大槻十郎太夫が七曜立御星御皆中利伝書を読み上げた。この御祝は御休所にて行われ、御床には御掛物三対、何れの御奉行衆、若年寄衆に御酒と御吸物が下された。

十一日の御祭の節は伊達式部殿をはじめ何れにも三菜の御料理を下され、鉈切門当番、御作事方御役人一人、御大工一人、御置刺一人、御路地の者一人、手木一人、その外御用懸かりの者、御鉄炮方御職人五人に御酒と御吸物を下された。

十三日の御祝の節は松坂団治筆頭に大槻勇太夫まで二汁五菜の御料理を下され、大槻十太夫には御膳を下された。伊達式部殿、後藤孫兵衛、大槻十郎太夫の三名が御着を献上した。十三日の御祝の節は御堂への御参詣があった。

十一日に伊達式部殿へ御召の御帷子の拝領を仰せ付けられ、大槻十郎太夫には御金三〇〇疋の拝領を仰せ付けられた。

十三日に大槻十郎太夫に御召の御帷子と金三〇〇疋の拝領を仰せ付けられた。初気御伝授の御相手坂本右守、佐布八郎左衛門、芳賀皆人は十三日の御祝の節、二汁五菜

の御料理が下された。

以上が祭事次第であるが、皆伝の儀式は藩主の主催により外記流鉄炮皆伝者七名を褒賞する行事である。藩主も祭事に参加し、みずから一四放して皆伝者一同を祝し、関係者一同に御酒と料理を振舞われた。とくに安寛は藩主から御盃を頂戴し、金三〇〇疋、御召の御帷子を拝領した。

安寛は大槻家の婿養子になる前年の元文四（1739）年十一月、獅山公（五代藩主伊達吉村）から家中に広く指南して弟子などを取立てるようにとの御意をもって外記流秘書二巻を伝授された。七曜立御伝授御祭は外記流家業人の安寛が伊達吉村の御意を肝に銘じて数十年の長きにわたって精進した成果である。この八年後、安寛は天明二（1782）年十二月には羅紗の鉄炮袋を拝領している(6-1)。それから五年後の天明七（1787）年の六七歳で安寛は鉄炮家業を御免になった。

御薬込役の人選の問題

三代安定、四代安寛はともに御薬込役を仰せ付けられたが、この役職は藩主の鉄炮稽古に近侍して玉薬を込める係である。いかなる人物がこの役職に就くのか、大槻家資料のなかに御薬込仮役の人選に関する意見書の控があるので意識して紹介したい（1-63）。

御薬込仮役を仰せ付けられた人物の人柄を調べることを仰せ渡された。御吟味の結果は達しているが、この役職は元来、御前において大切な御道具を取扱う勤めなので、人物柄は勿論、芸能練熟の者の外は召仕えることは難しい。

前々より数年、御稽古を仰せ付けられて皆伝を済ませた者が召仕えるのがこれまでの仕来りである。近年、たびたび御人が少なくなり、仮役を仰せ付けられる者の御吟味の節、拙者手前より人柄が達していることを仰せ渡されたが、当時、御家中、みな内事向き不如の意の者が多く、且又砲術は諸芸にくらべて稽古入料などの迷惑があつて、御薬込仮役をも仰せ付けられて然るべき者が門弟のなかに甚だ少なくなり、いわんや自分をもって御稽古同様に出精して皆伝に達する者がいても、当分、取立てられない。

近々、御役を仰せ付けられて然るべき者は四、五人ほどいるので、すぐにでも御稽古人仰せ付けられたらと存じます。三〇〇石以上の者で出精して稽古に励む者もいるが、この役は一五〇石以下に限って召仕われるのがよいと存じます（中略）。

当時、猪狩雄三郎、伊東甚三郎両人が御稽古人を仰せ付けられ遅々だが、すでに雄三郎は仮役を仰せ付けられた。最近、極めの御人が少ないので、出勤は勿論、御用が多くて自然と稽古に出精できない。このままだとふたたび問題が生じることが見えているので、早速、御吟味の上、仰せ渡らせたい。この段、印符をもって相達し申します。

この文書は控のため差出も宛名も日付もない。文中に登場する猪狩雄三郎の縁者らしき猪狩雄之助という人物が幼い勝三郎（六代貞安）の指南人とみえる。その先代が雄三郎とすれば五代安元の時代になる。さらに後述するが、寛政四（1792）年三月、安寛が、最早、外記流も相衰え稽古人はなく、このままでは御用に召仕える人数もなくなってしまうと慨嘆している。

この控のなかで大槻氏は「且又砲術は諸芸にくらべて稽古入料などの迷惑があつて」と

指摘しているが、近習目付丹野利兵衛の意見書は「文武の道ともに、その源に至候にハ、修行第一に御座候へとも、亦金銭無之候てハ、修行も存分に及び兼候、先ッ文学にハ、書籍はしめ帛筆墨に貧しく、武芸にハ、別て大金の相入候砲術の類、実に志有之者も及ひかたく、残念なる者も相聞へ、貧ハ諸道の妨げと申儀、尤なる事に御座候」と金銭がなければ文武の道、とりわけ砲術武芸は稽古できない最たるものと指摘している（『伊達家文書之九』）三一八七）。控の時期は特定できないものの、つねに藩当局と外記流家業人大槻家は御薬込役の人選に頭を悩ましていたのである。

外記流鉄炮注文人とは

安寛の履歴には「外記流鉄炮注文人」を仰せ付けられた記載はないが、これも外記流家業人の役務のひとつである。つぎに掲げる元文三(1738)年六月付の田村喜七郎頭郷が木田市良右衛門に宛てた本奥書と、寛政四(1792)年二月日に安寛が木田市郎右衛門と同市左衛門宛の「鉄炮注文伝書」(7-3-1-18-7)の存在は家業御免後もこの役務を勤めていたとわかる。外記流四文目玉の鉄炮の仕様明細からはじまる全文をつぎに引用したい。

四文目玉

- 一 長三尺五寸三分 本口九分八リン 末口七分三リン 前目當高三分七リン
長四分五リン本口方五寸五分先江立ル 先目當高三分七厘長三分先口ヨリ四分
置立ル 捻長卷寸六分、前センサシ本口ヨリ四寸先江入ル 中センサシ本口方卷尺
七寸四分 末センサシ本口ヨリ三尺八分、

八文目玉

- 一 長二尺五寸 本口卷寸卷分 末口八分五リンコウジ(柑子) 高卷分五リン
- 一 長二尺八寸 本口九分 末口七分 前目當高三分五リン 長五分本口ヨリ五寸五リン
先江立ル 先目當高三分八リン長三分五リン先口ヨリ三分五リン置立ル 捻長卷
寸五分五リン、
- 一 長三尺三寸卷分 本口七分九リン 末口五分九リン 前目當高三分五リン長四分五
リン本口ヨリ五寸五分九リン先江立ル 先目當高三分五リン 長二分五リン先口ヨ
リ二分九リン置立ル 捻長卷寸三分、

卷文目玉

- 一 長二尺卷寸三分 本口七分八リン 末口五分八リン 前目當高三分長四分半 本口
ヨリ四寸先江立ル 先目當高三分長三分先口ヨリ三分置立ル 捻長卷寸五分 前セ
ンサシ本口ヨリ三寸先江入ル 先センサシ末口ヨリ四寸三分手前へ入ル、

三文目玉腰サシ

- 一 長卷尺 本口七分八リン 末口六分半但コウジ共ニ七分半 前目當高三分半長四分
半 本口ヨリ卷寸九分半先江立ル 先目當高三分半長二分半先口ヨリ卷分半置立ル
捻長九分 前センサシ本口ヨリ二寸八分半先江入ル 先センサシ末口ヨリ二寸八分
置入ル、

三文目玉 馬上筒

- 一 長卷尺八寸卷分 本口九分三リン 末口七分三リンコウジ高卷分五リン 前目當高

三半長四分半本口ヨリ四寸五分先江立ル 先目當高三分半長二分八リン先口ヨリ二分半置立ル 捻長卷寸四分 前センサシ本口ヨリ三寸五分先江入ル 先センサシ末口ヨリ三寸八分置入ル、

(省略)

威風拾文目玉

- 一 筒長サ二尺五寸 本口卷寸二分先コウジキハニ而卷寸三輪 先ヨリ四五寸前ニ而口合能次第ニ腰ヲ寄ル也 コウジ長三分七輪 ねち長サ卷寸五分いかにも口高く、
- 一 前目當入所ハ本口方目當ノ前角迄五寸ニ入也 高サ三分八輪同ク長サ六分ニリンはば四分二輪地切有センサシ三ツ、
- 一 先目當入所ハコウジキハニ入ル、はば三分九輪四方也 上ニ露請ノ穴有 同風切有
- 一 臺尻長サ卷尺卷寸五分、

同二拾目玉

- 一 筒長サ二尺五寸 本口卷寸九分先コウジキハニテ卷寸二分先二三寸内外ニテ少腰ヲ寄口合能コウジキハエ次第ニキヲイ有也 ねち長サ卷寸七分アリ高く
- 一 前目當ノ入所本口ヨリ目當ノ前角迄五寸ニ入ル 先目當ハコウジキハニ入ル也 同高さ三分八輪同長サ六分五リン先目當ハ四輪前ニ高シ右同断
- 一 臺尻長サ右同前也、
右之通令相伝者也、

田村喜七郎

元文三年

頸郷(朱印・花押)

六月

木田市良右衛門殿

前書可用之

大概十郎太夫

寛政四年

安寛(朱印・花押)

二月日

木田市郎右衛門殿

同氏市右衛門殿

鉄炮方職人に属した木田氏は仙台在住の鉄炮屋で以下に列举するように一族銘の鉄炮が数多く現存している(安田修・小笠原信夫『全国鉄砲鍛冶銘地域別分類』)。

木田伊兵衛充次(文政2) 木田市右衛門 木田市右衛門簡二 木田市右衛門威天 木田市右衛門定勝 木田市兵衛(享保10) 木田市兵衛直利 木田市弥衛門重定 木田市長 木田市郎右定衛門直當 木田市郎右衛門定當 木田市郎右衛門定広 木田市郎右衛門定幸 木田市郎右衛門義 木田市郎右衛門重則 木田市郎右衛門重定 木田市郎右衛門盛典 木田市郎左衛門(文政9) 木田市郎兵衛定啓 木田重利 木田重廣 木田重郎 木田重郎 木田仁右衛門 木田平太夫藤原當次

これらなかには仙台藩で流行した外記流をはじめとする鉄炮が存在したと推測するが、

木田氏は「鉄炮注文伝書」を伝授されて、はじめて外記流の鉄炮を製作することができた。そうした点で鉄炮屋も外記流家業人大槻家の弟子といえる。

安永七年六月十六日の七曜立御伝授御祭の儀式に「鉄炮方御職人五人」が参加していた。鉄炮方職人は若年寄支配の兵具奉行支配下にあり、鉄炮屋・台屋・金物屋・板金師・鋳筒屋・胴乱屋・玉鋳・玉鋳仕立物師・仕立物師が属していた。その人員は寛文十年の「侍帳・切米扶持方牒」は二九名・二〇名、文化十三年～文政五年の「仙台府諸士版籍」は二二名、嘉永前の「兵具方腰物方職人名前進退高覧」は二五名、安政四年の「具足方職人人数調」は二五名であった(庄司 恭「伊達氏御臺屋村上氏勤功調書」『仙台郷土誌研究』平成六年)。

大槻家に伝世する鉄炮三挺(巻末図版参照)

鉄炮鍛治に関連して大槻家に伝来する以下の三挺の鉄炮を話題にしたい。

鉄炮(火縄式)筒元に安元の象嵌 口径13^リ銃身長100^ヅ 全長137,7^ヅ

銘「渡邊幸右衛門信(晴)」(3-3)

鉄炮(火縄式)銃身底部に「外記流一子相伝鍛張立」口径14^リ 銃身長99,8^ヅ

全長137,7^ヅ 銘「渡邊幸右衛門信晴」(3-2)

鉄炮(火縄式)口径13^リ銃身長102^ヅ 全長139,8^ヅ 無銘(3-1)

筒元底部に「外記流一子相伝鍛張立」と彫られている資料番号(3-2)の鉄炮は口径から四文目筒に相当する。外記流秘伝書の全体構成は後述するが、極意之書の一冊に「刃金張立一子相伝之書」とある。はたして渡邊幸右衛門信晴が鍛えた四文目筒は「外記流一子相伝」とあり、外記流四文目筒の正式仕様になる。前掲「鉄炮注文伝書」で四文目玉の全長を「長三尺五寸三分」と記しているが、実物計測値は全長137,7^ヅと一致しない。

筒元の象嵌銘安元は安寛の次男で大槻家五代を継承する人物であるが、資料番号(3-3)の鉄炮は安元の持筒である。この鉄炮もまた渡邊幸右衛門信晴の作で、口径から三匁五分筒に相当する。大槻家資料のなかに包紙に「渡邊幸右衛門張新筒中角四枚」とある中附に「玉目三匁五分 渡邊幸右衛門張 玉数五放 文化十年六月廿五日」とある(1-59)。玉目と鍛治銘からこの中附は安元の象嵌のある鉄炮の可能性がある。さきの「佐伯是保風俗等書上」が文化年間の「鉄炮ハ大槻十之進」と名指したのは五代目の大槻安元のことである。

渡邊幸右衛門信晴は仙台在住の鉄炮鍛治であり、木田氏同様、やはり一族銘の鉄炮が数多く現存しているのでこれも紹介しておきたい(安田修前掲書)。

渡邊幸右衛門信勝 渡邊幸右衛門良信 渡邊幸右衛門重信 渡邊幸右衛門信明 渡邊幸右衛門弘記 渡邊幸左衛門(文政1) 渡邊幸左衛門喬芳 渡邊幸左衛門直喬 渡邊幸右衛門源信博 渡邊幸右衛門信晴 渡部幸左衛門 渡部幸左衛門源一 渡部幸左衛門 渡部幸左衛門重晴 渡部通厚

つぎに安寛が仙台在住の鉄炮鍛治安右衛門宛に外記流拾匁を注文した文書を紹介し、安寛が外記流鉄炮注文人であった事実と藩の職制の末端組織に位置した職人衆と緊密な関係にあった事実を確認したい(1-6)。

外記流拾匁注文

一 筒長式尺五寸 一 本小口壱寸三分五り 一 本口壱寸貳分 一 末口壱寸三厘
一 前目當高三分八り 一 先目當高三分九り 一 丸筒請角壱角立 一 捻長壱寸七分
一 筒重壱貫百日程

右之外兼而之通張立可有之候、以上、

大槻十郎太夫

八月

安右衛門殿

安右衛門の姓は現存する鉄炮の銘文から倉橋氏とみなせるが、倉橋一族銘の現存する鉄炮も紹介しておきたい（安田修前掲書）。

倉橋卯左衛門時次（明治9）倉橋清右衛門 倉橋喜右衛門（嘉永5）倉橋喜右衛門栄光（寛延3）倉橋喜左衛門（寛延3）倉橋長兵衛（文化13）倉橋安右衛門 倉橋安右衛門清良 倉橋安右衛門時広

以上みたように外記流家業人大槻家は仙台在住の鉄炮鍛冶に外記流鉄炮を注文したが、鉄炮の産地として著名な泉州堺の鉄炮鍛冶にも鉄炮を注文していた。その事実を示す泉州堺の鉄炮師榎並屋勘左衛門の覚書の全文をつぎに紹介したい（1-77）。

覚

上之鍛

一、拾弍玉筒 拾挺

右分力様 壱放掛

但シ 壱挺ニ付 代金貳兩三步也

ノ 金貳拾七兩貳步也

右之通御代金槌奉請取（黒印）候、以上

泉州境 御鉄炮師

亥三月十九日

榎並屋勘左衛門（黒印）

大槻十郎太夫様

なお、大槻家では十郎太夫を通称する人物は安寛・貞安・安貞の三名がいるので時期は特定できないが、この覚は堺の榎並屋勘左衛門家の仙台藩出入の事実を伝えている。

安寛の奮闘—杉山台大筒稽古の支度—

はじめに紹介した「伊達重村諸芸調申付覚書」は「広指南も仕、弟子取立候流儀かと被思召候」の筆頭に御流儀として大槻家の外記流がふくまれていた。この覚書は寛政元年頃だが、安寛は外記流引立のため、仙台藩のために砲術家業に奮闘していた。そのことは七曜立御伝授御祭の次第が語っているが、さらに奮闘の一例として寛政四（1792）年三月、安寛が倅十之進安元をふくむ門弟四人の大筒稽古のために杉山台七丁所の拝借願書の内容をつぎに紹介したい（1-40）。

稽古人は十之進安元・多田寛治、平山幸門倅運蔵（妻は安寛の娘）、御代田三郎右衛門倅孝助の四名である。門弟四人は皆伝の稽古中であり、口伝で一通りは伝えているが、拙者（安寛以下同）が繁昌の内に討形を極めてもらいたいと願書を提出した。大筒稽古は物入

りで容易くないが、自分が繁昌の内に伝授させたい。最早、外記流も相衰え稽古人はなく、このままでは御用に召仕える人数もいなくなる。そこで自分物入りを承知の上で外記流を引き立て、後々出精すれば稽古人も追々出てくるし、第一に上の御用にも役立つと考えて大筒稽古の願書を提出した。

そこで御多門御櫓に置かれ、拙者が預かっている馬附二〇〇目御筒一挺と一五〇匁御鉄炮一挺の二挺、それに御兵具方御蔵の長筒五〇匁一挺、長筒二七匁一挺、長筒一五匁の三挺を御貸頂きたいので兵具方へ御下知を御願したい。とくに兵具方の長筒一五匁の御筒は先年、芦多佐渡殿が大屋形様に差上げたもので、追々試打を予定しているものである。

一、討試は四月十五日前の天気次第だが、日限は追って御知らせするが、その節は堤より万日堂前杉山通海道の往来を留め、討付の所は七北田より杉山への直道は往来しないようにこれも御願したい。

一、七丁所の討形場所は、先年、大屋形様へ御伝授申し上げた所で、討付の場所の草を刈取り、矢見塚を修復して使用する。討試の間、田畑などは常の通りである。

一、大屋形様が御討形をした節は、矢見塚先へ相図の御法螺を平田六兵衛に吹かせて御相図をした。こんども法螺で相図したいので許可を御願したい。六兵衛は弟子なので拙者からも頼むようにする。

一、討形の場所に張る御幕対三張ならびに御幕杭も拝借を御願したい。

以上の通り御筒の拝借など仰せ付けられ、討形ができるように御願いたく存じます。諸式自分物入をもって討形を仕ります。(以下省略)

帳面には懇願の文言が続くが、差出は大槻十郎太夫、年月日は寛政四年三月二十六日、大筒稽古日は三月二十五日より四月四日、宛所には要人殿、治太夫殿、志摩殿、主膳殿とある。さらに月番であろう主膳宛の拝借物品ごとに作事方・御武具方などの各部署への願書を何通も載せ、末尾には大筒を掃除するために以下の職人の動員を御願している。

木田市郎右衛門(鍛治) 木田平太夫(鍛治) 村上吉右衛門(台屋) 村上長右衛門(台屋) 林口筒之丞(金物屋カ) 宍戸作右衛門(鍛治) 宍戸勘右衛門(鍛治) 今藤又衛 千田金右衛門 松原四郎助(鍛治) 鈴木甚右衛門(台屋カ) 山田左吉 今野長五郎(鍛治) 佐藤清三郎(鍛治) 永井久治 氏家利兵衛(鍛治) 玉川八右衛門(金物屋) 庄兵衛(台屋)

とにかく面倒な手続きをへて杉山台七丁所の大筒稽古が実施されたが、皆伝が御薬込仮役の必須条件であったことは既述した。このように安寛は仙台藩の砲術御用に奮闘したのである。

二、鉄炮台師の存在意義

仙台藩譜代の御台屋村上氏の勤功

杉山台の射場に詰めた職人の括弧の職種は関連資料から探ったが、村上吉右衛門はつぎの大槻家資料から御台屋(台師)であることが判明した(1-86)。

一、金式兩三步也、

右ハ極上檜御臺木式挺木品御買上御入料、
右之通御入料書上申候、以上

御臺屋

七月

村上吉左衛門（印）

御台屋村上氏の事績は八代目村上長十郎が天保十四（1843）年十一月に藩に提出した『勤功調書』が詳細を伝えている（庄司恭前掲論文）。調書は村上氏が外記流家業人大槻氏と同様に仙台藩の銃砲製作と砲術武芸に深く関わった事実を語っているので、あえてここに一節を設けて補論として村上氏の事績を紹介したい。

村上氏の元祖は善吉といい、伊達家譜代の御供大工で御切米二両二歩、御扶持方三人分を下されて棟梁として御用を勤めていたが、貞山様（伊達政宗）が慶長八（1603）年に堺の御台屋源兵衛を召抱えると弟子になり、御鉄砲御台突方の伝授を受けて御台屋に転身した。善吉は慶長八年から寛永十六（1639）年までの三十六年間、懈怠なく勤めて隠居した。善吉の跡、二代目吉右衛門が継いで細工を仰せ付けられ、明暦元（1655）年に病死すると嫡子吉左衛門が三代目になった。明暦二（1656）年に義山様（伊達忠宗）から御鉄砲大筒台突方の稽古を仰せ付けられて井上流宗家井上左太夫（正景）の弟子になり、下総佐倉に五年間詰めて秘伝の台突方を極め、さらに延宝六（1678）年二月に自分入料をもって罷登って残りの秘書の伝授を済ませた。井上左太夫から今回の伝授は吉左衛門に限ったもので、諸大名からの門弟には老人も出さないと言われた。

寛文年中（1661～1672）には貞山様代の仕寄筒玉目八匁より二五匁迄三五挺、井上左太夫伝授通りの細工を仰せ付けられたが、吉左衛門老人では大筒は扱えないので、弟長助に神文を取らせて手伝わせて上納した。寛文十二年三月には吉左衛門と弟長助に仕寄大筒一五挺の御台突方を井上左太夫の伝授通りの細工を仰せ付けられて仕上げた。弟長助の手伝奇特と御切米一両一歩、御扶持方三人分を下されて御台屋に召出され、同姓末家になって吉左衛門は源右衛門と改名し、長助は吉左衛門に改めて村上吉右衛門の先祖になった。

延宝年中（1673～80）に大筒一三五匁一挺、一二五匁一挺、五〇匁一挺の御台突替を仰せ付けられて天和三（1683）年に上納した。延宝三（1675）年より天和年中、肯山様（伊達綱村）代御持筒御台の細工を度々仰せ付けられ上納して度々御賞を下された。源右衛門は明暦元年より元禄五年迄三十八年間、懈怠なく勤仕して隠居し、養子長蔵が跡を継いだ。

四代目長蔵は養父源右衛門から井上左太夫伝授の秘事を相伝し、元禄十（1697）年に肯山様（伊達綱村）御代の御持筒御台を仰せ付けられて上納した。元禄十三年には弟子衣装料として御切米二歩、御扶持方二人分を下された。宝永七（1710）年に御持筒御台を仰せ付けられ仕上げの御褒美金二〇〇疋を下し置かれた。宝永八年より正徳元（1711）年迄御持筒御台八挺の細工を仰せ付けられ上納して御賞營を下された。正徳二年、先祖より同年迄百拾ヶ年勤仕したに付き、永々苗字御免を下された。正徳三年御持筒御台の細工を仰せ付けられて上納し、御褒美金一〇〇疋を下し置かれた。長蔵は元禄五（1692）年より享保四（1719）年迄二十八年間懈怠なく勤仕し、同年に病死して嫡子長十郎が跡を継いだ。

五代目長十郎は父長蔵より秘事を伝授し、享保六（1721）年の儉約によって弟子料御切米二歩、御扶持方二人分を召上げられた。享保七年御持筒御台を仰せ付けられて上納し、直しき出来として御褒美金二〇〇疋、田村内膳様御持筒一挺御台突方を仰せ付けられ上納

し、直しき出来として金二〇〇疋、伊達遠近江守様御持筒一挺の御台突方を仰せ付けられて上納し、直しき出来として金二〇〇疋、同年より元文元（1736）年迄御持筒御台四二挺を上納して御賞を下された。同年数の内、御台の削直し都合四七挺を上納した。元文元年には先祖より勤仕に付き御切米二歩、御扶持方一人分の加恩を下され、持来進退取合せ御切米三両、御扶持方四人分高に下された。

元文五（1740）年より延享二（1745）年迄御持筒御台五挺ほか削り直し御台一一挺細工を仰せ付けられ仕上げて上納した。享保四（1719）年より延享四年迄二十九年間、江戸と国元で懈怠なく勤仕し、老躰に付き隠居して養子長左衛門が跡を継いだ。

六代目長左衛門は養父長十郎より秘事を相伝し、当（統）一流二〇〇目鑄筒御台仰せ付けられ萱場三郎左衛門殿より伝授を請けて上納した。寛延二（1749）年には不易流御台突方の伝授を仰せられ自分入料をもって稽古し、氏家新兵衛より大筒台とも伝授して御用を勤仕した。江戸麻布御兵具物御手置三度上府して首尾よく勤仕し、国元御鉄炮台木伐り方御用に付き、伊具郡斗倉山の御林へ五度ほど下り首尾よく勤仕した。延享四年より安永九（1780）年迄三十四ヶ年勤仕し、老躰をもって隠居し、養子長右衛門が跡を継いだ。

七代目村上長右衛門は養父長左衛門より秘事を相伝し、安永九年より寛政四年迄十三ヶ年首尾よく勤仕したが、病身に付き同年拙者（長十郎）養子になり隠居した。

以上は村上氏の元祖善吉から七代長右衛門までの事績である。調書によれば、元祖善吉は伊達家譜代の御供大工であったが、伊達政宗が堺の台屋源兵衛を召抱えると弟子になって鉄炮の台突方（銃床の細工）を伝授して台屋に転身して御持筒の御台を製作したとある。そして三代目吉左衛門は伊達忠宗に命じられて佐倉の堀田家にいた井上外記正継の子井上左太夫正景の弟子になって井上流（外記流）の鉄炮大筒の台突方の秘伝を残らず伝授した。吉左衛門が井上左太夫正景に弟子入りしたのは伊達忠宗が井上流を稽古していたからである。かくして吉左衛門のあと、長蔵・長十郎・長左衛門・長右衛門に至るまで井上流の台突方の秘伝を継承している。

大槻安寛が安永七年六月十六日に行われた七曜立御伝授の儀式と寛政四（1792）年三月末から四月上旬まで杉山台七丁所における大筒討形ともに外記流（井上流）仕様の鉄炮が使われた。鉄炮鍛冶や台屋、金物屋などが参加したのは鉄炮の手入れや修理のためだが、職人たちは井上流宗家から台木製作や鉄炮鍛冶木田氏のように仙台藩の外記流家業人から鉄炮注文の秘事の伝授を請けることが必須であった。それは六代目長左衛門が当（統）一流二〇〇目鑄筒の御台を仰せ付けられたとき、同流の萱場三郎左衛門より伝授を請けて上納した事実、それに寛延二（1749）年に不易流御台突方の伝授を請けるように仰せ付けられて自分入料で稽古し、同流の氏家新兵衛より大筒台の伝授を済ませて製作した事実からも首肯できる。

冒頭で紹介した年末詳七月付の村上吉左衛門は大槻家のために金貳両三歩の極上台木二品を調達したが、この人物は三代目当主と思われ、また極上の檜の台木は六代目長左衛門の記事に「国元御鉄炮台木伐り方御用に付き、伊具郡斗倉山の御林へ五ヶ度ほど下り首尾よく勤仕した」とあり、この極上の檜の台木は伊具郡小田邑（現宮城県角田市）に所在す

る斗蔵山で『奥州観蹟聞老志』は「俱ニ凌雲ヲ蔵牛此地名産或用之槍竿ニ或備之銃架堅實牢固極其美好ヲ」と伝えている。

八代目村上長十郎の事績

『勤功調書』の作成者は八代目村上長十郎である。この部分は年月を追って仙台藩の台屋の仕事の全貌を詳しく伝えている。長十郎の部分は年表にして紹介したい。

文化4(1807) 幼少時別家祖父吉右衛門から大筒台迄の伝授を請けて御用を勤めた。

文化5(1808) 2・9 蝦夷地警固のクナシリに出立、職外御用の鍵の張立のため御鍵屋横尾久兵衛より伝授を請け、兵具物数百挺の大筒、御鍵などの手入や御鉄炮を修復し、公儀御備大筒数挺の手入れをして金百疋を下され、家職奇特として金二百疋と水豹革を下され、御酒を頂戴し帰国後、御用褒美金三百疋を下された。

文化6(1809) 弟子分御切米式歩、御扶持方一人半分を下された。

文化9(1812) 享和3(1803)年より御持筒・小道具まで職外出精により御褒美鳥目一貫文を下された。

文化13(1816) 茂庭周防が英山様(斎宗)拝領の花石目の御持筒1挺(銘屋満くつし)御台の修復を大概十之進(安元)から仰せ付けられて上納した。

文化14(1817) 11 麻布御囲の御鉄炮手入れのため半年番を勤め、同所の大筒100目を自弁で仕上げ上納して帰国後、金三百疋を下された。江戸勤番中、御上屋敷の御持筒の御掃除をして南鐙一片を下された。

文政元(1818) 江戸勤番中、英山様御年始、御兵具の間御椽通りで御目見をした。

文政元(1818) 2 江戸勤番中、卯之日の御祝で上屋敷に罷出、御具足・御鍵屋持前を仰せ付けられ、晩七ツ時に御召具足二領御飾、御小道具、御旗の御立を勤めて御具足餅御酒を頂戴し、上屋敷兵具之間の御飾御鉄炮50挺御小道具の御修復をした。

文政2(1819) 文政元年より同2年江戸麻布御備御道具の御流儀胴付10匁新規御筒4挺の御台新規拵え宜しき出来として鳥目五百文を下された。

文政3(1820) 5・5 正山様(斎義)日々御鉄炮御稽古、御持筒の御掃除をして御褒美金百疋を下された。

文政4(1821) 御鉄炮屋木田市郎右衛門所持玉目1分筒を2分に繰揚げて献上した。御筒1挺御台木黒柿に仰せ付けられ、御細工道具一式を下され、小平太郎左衛門殿の御伝授を請けて仕上げ御覧に入れた。

文政4(1821) 正山様飛龍銘10匁筒1挺新規御張立、御台木下り檜、御金物御引座飛龍御目返し雲、御屋具ら裏宝寿御様絵付を上納し、宜しき出来として御褒美金百疋を下された。

文政5(1822) 先祖所持の御持筒御台木縮柿1挺、槐1挺を献上し珍木をもって御賞御金五百疋を下された。

文政5(1822) 6・19、28 御鉄炮稽古日々御持筒御掃除をして御酒を頂戴した。

文政6(1823) 御鉄炮稽古中、日々御掃除して御金百疋を下された。

文政8(1825) 9・6 御鉄炮稽古中、日々御掃除して御金百五拾疋を下された。

文政 8 (1825) 正山様御代脇坂中務太輔様進上長三尺五寸筋小口御玉目 3 匁 5 分御持筒 1 挺、御金物惣分銅御絵様の御台木赤檜細工を夜勤して二十五日で上納した。

文政 10 (1827) 3・15 御鉄炮御稽古中、日々御掃除して御褒美金百疋を下された。

文政 11 (1828) 白糸繫糸 2 挺御対御筒、当千御持筒 1 挺、星合御持筒 1 挺、1 挺玉目 2 匁、今野長右衛門張御持筒 1 挺、他御持筒 6 挺御台直し御修復して上納した。

天保 2 (1831) 3 御鉄炮御稽古、御野御山御出の節、御持筒を御掃除して御褒美金百疋を下さる。

天保 2 (1831) 御葉込高橋新右衛門殿拝領の持筒 1 挺御台突方仕上げで上納した。

天保 2 (1831) 御旗本渡持筒 1 挺、御番筒 14 挺、年割御細工として上納した。

天保 3 (1832) 櫟木流早川与一殿渡持筒 1 挺、御番筒 14 挺を上納した。

天保 4 (1833) 不易流伊藤源之助殿渡 50 目 1 挺、10 匁 1 挺、御番筒 9 挺を上納した。

天保 4 (1833) 櫟木流御旗本渡持筒 2 挺を上納した。

天保 5 (1834) 御旗本渡持筒 2 挺、御番筒 12 挺の年割を上納した。

天保 5 (1834) 坂本流川村大蔵殿へ初めて渡す 10 匁 1 挺、持筒 1 挺を上納した。

天保 5 (1834) 5 鉄炮射方御見分拙者 (長十郎) 一〇ケ度以上罷り出た。

天保 5 (1834) 5・24 松島で貞山様 (政宗) 二百回御忌御法事が御執行される。

天保 7 (1836) 御番筒 14 挺の年割を上納した。

天保 7 (1836) 文化 6 年より弟子分御切米二分、御扶持方一人半分下されたが、御改革中は御扶持方を揚げられた。

天保 7 (1836) 御番筒 14 挺の年割を上納した。

天保 7 (1836) 御番筒 3 挺不時の御細工を上納した。

天保 9 (1838) 御番筒 15 挺を上納した。

天保 9 (1838) 櫟木流井上覚之丞殿渡 30 目御台 1 挺、坂本流川村大蔵渡 30 目御台 1 挺、都合 2 挺の木品より突方まで自分入料で献上して御褒美金五百疋を下さる。

天保 9 (1838) 文政 10 (1827) 年迄 12 ケ年御持筒御小道具等職外の係まで御手入出精骨折りに付き御褒美鳥目一貫文を下さる。

天保 9 (1838) 伊達大膳太夫様不易流御持筒 1 挺、伊藤源之助殿御注文御玉目 4 匁、今野長右衛門張御台木黒槐にて上納し、大膳様より御褒美金二百疋を下された。

天保 9 (1838) 御番筒 3 挺を上納した。

天保 9 (1838) 外記流唐銅 10 匁 1 挺御台突方をして上納した。

天保 9 (1838) 坂本流川村大蔵殿渡 50 目御台 1 挺木品より突方まで自分入料をもって上納した。

天保 9 (1838) 御番筒 15 挺木品より突方まで自分入料をもって上納した。

天保 11 (1840) 御旗本渡持筒 5 挺、御番筒 10 挺木品より突方まで自分入料をもって上納した。

天保 11 (1840) 御番筒 6 挺年割を上納し、御兵具方御蔵囿御鉄炮、大手御多門備えの

大筒を手入れした。御玉目2分より10匁までの御持筒新規御台仕立直し御台16挺を上納した。文化3年より天保11年まで御番筒424挺、御旗本渡持筒45挺の御台を上納し、この内、御番筒御台25挺、御旗本渡持筒御台5挺木品から突方自分入料で仕上げ奇特とされて御賞御金十五切を下された。

天保12(1841)坂本流川村大蔵殿渡100目御台1挺、櫟木流井上覚之丞殿渡50目御台1挺都合2挺木品より突方自分入料で献上し御褒美金二千疋を下された。

天保12(1841)御薬込高橋新右衛門殿へ御稽古筒渡持筒御台1挺突方して上納した。

天保12(1841)御番筒6挺御台突方をして上納した。

天保12(1841)外記流稽古人大友東吉殿渡持筒御台1挺突方をして上納した。

天保13(1842)不易流伊藤源之助殿渡30目御台1挺突方をして上納した。

天保13(1842)御本細工御番筒6挺御台突方をして上納した。

天保13(1842)御番筒12年分13年分22挺、前書の調高都合436挺、持筒御台12年分13年分3挺、前書の調高都合48挺。

天保13(1842)御在国中御稽古方の持筒度々御掃除に罷出、御賞として鳥目五拾疋下された。

天保13(1842)安盛流30目1挺、外記流10匁7挺 同20目1挺 同30目2挺 同50目1挺 同100目1挺 不易流10匁2挺 同30目2挺 同50目1挺 櫟木流30目1挺 同50目1挺 坂本流10目1挺 同30目1挺 同50目1挺 同100目1挺、

以上は年数の内、不時の御細工を仰せ付けられて上納した十五口である。

天保13(1842)御台木御伐方御用として伊具郡斗倉山並丸森御林へ三度下った。

以上が長十郎の事績であるが、さらに先祖善吉より当年(天保14)までの惣年数などを記し、「先祖代より勤仕中御呵等無御座拙者儀進退御切米三両御扶持方四人分、当六拾壹ニ罷成家業御臺屋ニ御座候、拙者儀先祖代より之勤功書上候様被 仰渡候ニ付如斯奉申上候以上」と結んでいる。

三、家臣の外記流砲術の門弟たち

仙台藩主は鉄炮数寄者

『勤功調書』には藩主の御持筒台の製作を伝え、長十郎の文政年間と天保初年のなかで十一代藩主正山様(伊達斎義)が日々御鉄炮御稽古、御持筒の御掃除をして御褒美金百疋を下されたとあり、また文政五年の記事には正山様の銘飛龍の拾匁持筒を新規に製作したとみえるが、仙台藩主は代々砲術に執心していた。

たとえば藩祖伊達政宗は天正十五(1587)年六月五日に鉄炮一〇〇挺の試打ちを行い、重臣茂庭石見綱元などとともにみずからも鉄炮を放って命中させた記録があり、稲富一夢の養子稲富宮内少輔重次が伊達政宗に出した慶長十八(1613)年三月二十八日の書状には政宗が一夢から直接、稲富流の免許を授けられたと述べている(『仙台市史』通史編4近世2)。また嫡子忠宗(義山公)も父政宗に劣らぬ鉄炮数寄者で、元和七(1621)年に豊後佐伯藩祖毛利伊勢守高政が創始した伊勢守流の秘事を伝授され、鍛錬の結果、一五間の

距離で下針を打ち落とすほどの名人になった（『毛利家資料調査報告書』大分県佐伯市教育委員会）。さらに明和九（1772）年九月二日の安寛の調書に義山公は流祖井上外記正継が親造した玉目二七目の鳴神の長筒、玉目五〇目の中筒、玉目一五〇目、玉目二〇〇目の四挺の射法を習得したとあり、外記流にも造詣があった（7-3-1-18-6）。

仙台藩主の鉄炮数寄は藩祖以来の伝統があったが、獅山公（伊達吉村）もその例に漏れない。というのは正徳六（1716）年四月、外記流宗家五代井上左太夫正房が獅山公に「先頃、被仰聞候五冊物秘伝、別而御懇望ニ御座候ニ付、御進上仕候、急キ申候間麁筆之段、可蒙御免候、尤不及申上候得共、必以御秘事奉頼上候」と伝えているからである。ただし、獅山公が懇望した五冊物秘伝は「調積集巻之上、鉄炮法式五箇条、同巻之中、同巻之下、塩硝製法、星当集」の印可の前段の免状の伝授であった。井上左太夫正房は文末に「右小目当口伝いずれも他見他言あらさる事といふ、就中朱ニテ星付候口伝、別而第一ニ可秘、たとへ門弟たりといへとも伝ふ事あらさる者也」の一文を添えた（歴博安斎）。

さきに触れた安永七年六月十一日の七曜立御伝授御祭では伊達重村が外記流鉄炮をみずから一四放し、寛政四年三月の杉山台大筒稽古の資料に「先年、大屋形様へ御伝授申し上げた所」とあるが、安寛は宝暦十二（1762）年十一月には藩主の鉄炮の御相手を仰せ付けられたと記し、伝系伝授次第には「徹山様（重村）・桂山様（斎村）御師範申上候」とみえる（1-95-4）。したがって杉山台の大屋形は七代藩主の伊達重村であるが、ともかく仙台藩主は鉄炮数寄者が多かったのである。

安寛の門弟たち

明和七（1770）年六月の系図の末尾に伝系を「外記流元祖井上外記、右流氣（儀）伝授相請候者共名元」とつぎのように記している。

井上佐太輔正景門人田村数右衛門頭伴 右数右衛門門人鶴谷弥次助 井上左太夫正次門人田村喜七郎頭郷 右喜七郎門人大槻源八郎安定 佐藤権兵衛信周 大槻十郎太夫安寛 右十郎太夫門人松坂団治定周 白土清之進隆直、

大槻源八郎安定・大槻十郎太夫安寛は外記流宗家四代井上左太夫正次の門人田村喜七郎頭郷の門人だが、安寛もまた外記流宗家七代井上左太夫正岑に師事し、さらに階梯をあげた藩主伊達吉村から外記流の秘伝を授けられ、藩主の鉄炮相手や薬込役を仰せ付けられるなど、それまで以上に外記流に出精して藩主と近い関係になった。

明和九（1772）年九月二日の調書のいう義山公が制した外記流四挺の火銃の秘伝を継承した安寛は、今、それを学ぶ弟子一八人の役職と姓名を列挙している（7-3-1-18-6）。

近習佐々布八郎左衛門景広・小姓組松坂団治定周・江戸番馬上吉田六左衛門直胤・薬込相箇窪源十郎親平・白石丈之助定候・定供小平吉十郎元昭・大番士大松沢牧太実栄・田村平九郎頭操、御代田三郎衛門頭古・遠藤権四郎祐純・相沢理右衛門産行・藤間武左衛門盛之・清之丞実清男多川丹弥実包・左覚乙信男横田惣助盛信・旗本足軽組長谷部六右衛門安晋・横山惣吉久恒・高橋利大夫成至・六右衛門安晋男長谷部六郎右衛門安礼、

これと一部重複（下線）するが「外記流伝系調大槻家伝系伝授次第」（1-95-4）は安寛の弟子の免状印可皆伝者一五人の名前をつぎのように列記している。

(伊達) 式部殿・松坂団治・吉田六左衛門・御代田三郎右衛門・藤間武左衛門・多川丹弥・小平仁右衛門・白土郷左衛門・白石源左衛門・橘川十蔵・平山運蔵・御代田幸助・多田官治・菊池市左衛門・西城清之進、

外記流の秘伝構成

安寛の門弟は起請文を提出して外記流を稽古して免状、印可、皆伝を授けられたが、皆伝到達までに発行される伝書の数膨大であった。大槻家には外記流秘伝書類を収めた三段の引出のある鉄炮伝授箱があった。鉄炮伝授箱の引出に収納されていた伝書の内容を記した資料が残されている(1-23)。

上之引出入記

調積集之巻(上・中・下)・星當集・塩硝之製法 右五冊免状之書

鉄炮割之書・鉄炮口伝之割書・鉄炮之伝書 見詰目當伝書・玉地行之書 下臺無シ・玉込秘伝書 右五冊印可書

是ヨリ跡之書極意之書

極秘伝之書 一分割之書也・小目当秘書上下式冊 右ハ頭伴様御工夫事也・筒之口伝書 筒張之書・小目当可放書 下臺無・刃金張立一子相伝之書・力薬割之書・玉峠之巻物

中ノ引出入記

提桿櫓積之書 老之書・同二之書・中筒櫓書 老書・式之書～七之書・同八之書 百弍拾五文方三百目迄・町見之書 五間方十八町迄・同五間十八町迄・五分玉径方拾貫目玉径之書・老貫目筒注文之書・鉄炮櫓積書 老書～三ノ書・裏星積櫓積書 四ノ書・小筒櫓積書 五ノ書・鉄炮薬之書 六ノ書・筒張立臺金物書 七ノ書・鉄炮薬之書・長筒中筒引揃口伝書

下ノ引出入記

筒注文之書 但表紙とち本・鉄炮御思意之秘書 右ハ頭郷様御工夫之書・直方放之伝書・極秘伝之書・殺生之巻物 老巻・大筒臺金物 三巻 但内一卷ハ中ノ引出へ入置・威風提桿構堅之図之巻 弍巻・疊鉄炮之書・塩硝荒煎之次第之書

伝書の総数は五十余件におよぶが、これが外記流家業人大槻家の発行できる秘伝の全容である。これらはおもに外記流宗家井上家からの伝授だが、「右ハ頭伴様御工夫事也」「右ハ頭郷様御工夫事也」とあるように安定や安寛の師匠外記流師範田村家の工夫もあった。

外記流を継承する五代安元

以上は明和七(1770)年六月の書出系図とその他の資料を駆使しながら記述した。安永二(1773)年六月に安寛が大槻家一族の詳細な系図を綴った後の系図に五代安元と六代貞安の履歴がみえる。おなじ論法で引き続き大槻家の履歴を読み解きたい。

五代安元は安寛の次男で十之進を通称した。天明三(1783)年三月に父の知行一三貫文の内三貫文を分地されて別家を立て、御番所、大広間を仰せ付けられた。しかし天明五(1785)年九月に本家の惣領勇太夫安志が病身のため家督を除かれると、翌天明六年五月に本家を継いで一三貫文を下されて鉄炮家業を仰せ付けられた。

家督を継いだ安元は天明九（1789）年二月、父安寛自身が書写した「鳥銃之秘書」を相伝されたが、巻末につきの由来の一文があった（1-57、1-4）。

此二巻者鳥銃之秘也、往昔先公 獅山（伊達吉村）公所授于臣安寛之先考坂上頭郷之書也、先考没後臣安寛敢請奉返此書、元文四年己未九月廿九日 公命臣安寛曰、此書直授爾々受之、以此書而廣伝人、則思爾之忠義也、因授之爾於是臣安寛敬拜受之、君恩之厚、君言之重、謹記諸卷末、以伝諸不朽云、

この二巻の鳥銃秘は往昔、獅山公が安寛の先考坂上（田村）頭郷に授けた書で、頭郷没後、この書を返し奉ることを請うたところ、元文四（1738）年九月二十九日、獅山公からこの書を授けられた。そのとき、この書を以って広く人に伝えれば、安寛の忠義であるので、これを授けると言われて、臣安寛は敬拝してこれを受けたというのである。

安寛書写の鳥銃の秘は宛名を欠くが、井上外記正継の名前があって二巻の内の一巻の写しと思われ、他の一巻は宛名を欠き、資料一覧の寛永三（1626）年六月の井上外記正継の名前のある射撃姿勢を裸体で描いた色彩のある「構堅之図」（1-2）と推測する。

本家を継いだ安元は寛政元（1789）年八月七日に大槻家の役職の定御供、御薬込仮役を仰せ付けられ、寛政四年四月には杉山台で大筒の皆伝稽古を行った。そして寛政五（1793）年三月十九日には定御供、御薬込役を仰せ付けられ、勤仕中は三両四人分の役料を給された。鉄炮家業に出精して寛政六（1794）年三月二十六日には新張の持筒一挺と道具類を拝領し、翌寛政七年八月十五日には父安寛が勤めていた大手御多門櫓にある鉄炮および道具類の管理を引き継ぎ、同年十月には外記流鉄炮注文人を仰せ付けられて鉄炮家業人の役務を着実にこなした。

父安寛は寛政四年三月に杉山台における皆伝稽古の願書を藩に提出すると、まもなく同年の四月二日から六月二十三日まで江戸に詰めるが、「江戸詰合諸留牒」（1-61）は安寛自身の体調を「拙者は御薬込を勤め、当年七三歳である。このたび大屋形様御用で三十日の予定で御登りするが、談合中に上屋敷ならびに堀田摂津守様御屋敷の往還に際して辻駕籠に乗ることを御赦し御願います。拙者は極老の上、病気のところ、押して御登りを仰せ渡らせて袖ヶ崎御屋敷に詰めています。極老の上、病身なので馬・歩行での遠行は叶わない有様なのでこの願を奉りました」と認めている。この三年後、寛政六（1794）年六月二十四日に安寛は七六歳をもって病死して「独勇院大達玄機居士」と法号された。

安元の門弟たち

安元は文化十（1813）年三月三日、藩主英山公（伊達斎宗）の鉄炮稽古の相手を仰せ付けられた。系図は文化十年九月、同十一年、同十一年三月の三度、江戸の外記流宗家井上左太夫に入門し、秘事の虎之子を伝授された経緯をつぎのように記している（2-2）。

- 一、（文化十）同年九月江戸詰中、外記流鉄炮師家井上左太夫殿江入門被仰付、稽古中諸入料金三拾両外ニ歳暮之節並下り之節御添物被下置事ニ仰渡候事、
- 一、同十一年井上左太夫殿方外記流鉄炮御伝被成下伝書、御調印も成下候ニ付、御謝礼銀子並御肴被下置、御同人御家來方も先ニ被下物有之候事、
- 一、同年三月井上左太夫殿ヨリ御秘事虎ノ子御伝授被成下候ニ付為御謝礼銀子並御肴被

下置候事、

すなわち、安元は文化十年九月の江戸詰を機会に外記流宗家井上左太夫正清に入門を仰せ付けられ、稽古中の諸入料三〇両外歳暮や帰国費用を下し置かれ、翌文化十一年に井上左太夫殿から外記流の伝書を成し下され、御調印のための謝礼の銀子と御着を下し置かれ、御同人の家来にも下物があった。

安元は父安寛から外記流の流祖井上外記正継と田村頭郷伝の秘伝を継承し、外記流宗家九代井上正清から秘事の虎ノ子（三貫目・五貫目）を授けられて外記流の蘊蓄を深めて多くの弟子を取り立てた。寛政十一年七月に高橋逸覚が安元から授けられた大筒伝授の免状を紹介したい（1-95-2）。

大筒之伝授誠雖秘事今度大筒貫目迄之伝授不殘令相伝者也、此末討形不苦候条、右為免状此一冊相渡者也、仍如件、

大槻十之進

寛政十一年

安元（朱印・花押）

七月

高橋逸覚殿

高橋逸覚は免状の取得者だが、「外記流伝系調大槻家伝系伝授次第」は免状印可皆伝を済ませた安元の弟子の名前をつぎのように記載している（1-95-4）。

橋川勇蔵・佐々布八郎左衛門・古内鉄右衛門・渋川助太夫・皆川官蔵・二瓶源蔵・安藤与七郎・平田市治・白石敬之丞・菅井小源太・宮沢章治・高橋新右衛門・氏家栄太夫・齋藤直之進・高須五郎左衛門・橋川宣蔵・岡崎甚八郎、

江戸から戻った安元は文化十一年五月に亡父十郎太夫安寛が勤仕した定御供を仰せ付けられた。さきの御台屋村上氏の「勤功調書」の文化十三年の記事に茂庭周防が英山（伊達齋宗）から拝領した花石目の御持筒（銘屋満くつし）の御台の修復を大槻十之進、すなわち、安元から仰せ付けられたとあった。安元は文化十四（1817）年八月十八日、四七歳で病死して「頭剛院雄道高居士」と法号されたが、死の直前まで鉄炮家業人の勤めを果たしていた。

なお、病身のため家督を除かれた惣領の勇太夫安志は安永七（1778）年六月十一日の七曜立御伝授御祭の際、「十太夫嫡子勇太夫御中附役」として列席しており、家業の外記流を稽古していた。万が一、安元に一大事が生じても家業に支障をきたさない配慮であろうが、すでに安志は文化元（1804）年四月二十九日に六三歳でこの世を去っていた。病身のわりに年齢は安元を超えていた。安志の法号は「大仙機覚信士」という。

四、外記流の存続と西洋流の台頭

宗家伝授の厳しい現実—貞安の稽古—

安元の跡、幼名勝三郎、十郎太夫を通称した貞安が六代を継いだ。系図、過去帳ともに没年を安政五（1858）年九月十三日、享年を四六歳とし、安政三（1856）年五月二十四日の「吉家改正略図」（1-16）に大槻十郎太夫四四歳とあるので、生年は文化九（1812）年になり、父安元の他界時はわずか五歳であった。外記流家業人の家筋に生まれた勝三郎は幼

年にして父を失い、外記流指南人の古内鉄右衛門・中荒井与一郎・小平太郎右衛門・高橋善（新カ）右衛門など古参の門弟に稽古を付けてもらい、文政五（1822）年の一〇歳で外記流鉄炮稽古人並を仰せ付けられ、天保元（1830）年十二月二十八日に一八歳で大槻家の役職の定御供、御薬込役を仰せ付けられた。

系図では天保元年の記事に続けて江戸の外記流宗家井上左太夫に入門して皆伝と御秘事の虎之子を伝授された経緯をつぎのように記している（2-2）。

一、同年十二月江戸詰中師家井上左太夫殿江入門被仰付稽古料並歳暮年始等之節、自分進物料とシテ被下物等被成下稽古被仰付候事、

一、同年四月井上左太夫ヨリ外記流鉄炮皆伝並御秘事虎ノ子等之御伝授被成下候事、但右御伝授相談ニ付而ハ為御謝礼御肴並銀子等被下置候事、

外記流家業人大槻家として江戸の外記流宗家井上左太夫家の入門と秘伝の伝授は必須であり、勝三郎とて例外ではなかった。ところが、この時期の仙台藩は財政難に直面していた。天保十四（1825）年八月、勝三郎は江戸の外記流宗家から秘伝を伝授されるための費用として拝借金の願書を当役の勘解由に提出している。やや長文になるが、拝借金願書を意識して江戸の外記流宗家からの秘伝伝授の厳しい現実をみたい（1-94-5）。

天保二（1813）年十二月、御参府の御供を仰せ付けられた拙者（勝三郎）は、この機会に井上宗家へ入門したいと思ったが、自分進物、稽古料などの費用がかさむので拝借金三〇両、知行高一三貫文に対して利足二十年払いで藩に願い出た。それに対して藩からの拝借金は二〇両とされて江戸の稽古に罷出た。同年に先代とおなじ御伝授を受けたが、伝巻を持参しなかったので、御調印は天保四（1815）年の御供の時になった。このときは藩から諸式稽古料として判金壹枚、外に金一〇両を下置かれて江戸の稽古に罷出た。

天保五年に井上左太夫殿から鎌倉（由比ガ浜）で大筒の討試をするので、拙者を召連れて討方を御伝授したいと仰せられたが、急遽、下向が決まり、残念ながら鎌倉での御秘事討方はもちろん御口伝も受けられなかった。

天保八（1819）年の御参府の時、御口伝するので御用のあいたときに討方稽古ならびに御口伝に罷り出たいので、稽古料として三〇両、御利足三十ヶ年払いで藩に拝借金を願い出たところ、格別の御吟味をもって一五両、御利足十ヶ年払いで拝借できて江戸の稽古に罷出でた。

天保九（1820）年、鎌倉討方に罷出ることを井上左太夫殿から御小姓頭衆に申し入れたが、御国許は不作が続ぎ、御儉約の時期で御吟味は難しいと仰せ渡された。今回は大筒御秘事と御討方御伝授に限るので、是非、罷出て伝巻、諸事御口伝を受け、自分進物をもって罷登り、時々稽古に罷出てその外の御口伝も受けたいが、御莫大の入料も限りがあり、この時節に御入料を下さるのは至極恐れ入りますが、拝借金を下されば、自分入料をもって罷出でたい。御知行所は年々不作が打ち続き、さまざま難渋になり、御奉公も渴々の勤仕で、中々自力で召出こともできないが、罷登らなければ不行届きになり、拙者が罷出なければ井上左太夫殿も御不審も持たれると存じます。たびたび御入料下され御伝授半途にて、近年は上の御用に相立たず、御不用になって至極恐れ入ります。此度に限って願書の

通り拝借させて頂きたく存じます。此度、罷登ったならば罷下まで稽古に出精して伝授を
残らず済まします。

余の儀と違い此度は罷出、近年罷登り節迄相延し至極抛なく、眞^{つぎ}上の御外聞も如何と
存じ奉り、自分借財をもって罷出ること吟味を尽くしたけれど、世上一統無頼で通用せ
ず、^い逆も自力では無理ですので、御時節柄をも顧みず、是非に及ばず願奉ります。御憐憫
をもって願のごとく成し下されたく願奉ります。拙者は知行高一三貫文、定御供、御薬込
を勤めています。斯如くに御座います。以上、

この当時、仙台藩では天保の飢饉の影響により藩財政は困難を極めていた。勝三郎が井
上左太夫から鎌倉討方に召連れるといわれた天保五（1834）年の借財額は、古い借財額を
除いた新しい借入金だけでも四〇万六一二四両に及び、その返済が凶作・飢饉の追い打ち
で滞ったため、蔵元升屋らの融資は途絶していた。天保九年当時には江戸商人の林金三郎
を蔵元にしたが、長続きはしなかったという窮状があった（『仙台市史』通史編5近世3）。

この間、勝三郎は天保三（1832）年十一月に外記流鉄炮注文人を仰せ付けられ、おなじ
月に御鷹匠組より御足軽組まで外記流指南役を仰せ付けられている。

先代の安寛も安元も江戸の外記流宗家井上家に入門して伝授を受けている。しかしその
費用は藩から下置かれたとあるだけで拝借金には言及していない。勝三郎は江戸での費用
を三〇両と見積もっている。伝授の内容にもよるが、とても大槻家が自弁で賄えたとは思
えない。大槻家は藩主の稽古する御家流の稽古の御相手役であり、外記流宗家井上家から
の秘伝の伝授は必須であった。それゆえ藩は苦しい財政のなかから拝借金を捻出したにち
がいない。

西洋流の祖高嶋秋帆の登場

勝三郎は嘉永元（1848）正月には藩主楽山公（伊達慶邦）の御鉄炮相手を仰せ付けられ、
嘉永三年五月には御用次第、御休所通りを許された。そして安政元年九月には御小姓並を
仰せ付けられて御供役は御免になった。同年、藩主が山野御出の節は定御供仰せ付けられ
た。勝三郎が江戸の外記流宗家井上左太夫を訪れていた頃、西洋流の祖高嶋秋帆が登場し
て砲術社会に衝撃が走った。

文化五（1808）年八月のフエートン号事件に懲りた幕府は坂本俊現を長崎に遣わして地
役人に砲術を指南させたが、そのなかに秋帆の父高嶋四郎兵衛茂紀がいた。秋帆は父から
和流砲術を学びつつ、町年寄の立場を利用して通詞に西洋の兵制砲術書を翻訳させ、出島
のオランダ人から教えを受けた。

秋帆の砲術はオランダ製の歩兵銃、野戦砲、臼砲、ホーイッスル砲などを購入し、門人
を歩兵・砲兵に編制して西洋銃陣の訓練を行う実技に徹していた。天保八（1837）年二月、
肥後藩の有吉市郎兵衛の入門起請文には「荻野流の事、同新流の事、高嶋流の事、西洋銃
陣の事」とあり、はじめ秋帆は和洋の砲術を伝授していたが、その後、つぎの秘伝構成を
もつ西洋流だけになった（有馬成甫『高嶋秋帆』）。

- 一、モルチール並びにボムベン、ボムベンの用意・装填・仰角・導火の長さ・発射
- 二、ホウィッル 砲身の吟味・薬体カルドース・早導火・焼夷弾・照明弾・早合

三、カノン 行軍砲・車台・玉の吟味・葡萄弾・箱玉・数玉・瓊玉・火薬の吟味・貯蔵
運搬・砲員・焼玉・台場

四、西洋銃陣

以後、頻出する用語なので簡単に解説しておきたい。

モルチール：砲身の短い大口径の銃砲で曲射弾道で発射する。白砲、あるいは天砲ともいい、莫兒底兒、莫尔知尔の字をあてた。

ボムベン：玉の一種、ボムは二〇ドイム（ドイムは長さの単位一ヤ）以上、弾着地で炸裂して内部に仕込まれた多数の玉がはじけ飛ぶ榴弾である。

ホウィツル：平射と曲射兼用の中砲、野戦砲として使用範囲が広い。忽砲、忽微砲、射擲煩ともいい、火微突尔、忽烏微子兒の字をあてた。

薬体カルドース：大砲用の火薬囊である。

カノン：平射角で発射する砲身の長い大砲、長砲、常煩といい、加農、迦柄、珂炯の字をあてた。

西洋銃陣：中隊・大隊などの教練の総称である。

秋帆は天保十一（1840）年九月、アヘン戦争（1840～42）で清国が敗北した情報に接すると、清国の敗北は砲術が未熟なため、西洋蛮夷の勝利は火砲船艦を武備の第一としたからだ。わが国も西洋流で武備を強化すべきで、いまなお天文年間伝来の鳥銃が万全の計と思われているが、西洋では数百年前に廃棄しており、国家の武備に有益ではない。

秋帆は天保十二（1841）年閏正月二十二日に長崎を出立し、江戸に到着すると、一〇〇名近くの門人を演武の陣容に編制した。五月九日、武州徳丸原での演武は火砲と歩・騎兵によるモルチールの榴弾の仕掛打と焼夷弾、ホウィツル砲による小形の榴弾の仕掛打と数打、馬上筒（燧石式）射撃、鉄砲備打、カノン三連と小銃射撃（燧石式）であった。

演武を見学した鉄砲方の田付四郎兵衛と井上左太夫は童子戯にひとしいとこき下ろし、オランダの軍服に身を固めて、オランダ語で号令したと強く非難したが、蛮語は直しくないが、国防に有用だからと水戸の徳川斉昭は水野忠邦に西洋流の採用を進言した。

幕府鉄砲方の井上と田付の両氏は銃砲射技の改良を試みるも限界があった。海防の高まりのなかで幕府が中島流、荻野流、荻野流増補新術、合武三島流、武衛流の砲術家業人を相次いで登用した事実がこれを証明している。

水野忠邦は天保十二年七月、秋帆に褒賞銀をあたえ、演武使用のモルチール、ホウィツル、車付野戦砲の計四門を買い上げた。西洋流の祖は秋帆にあるが、それを推進したのが伊豆韮山の代官江川太郎左衛門英龍である。韮山の地は伊豆・相模の海防の要地とされ、はやくから英龍は西洋流に関心を抱き、徳丸原演武の直前に秋帆に入門した。

天保十三（1842）年、幕府が西洋流相伝の禁止を撤廃すると、江川英龍は西洋流指南をはじめ、幕臣の川路聖謨、信州松代の佐久間象山など一〇〇名近くの門人に小銃操法、銃隊訓練、大砲打方、馬上砲、船打稽古、火薬製法などの実技を教え、天保十四年五月に鉄砲方を拝命すると、火炮中心の軍制改革を進めたものの、反対派の鳥居甲斐守耀蔵の策動によって水野忠邦が失脚すると、秋帆は伝馬町の獄舎につながれ、江川英龍は伊豆の韮山

に退いて大砲鑄造と西洋流の指南を続けた。ふたりの西洋流大家の再登場は嘉永六（1853）年六月のペリー来航を俟たなければならなかった。

仙台藩、西洋流砲術を導入する

十三代藩主伊達慶邦は嘉永二（1849）年、大槻磐溪らに西洋砲術を学ばせ、家臣団に対しても大小銃の演習を奨励するなど、海防のための洋式軍備に関心を寄せはじめた。そして嘉永三（1850）年六月二日には幕府が前年に発令した海防に出精すべしという「御国恩海防令」の遵守を宣言し、翌嘉永四（1851）年に海岸防備を倍の四の手までの動員体制に増強し、有力な家臣に割りあてていた。藩主伊達慶邦は「銃術の儀は海防の枢要」と述べて奨励し、杉山台でも海岸の砲台を模した演習が実施された（竹ヶ原康佑「嘉永期における仙台藩重臣・中嶋恒康の海防政策と砲術攻究」『明治大学博物館研究報告第二〇号』『仙台市史』通史編5近世3）。

嘉永六年七月になると、伊達慶邦は開港を拒絶し武備の充実をはかり、やむを得ない場合には戦争もいとわなないと強硬な意見を表明し、翌年のペリーの再来航に際して、仙台藩は藩校養賢堂学問方の大槻磐溪らを浦賀や神奈川に派遣して探索にあたらせた。この年、大槻磐溪はモルチール砲の演武を披露し、仙台城中では西洋流大砲の鑄造が試みられた（『仙台市史』通史編5近世3）。

これよりさき弘化四（1847）年、涌谷伊達家臣の鈴木雄三郎は江戸の高嶋秋帆に入門した。仙台藩の重臣中嶋恒康（虎之介）は鈴木を「西洋流之秘事ハ安芸殿（湧谷伊達安芸家当主）家中鈴木雄三郎と申者伝授仕居」とし、その伝授内容を「ボンベン其外焼玉煙玉等義始筒之製車台等迄も運搬之類」と述べている。

さらに仙台藩の西洋流受容の経緯を『磐溪年譜』は、嘉永三年十月の条で大槻磐溪が「大塚同庵ヨリ西洋砲術ヲ皆伝ス、以後門人ヲ受ケテ洋兵ヲ教授ス、後数年同藩士中嶋虎之介・真田喜平太等数人ニ伝授ス、諸氏藩国ニ歸リテ大ニ其術を弘メ、藩ノ洋兵大ニ興ル」と伝えている。中嶋虎之介は鈴木雄三郎が仕えた重臣中嶋恒康であり、西洋流砲術の皆伝者だった。

大槻家資料の「系図書之覚」（2-2）の勝三郎の項に「安政三（1856）年二月於江戸表外記流鉄炮ハ基本ニ相立西洋砲術附属師範可仰付候事」とある。仙台藩では家臣を高嶋秋帆や江川英龍に入門させて西洋流の導入を進めたが、伊達慶邦が家中一統に西洋流銃術の稽古を命じたのは安政三（1856）年七月である。つぎにその申渡書控の全文を引用して経緯をみたい（『伊達家文書之九』三〇四四）。

文武両道之義、此節被為置 將軍家取分厚御教導被成置、其内ニ茂、銃術之義者海防之枢要たる故、下曾根金三郎江川太郎左衛門別而御引立之上、田付家井上家も西洋流附属ニ被 仰付候、右流ハ新規之様ニ心得候族も可有之候得共、元來銃術之義は、彼国ヲ渡來致シ、其后 本朝銃家之面々精実之工夫有之、勿論宜敷義ニ候得共、追々彼國鬭爭不絶有之方より、実ニ調練ニ熟候哉ニ相聞得候、本朝ニ而は、難有茂二百余年之昇平ニ付、戦法之術者兎角ニ手ニ相成候氣勢ニ相見得、依大槻十郎太夫家筋ハ、御代々格別ニ被成下銃家ニ有之、右も西洋銃術附属申附、且真田喜平太始、於江戸表西洋術家之門

ニ入れ、此度喜平太ニ者取扱申付、且大槻龍之進も大番士ニ取立、取扱茂申付候間、兩三年之内ニは大方ニ熟達も可致事と、楽居事ニ候、依之大臣歴々初免、家業之銃家は不及申、輕輩之者迄、是迄之銃術稽古ニ不構、西洋流附属ニ稽古可仕候、余之業役ニ而茂、余力ニ者西洋流稽古可致、依而は我等及年寄見分ニも出候而不苦候、且心付次第、江戸又は他国江右流修行ニ罷越度者は、家業人たり共、人ニ寄指免候事茂可有之、其余は、其身嫡子ハ勿論、二三男たり共不苦候間、頭々江願差出可申、但し大進歴々者罷登候義遠慮可致、併格別ニ存込候ハ、願申出、其事品ニ寄、否可令指図候、且前々方右流被行と云共、兎角開兼候間、玉薬筒等手重ニ可有之、此所成丈質素ニ、外見ニ不構、実事修行可有之、特銃家之面々ハ、是迄之通之流義ハ不相失様、厚心懇取扱可申事、

附り、近習向者、外人出会容易難成義ニ候得共、右流ニ而一隊ニ致候事ハ、交接之間、心を附候ハ、可然候、

伊達慶邦は幕府が銃術を海防の枢要とみなして下曾根金三郎と江川太郎左衛門を抜擢して田付家と井上家を西洋流附属に仰せ付けられたと述べ、もともと銃術は彼国から渡来し、その後、本朝では銃家の面々が精実の工夫をして宜しかったが、彼国では闘争が絶えないので実に調練に熟練した。それに対して本朝では二百余年の昇平が続き、戦法の術が二ノ手になったと不利を指摘した。

ついで大槻十郎太夫の家筋は代々格別の銃家なので西洋銃術附属を申し付け、真田喜平太を江戸表の西洋術家に入門させて喜平太に取扱いを申し付け、大槻龍之進を大番士に抜擢して取扱いを申し付けたと対策を述べ、両三年の内には大方西洋流に熟達すると楽観している。かくして大臣歴々はじめ家業の銃家は勿論、輕輩の者までこれまでの銃術に構わず西洋流附属を稽古すべきであると家中一統に西洋流の稽古を奨励したのである。

伊達慶邦は西洋銃術の稽古を奨励したが、藩政改革覚書のなかに西洋流の施策が具体的に述べられている。その部分を以下に抜き出した（『伊達家文書之九』三一八一）。

一、炮戦之調練専務之事、

附、弓組長柄組一切ニ扣、諸組付不殘番外郷士組拔大所人茶道坊主等迄、西洋銃隊組ニ可申付候事、

一、炮戦之世と相成候てハ、甲冑ハ無用之者ニ候間、予丈ハ用不申候間、右へ拘候者ハ、勝手次第可致候事、

一、大小之玉薬、十分ニ可相備候事、

一、番筒を始、国中之鉄炮、西洋流ニ可相改、依之私筒世話可在之事、

一、諸職人ニて、扶持為取候者数多在之候間、類職之分ハ、兼業可申付、扣候て可然分ハ、相扣可申、尤彼等銃隊兼業可申、向々厚考、可遂吟味事、

覚書には炮戦の調練を専務とするために旧来の弓組・長柄組を廃止して諸組付の番外士、郷士、大所人、茶道坊主などを西洋銃隊組に編成して銃隊を拡充する。炮戦の時代に時代遅れの甲冑は無用であり、炮戦のために大砲・小銃の玉薬を十分に備え、火縄式の番筒をはじめ国中の鉄炮を西洋流に改め、数多いる扶持職人は銃隊の兼業を申し付けるとしている。この改革は火砲を主体とする軍制の確立を目標にしたのであり、この方針にしたがっ

て仙台藩領では西洋銃による銃隊訓練が行われた。その片鱗は安政四年三月に加藤直治と増田小一郎両名が認めた「安政四年春北方御郡日記」が伝えているので、その部分をつぎに引用したい（『伊達家文書之九』三〇四九）。（下線筆者）

三月四日、松島水主四十人計アリ、先日中西洋砲稽古日々アリシ由、鰻ヲ捕ヲ渡世トスル者多シ、

三月八日、遠田郡 湧谷家中、ゲベール稽古ノ者五百人ホトノ由、近年大筒鑄立等アリ門弟三百人程アル由、○家中持用ノ銅器類取上ケ、大砲鑄方ノ補トスル由、既ニ成ルモノ数門ニ及フト云、

三月十三日、玉造郡 岩出山家中足輕共ニ五六百人モアル由、○甲冑練兵アリ、彈正殿見分セラレタル由、其節ノ人数三百人計ニテ、鐘鼓ノ相図アリ、鎗弓砲アリ、十六人持ノ大筒ニ挺計アリシ由、

三月十七日、志田郡 松山家中武芸ヲ励ミ、ゲベール稽古モアリ、練兵ハ去年ハアリタレトモ、今年ニナリテハ一度モナシ、

宮床家中三百人ホトアル由ニテ、日々西洋流砲術等稽古アル由、小野村ニモ、家中足輕百人計アル由、皆農家ナリ、

湧谷伊達家臣の鈴木雄三郎が弘化二年に江戸の高嶋秋帆に入門したが、それから十年、同家中における西洋流の現状をゲベール銃の稽古者が五百人、大筒の鑄造があり、門弟は三百人、家中の銅器を大砲鑄造ために取上げて数門を鑄造していたとし、また松山家中ではゲベールの稽古があり、宮床家中でも日々三百人の西洋流砲術の稽古を目撃しているが、そのいっぽうで玉造郡の岩出山家中では足輕が五六百人おり、甲冑を着用し、鐘鼓の相図による鎗弓砲と大筒による旧来の軍制による練兵が行われていた。伊達家中は西洋流一色になったわけではなく新旧、すなわち、和洋混在の現実があった。

なお、湧谷伊達家は知行高二万二六四〇石、居館の下に家中屋敷八七五軒、寺屋敷二六軒、足輕屋敷五七七軒、小人屋敷四一軒、家中の陪臣（又家中）屋敷八三軒を抱えていたという（『仙台市史』通史編3近世1）。

格別の銃家勝三郎の外記流稽古

仙台藩は安政二年三月二十七日、幕府より蝦夷地警備を命じられ、翌三年二月に持場の引渡しがあった。持場には警備のための以下の大筒などが配置されていた（『伊達家文書之九』三〇五二）。

| 御陣屋 | 玉目 | 銃種 | 流派 | 小道具 | 数量 |
|------|------|------|-----|------------|----|
| 白老元 | 600目 | 唐銅車台 | 櫟木流 | 玉薬火縄1挺400発 | 2挺 |
| | 300目 | 唐銅車台 | 不易流 | | 2挺 |
| アツケン | 5貫目 | 唐銅車台 | 坂本流 | 同断 | 2挺 |
| | 100目 | 摺台 | 外記流 | | 1挺 |
| 子モロ | 300目 | 唐銅車台 | 坂本流 | 同断 | 1挺 |
| | 200目 | 鉄・車台 | 櫟木流 | | 2挺 |
| | 100目 | 唐銅車台 | 坂本流 | | 1挺 |

| | | | | | |
|------|------|-------|-------|----|-----|
| クナシリ | 10貫目 | 唐銅車台 | 坂本流 | 同断 | 1挺 |
| | 7貫目 | | 坂本流 | | 1挺 |
| クナシリ | 200目 | 鉄・車台 | 櫛木流 | | 4挺 |
| | 3貫目 | ハント車台 | (西洋流) | | 1挺 |
| | 100目 | 摺台 | 坂本流 | | 1挺 |
| | 100目 | 抱筒 | 坂本流 | 同断 | 1挺 |
| エトロフ | 10貫目 | 唐銅車台 | 坂本流 | 同断 | 1挺 |
| | 3貫目 | ハント車台 | (西洋流) | | 1挺 |
| | 5貫目 | 唐銅車台 | 坂本流 | | 2挺 |
| | 200目 | 鉄車台 | 櫛木流 | | 3挺 |
| | 50目 | | 不易流 | | 1挺 |
| | 10匁 | | 諸流 | | 5挺 |
| | 4匁 | 唐銅 | | | 20挺 |

表2) 伊達氏蝦夷地警衛持場備筒調書

蝦夷地持場に配備されている銃砲は櫛木流・不易流・坂本流・外記流の大筒が二七挺におよび西洋流の三貫目ハント、すなわち、ハンドモルチール（手臼砲）は二門を数えるに過ぎない。ここにも和洋銃砲の偏在がみられるのである。

海防の高揚によって勝三郎は西洋流附属師範を仰せ付けられたが、西洋銃術稽古申渡書の文末には「特銃家之面々ハ、是迄之通之流義ハ不相失様、厚心懸取扱可申事」と特記したように銃家の面々はこれ迄通りの流義を失わないように厚く心懸て取扱うべきことを命じた。西洋銃術の習得は短期間では難しく、それまでは在来の和流砲術の稽古を認めざるをえなかった。それは大槻家系図の勝三郎の記述に「(安政)三年二月、於江戸表外記流鉄砲ハ基本ニ相立、西洋砲術附属師範可仕被仰付候事」とあることから理解できるが、つぎに和流稽古の実情を述べたい。

大槻家資料一覧に「御台場絵図」(1-1)があり、その注記に「武州大森村地先ヨリ鈴木新田地先迄、大筒町打場御台場兼用之積、取調分間絵図」とある。これは幕府が嘉永五(1852)五月二十九日に開設した大森町打場の絵図である。

すでに幕府は沿岸防備の観点から寛政年間に武州徳丸原と相州鎌倉由比ガ浜などに町打場を設けて大筒町打を奨励したが、さらなる海防の高揚によって海辺の大森に町打場を開設した。『大森演説記』(勝林模写)は大森町打場の光景をつぎのように描いている。

帯状に長く延びた町打場は途中、水路で近町と遠町に区切られ、その中央には星幕を立てる杭が等間隔にならび、両所には吹流ふきりがなびき、遠町の吹流に向かって右側に玉着をみきわめる矢見場がある。そして町打場の北西の端、三大森村の方に背の高い両開きの門がみえる。ここが町打場の入口になるが、門の手前の右側は水路の端になり、帆船や吹流しを仕立てた船が浮かび、土手には関係者や見物人が屯している。

門をはいった左手にL字形に築かれた土手に塀を巡らした区画に二棟の小屋があり、その右手に幔幕を張り巡らした吹流のなびく二棟の建物がある。ここが打場である。

打場近くの海上に帆柱の先端がみえ、人の上陸する姿がある。絵図には西洋流のハンドモルチールらしき三門がみえるが、ここから大筒を南東に向けて発射したのである。

大槻家資料に「御台場絵図」とつぎで紹介する開設日の「大筒打初遠近町着帳」が存在するのは師家の外記流宗家井上家が初打に参加しているからである（1-9）。

| 玉目 | 仕掛 | 町・目・目印幕 | 射手 | 玉着（町） | 流派 |
|-----|--------|-------------------|--------|---------------------|-----|
| 2貫目 | 神機車 | 10・3間四方 | 井上左太夫 | 幕入 15 場 | 外記流 |
| 2貫目 | 神機車 | 10・3間四方 | 井上左太夫 | 幕入 10 場 | 外記流 |
| 3貫目 | 鑄筒・車 | 40・目印吹流 | 井上左太夫 | 2町 54 間越 21 間後切 | 外記流 |
| 2貫目 | 鑄筒・車 | 35・吹流 | 田付四郎兵衛 | 45 間越 2 町前切 | 田付流 |
| 2貫目 | 鑄筒・車 | 35・吹流 | 田付四郎兵衛 | 29 間越 3 町後切 | 田付流 |
| 3貫目 | 鑄筒・車 | 40・吹流 | 田付主計 | 1 町 50 間越 19 間後切 | 田付流 |
| 3貫目 | 鑄筒・車 | 40・吹流 | 田付主計 | 落越無、 45 間前切 | 田付流 |
| 1貫目 | 鑄筒・車 | 10・幕三間四方 星 9 尺 | 井上又次郎 | 12 間落、11 間 2 尺前切 | 稲富流 |
| 1貫目 | 鑄筒・車 | 30・吹流 | 井上又次郎 | 玉着不明 | 稲富流 |
| 2貫目 | 鑄筒・神機車 | 35・吹流 | 井上又次郎 | 5 町越、5 町前切 | 稲富流 |

表3) 嘉永五年五月二十八日「大筒打初遠近町着帳」

表3)の用語を解説すると、玉目は玉の重さ、口径を意味する。一貫目は八匁八分、二貫目は一〇匁九分前後。仕掛の鑄筒は青銅製、鑄筒を載せる台は神機車および車、町は目標までの距離、一〇町、三〇町、三五町、四〇町の四通り、標的は幕と吹流をもちいた。幕は一〇町で三間四方、星は九尺、玉着は玉の落下した地点、幕に向かって中心が星、右側は前切、左側は後切、上は越、遠ければ大越、下は落と称した。射手は幕府鉄炮方の田付流と外記流、それに稲富流の砲術家業人である。

海防高揚の最中、嘉永六(1853)年二月、勝三郎の一門は藩主樂山公(伊達慶邦)に外記流大筒の遠町を御覧にいらした。次頁の表4)は「調帳」の番組一覧である(1-17)。

表3)以外の用語を解説したい。棒火矢は火薬によって飛ばす特殊な矢、大筒は重量過多で抱打はむずかしく、車台や土俵に杭で固定した。

標的は七町、一二町、二〇町、二二町、三六町の五通り、表題は遠町とするが、一〇町以下を近町、以上を遠町というから「大筒遠近町」とするのが正しい。

棒火矢の矢柄は堅木か雑木をもちいた。筒に差し込む部分に箆板をつけ、矢羽と導火線の役目をする道火の溝を彫った。先端には鉛や鉄の石突を嵌めた。矢羽と石突のあいだの

駒の部分に杉原や美濃の紙を巻いて袋状にして焼薬を詰め込んだ。これを巻付台にのせて端から鉄槌で叩きながら糸で固く巻締めた。その後、焼薬に糊を混ぜながら駒に塗り付け

| 玉目 | 射法 | 町 | 射 手 |
|---------|---------------|----|---------------------------------|
| 100 目寸筒 | 棒火矢 | 7 | 大槻十郎太夫 |
| 100 目寸筒 | 棒火矢 | 7 | 大槻十郎太夫・自分筒自弁 |
| 200 目張筒 | 棒火矢 | 22 | 大槻十郎太夫 |
| 200 目 | 玉町・車台 | 22 | 大槻十郎太夫 |
| 600 目 | 車台 | 22 | 大槻十郎太夫 |
| 1 貫目 | 車台 | 22 | 大槻十郎太夫・田中勝之助 献上 |
| 10 貫目 | 合図・土台 | 36 | 井上幸左衛門預 |
| 1 貫目 | | | |
| 100 目寸筒 | 棒火矢 | 7 | 大松甲三郎 |
| 100 目張筒 | 棒火矢 | 7 | 猪狩雄三郎・小名井勝助 |
| 200 目 | 玉町 | 12 | 橘川宣蔵 |
| 600 目 | 玉町 | 22 | 猪狩雄助 |
| 1 貫目 | 玉町 | 22 | 高橋新左衛門・矢野従太夫 |
| 100 目寸筒 | 棒火矢 | 7 | 大町源十郎 |
| 100 目張筒 | 棒火矢 | 7 | 小野雅楽之亮 |
| 200 目 | 棒火矢 | 7 | 吉田三郎兵衛 |
| 200 目 | 玉町 | 12 | 荒井口之助 |
| 600 目 | 玉町 | 36 | 中村彦之丞 |
| 1 貫目 | 玉町 | 36 | 梶原栄之丞・沢崎嘉右衛門 |
| 100 目寸筒 | 棒火矢 | 7 | 山家豊三郎・新妻英記 |
| 200 目 | 棒火矢 | 7 | 船越篤之進 |
| 200 目 | 玉町 | 12 | 大松甲三郎 |
| 600 目 | 玉町 | 22 | 山家豊三郎 |
| 1 貫目 | 玉町 | 22 | 中津川要士郎・大町源十郎 |
| 200 目 | | 22 | 猪狩雄三郎 |
| 600 目 | | 22 | 西山恒五郎 |
| 1 貫目 | | 22 | 小野雅楽之亮・中荒井正治 |
| 200 目 | | 22 | 多田吉之輔 |
| 600 目 | | 22 | 大松出雲 |
| 1 貫目 | | 22 | 鎌田直輔・北条新吾・吉田 三郎兵衛 |
| 1 貫目 | 神機車 | 36 | 大槻十郎太夫 |
| 3 貫目 | | 20 | |
| | とまや3貫目1番玉～6番玉 | 12 | 大槻十郎太夫・中村彦之丞・沢崎嘉右衛門・中津川要士郎・橘川宣蔵 |

表4) 大筒遠近町打業書(嘉永2年5月)

て、最後に鉄か木の矢羽を三枚取り付けて棒火矢が完成する。これは目標に落下すると激しく燃焼するいわば焼夷弾である。また駒の紙袋に詰めた玉が四方に飛散する榴弾の機能をもつ棒火矢があった。玉町は通常の丸玉であり、合(相)図は信号弾の一種、木砲を用いて垂直に打ち上げる狼煙・花火の類、多数の種類がある。昼の相図には五色の旗、あるいは群鷺・群鳥・雷響・連龍・色鳥・雨傘・鳳巾などの形物を打ち上げ、夜は七曜・三光火・乱星・蛸闘・乱龍・圓龍・敵龍・群火・龍競火・彗星・三台星・光輝箭・凋虎・尾垂・土箭・北振見・威武箭・赤蜻蛉・群遊箭・旭争・薨花・色箭などの光物を打ち上げた。

棒火矢と合(相)図は火術の分野であるが、大槻家資料には嘉永年間の火術の伝書として「薬製書」(1-71)、「昼夜之相図」(1-60)、「佐々木流昼夜相図之巻」(4-2)があり、大槻家では佐々木流の火術を採用したとわかる。大原助左衛門の「薬製書」の覚の棒火矢の仕様を紹介しておきたい。

一、堅木、雑木火矢 六本

矢尺二寸七分 巢入五寸筈板共堅木は同木ヲ用、雑木は桜木ヲ用申 羽溝四寸五分、同巾老分半張弱御座候、羽幅老寸八分又九分、溝入三分、羽下五分、薬附、根長老寸分、同径九分、右堅木、雑木とも粘なし、打放已前指込ニ而積ニ製作仕候、随分木品も枯もの相選候積ニ御座候得共、追而御用之節、此上ニ茂枯候而ゆるみ御座候ハハ粘ニ而ハはき可申なり、指込ニ御打放之節、溝の内へ水氣を入、羽を御指可成し、羽を湿しざるは這入不可、道火江水氣掛り不申か様御取扱候事、

また「四月 大槻勝三郎」の記載のある「稽古業書町着調書上」は相図をもちいた船戦と野戦の稽古の様子をつぎのように伝えている (1-94-15)。

一、六貫目夜御相図 水晶簾

一、百目筒ニ而 黄烟布 打損

一、船調練備討貳百五拾石積ニ番船ニ而、抱三拾目拾発ならびに百目車仕掛五発之業

一、野戦大調練之業五貫目炮録七発 手伝貳人
右七発共 着発

一、御秘事三貫目虎之子御筒
貳発 着発

一、五貫目同断御筒ニ而
壹発 着発

一、拾貫目炮録筒厚皮玉
壹発 着発

右之通稽古業書町着調書上如斯ニ御座候、以上

四月

大槻勝三郎

稽古業書には相図、船上調練として抱三〇目と一〇〇目車仕掛合わせて一五発、野戦調練として五貫目炮録七発、それに外記流秘事の虎の子の三貫目と五貫目合わせて三発、それに一〇貫目の炮録筒一発とある。

ほんらい外記流では火術は扱わなかったが、すでに寛政年間、沿岸防備が急務になると、それまでの個人の射撃術を主体とした砲術は銃陣戦術に推移して火術が盛んになり、嘉永年間になると、その傾向は強くなった。まさに「稽古業書町着調書上」はその一端を表している。しかし、嘉永六（1853）年六月二十四日に幕府は昼夜相図の玉揚や矢場の火術は実用的でないとして稽古を停止するが、仙台藩では海防のために砲術と火術が混在して行われていた。

和洋銃砲技術の試行錯誤

まさに大槻勝三郎一門による大筒遠近町打稽古は海岸防備の一環であり、外記流の健在ぶりを示しているが、危機感を抱く重臣がいた。それはさきに話題にした西洋流皆伝者中嶋恒康である。彼は「御兵具方の製薬取立てているけれども小筒薬ばかりで大筒薬はないので大炮の御用には立たない」と述べ、「御兵具方御備の御筒は五百目以上至って不足して

おり、大筒御鑄立の御吟味がなければならぬ」と意見し、また「野戦守城の御備には西洋砲の御鑄立が優先する」とし、鍛造で製作する鉄砲（大筒）に対して「唐銅では一挺御鑄立の御入料で三挺余り、三挺の御入料で十挺は十分に出来る」と経費がかからない洋砲鑄立を進めるべきとの意見を述べている。

さらに嘉永から安政初頭と推定される史料に中嶋が家老島崎新九郎に西洋流砲術を伝授し（五月廿一日）、彼を通じて仙台北目町の鑄物師大出屋に弾丸の製造状況を視察させている（五月十五日後掲）。また伊達式部（邦教）から中嶋宛書状（閏二月九日）は「新製ホーウ井ッスルの鑄造が早く出来たので三、四発の試打ちしたところ半トーマルチール（手白砲）と（威力）が違い、そのとき弾丸の種類、装薬の目方、目当の度分を心得ずに行った前試の通りを伺いたい。また車台のことは去冬申し請られた西洋流定法の制作を控えたので、前段の車台寸尺を書付で伺いたい。三月の始め迄に大槻龍之進分に奥用人への中大工の者を指遣わすので、その節、車台寸尺製造（西洋流定法）を破るとは存じ奉るが、このたびは、どうしても車台の討方を前試の通り弾薬まで相伺いたく申します」とある。中嶋が五月十五日に島崎新九郎に宛て北目町の大出屋に砲弾製造の調査を指示した書状の全文を紹介したい（前掲竹ヶ原論文引用史料）。

右玉指渡三寸八分、厚サ穴ノ口ニテ四分、下ハ八分口ノ両方江鍋之山形之様ニツルノツキ候様可然候、モシ六ヶ敷折ハ山形無之とも可然候、

右之通鉄ニ而鑄申度候条何口ニ而出来候義承り可申、右之通ニ致候、何ハ重サハ老貫目ニ相成候様ニ候、直百五十匹迄ニ候ハバ、直々ニツ可申付候、其余ニ候ハ可申聞候、相事共、右玉之義ハ我等方江印符ニ而可申聞其義ハ小姓頭共江可申付置候、其方直々北目町大出屋罷越承り可申、必他言仕間敷候、大出屋江乗候てハ何となくおとりニて致候頼可咄候事、

この弾丸は指渡が「三寸八分」「厚サ穴ノ口ニテ四分下ハ八分」とある。穴とは上部にある信管を挿入する管孔のことであり、上天にあたる上が四分、弾底にあたる下が八分と鉄の厚さに差がある。この上下の差は着弾地点において弾丸の信管が上向きになって不発を防ぐ工夫である。この弾丸はホーウ井ッスルと白砲に専用されるが、高嶋流の伝書に「指渡三寸八分」「重量老貫目」を求めると「12ポンド軽カノン」に相当するが、砲種は特定できない。中嶋恒康の島崎新九郎宛の書状は仙台藩が洋砲の工夫に取り組んだ事実を示す好例である（峯田元治・中江秀雄「高嶋流弾丸之圖」『銃砲史研究』第389号、一覧表にして後掲する）。

もともと和流の大筒は摺台や土俵に杭で固定して放ったが、やがて操作を勘案した車台を工夫するようになった。しかし和流の大筒は重量過多で起伏に富んだ日本の地形での車台の移動には限界があった。西洋流の採用によって仙台藩領の鍛冶や鑄物師たちは和洋砲術家業人らの指導を受けながら新たな銃砲技術に挑戦しなければならなかった。

つぎの外記流家業人大槻勝三郎宛の弘化三（1846）年七月二十八日と嘉永三（1850）年六月二日の御唐銅鑄物師の起請文は和流の銃砲技術の工夫を示している（1-95-3）。

起請文前之事

一、此度御流儀御秘事車御台御細工御伝授唐銅玉鑄方御細工御用被 仰付奉承知候、追々共ニ鑄形御細工之儀者、他見他言不及申、自分ニ細工仕間敷候、勿論御細工中御指図無之者江者雖為親子兄弟一切披見ホ為仕間敷候、尤右細工係り合之者誓詞被 仰付候外細工所人払ニ而御細工仕候様被 仰付奉承知候、

右之条々於相背

一ノ宮塩竈大明神御罰可相蒙者也、乃起証文如件、

御唐銅鑄物師

高田安右衛門（花押）

弘化三年

七月廿八日

永井伝助（花押）

大槻勝三郎殿

御唐銅鑄物師

高田三之助（花押）

嘉永三年

六月六日

大槻勝三郎殿

組拔御大工仲七

鉄炮屋と同様、唐銅鑄物師高田氏は「秘事車御台」「唐銅玉」細工の際は外記流の秘事は決して他に漏らさないと誓っている。さきの「稽古業書町着調書上」の拾貫目炮録筒厚皮玉は時期からみて高田鑄物師が細工した可能性がある。

砲術社会に西洋流の影響が顕著になってきた安政四（1857）年四月に勝三郎は病気になり、嫡子敬五郎が名代奉公を仰せ付けられた。勝三郎は多年の勤仕により、加増一貫五〇〇文を下し置かれて知行高は一四貫五〇〇文になったが、安政五年九月十三日に四六歳で病死し、「泰雲院義応良忠居士」と法号された。

貞安の門人

幼名勝三郎、通称十郎太夫、実名貞安は天保元（1830）年から安政四年までの二七年间にわたって仙台藩の外記流家業人として勤仕した。「外記流大槻家伝系図」（1-95-4）によると貞安の門弟で免状、印可、皆伝の者として以下の人名を記載している。

大友東蔵・猪狩雄之助・真山仲右衛門・橘川宣蔵 右四人指南人皆伝

高橋新右衛門・平田市治・後藤孫兵衛・免状三百目迄佐藤三郎助、松田沖之丞、菅野鎌之助・免状鹿野禎三郎・御鉄炮屋木田市郎右衛門・本之丞・御町同心重蔵・秘伝多田勘左衛門、

また別の資料では「嘉永四年以来貞安ヨリ免状印可皆伝相済候者」として以下の人名を記載している（1-95-8）。

免状印可皆伝者：小平太郎左衛門（安政六年十月・御旗元頭）梶原栄之進（二六才）矢野清太夫（安政二年七月）

免状者：前田河竜助、谷津十郎兵衛（安政三年十月・御小納戸・四五才）西大條宇兵衛（御武頭・三九才）大河内陣平（安政三年四月・御薬込・三二才）菅野平三郎（天保十二年六月・五七才）小野与惣衛門・鎌田八五郎・林崎彦平（嘉永六年二月・四五才）鹿口禎三郎（嘉永七年七月免状・安政三年七月別伝・四九才）相沢与左衛門（安政二年十月・三二才）佐藤七三郎（安政三年十月）

ただし嘉永六年二月、勝三郎の一門が藩主楽山公（伊達慶邦）に外記流大筒遠町を御覧に供した人数をみると、伝系図や嘉永四年以来の人数を凌ぐことは疑いあるまい。

以上、初代重次から六代貞安までの履歴を「大槻家系図書」（2-2）と関係資料を駆使し

て明らかにしてきた。ところが、家系図には「七代十郎太夫安貞、幼名敬五郎」と記すだけで詳細はわからない。そこで大槻家資料を探索しながら敬五郎安貞の生涯を追いたい。

敬五郎、父貞安の役務を引継ぐ

仙台藩は安政三(1856)年一月、海防と軍備強化策を充実させるために具体策を講じた。同年作成の歩卒隊の誓約書には、①指南の指図に従うこと、②銃隊調練は戦陣の心得をもって励むこと、③小筒に熟練した後には野戦筒の打ち方も併せて稽古すること、④大小砲に精練上達し、指南の意にかなったときには皆伝書を与えること、⑤西洋砲については外国伝来の規律にのっとり、自己流の別流儀を立てないこと、などが規定されている。

このような調練の場として、城下北はずれの杉山台には鉄砲稽古場が置かれ、仙台城に近い広瀬川の澱河原には講武場(講武所)、大崎八幡宮、竜宝寺の北東には練兵場が置かれた。講武場では武芸全般の調練が行われたが、とくに藩主の意向に沿って西洋銃法に力を注ぎ、真田喜平太や大槻竜之進栄長を西洋銃法の教授に登用した。彼らは、幕臣の江川英竜や下曾根金三郎に師事して修行した人々である(『仙台市史』通史編5近世3)。

歩卒隊誓約書発布の前年、安政二年四月、部屋住の敬五郎は西洋流砲術稽古のために半年間の予定で江戸表に出立し、九月に江戸詰増しを仰せ付けられたが、安政四年正月に父十郎太夫貞安が大病になって看病暇を下されて江戸表を出立した。ところが千住駅で持病を発症して同駅より旅駕籠に乗って同月十五日に仙台に下着した(7-3-2-4-7)。

翌安政五年九月に父勝三郎貞安の病死によって敬五郎安貞が家督を継いだ。大槻家資料に敬五郎の小目当数打を顕彰した扁額二点がある。一点は「弘化三(1846)年六月十三日、大槻敬五郎、八寸角百討惣中九拾八、内星二十六、角七十二、十二歳」とあり(7-2-1)、もう一点には外記流宗家井上正路の書で「嘉永二酉(1849)年閏四月從十五日至廿四日、大槻敬五郎、時年十四歳、六寸角鉄砲拾四執行、千撥惣中九百八十四、星七百五ッ、星皆中拾老枚、八満星二十九枚、但百矢四ヶ処」とある(7-2-2)。ふたつの扁額は外記流家業人の家筋に生まれた敬五郎が若年から外記流宗家の薫陶をうけながら鉄砲稽古に打ち込む姿を伝えている。この扁額から敬五郎の家督継承は二四歳とわかる。

なお、系図図書では実名を安貞とするが、つぎに引用する安政四(1857)年四月の「外記流附属方共ニ指南方留」の表紙の裏に「安經(花押)」とあり、二三歳の敬五郎は安經を名乗っている。そしてこの資料は敬五郎が外記流家業人と西洋流師範の役務を父貞安から引き継いだ経緯をつぎのように伝えている(1-30)。

○御手前(敬五郎以下同)の父十郎太夫は外記流指南人、同注文人を仰せ付けられ、御城中御多門櫓へ入置かれている大筒と御道具などを預置かれていたが、病気のため御手前に名代奉公を仰せ付けられた。御皆伝が済んだので、諸事父十郎太夫通り御手前に預置くので心得るように伝える(六月七日)。

○一、五〇目一挺 一、三〇目一挺 一、二〇目一挺 一、一〇目一挺

右の通り拙者(敬五郎)父十郎太夫外記流鉄砲指南人仰せ付けられ、門弟ども取扱いのため御兵具方より渡され下置かれたところ、父病気のため拙者が名代奉公仰せ付けられ、父十郎太夫の通り、外記流指南人仰せ付けられた。そこで右御筒これまで通り定役分渡し下さるるに御兵具方へ差配成し下され度、この段、相達申します(六月廿日)。

○御兵具方御備火薬調合御取立に相成り、御手前に鑑定人仰せ付けられ、その心得御兵具奉行に申し遣わされ次第、相勤めるように申します(七月廿二日)。

○一、外記流五〇目御筒一挺 一、同三〇目一挺 一、同二〇目御筒一挺 一、同一〇目

御筒一挺 但御鑄形共

右四口御兵具方より請取るので御奉行衆に御書付を申し受けたく、拙者父十郎太夫病死に付き名代御奉公を願ひ仰せ付けられ、拙者父十郎太夫通り外記流鉄炮指南人仰せ付けられ、門弟ども取り立てのため右御筒定役分渡し下置かれ御下知を御願します（八月）。

（中略）

○一、拙者外記流鉄炮注文人ならびに御兵具御備火薬出来の鑑定仰せ付けられたところ、御参府の御供を仰せ付けられ、来春、御下向まで御薬込高橋新右衛門ならびに橘川宣蔵兩人を鑑定人に成し下され度、この段相達します（八月）。

○一、拙者外記流鉄炮指南人を仰せ付けられたところ、御参府の御供登り仰せ付けられたので留守中の指南人として高橋新右衛門ならびに橘川宣蔵を指南人に仰せ付けられ度、この段相達します（八月）。

○一、大手御多門櫓に置かれている大筒ならびに御小道具など拙者に預け置かれるところ、御参府の御供登り仰せ付けられ、来春、御下向までの間、櫓に入れ置かれている大筒など御薬込高橋新右衛門ならびに橘川宣蔵兩人に頼みたく、この段相達します（八月）

○一、拙者西洋伝来高島流鉄炮術附属仰せ付けられ稽古のところ、拙者御参府に御登り仰せ付けられ、留守中、高島流の門弟どもの取扱いは御小姓頭小野与惣右衛門ならびに西大條宇兵衛兩人に仰せ付け度、この段相達します（八月）。

二三歳の敬五郎は父十郎太夫の病気によって名代奉公していたが、皆伝を済ませて外記流指南人、同鉄炮注文人、城中多門櫓の大筒と御道具などの管理の役務を父から引き継いだ（六月七日）。また門弟が稽古に使う鉄炮四挺を兵具方から拝借し（六月廿日・八月）、兵具方備えの火薬の調合を鑑定した（七月廿二日）。

安政四年八月に御参府の御供で来春までの留守中、火薬調合の鑑定、指南および多門櫓の大筒と小道具の管理は父貞安以来の古参の門弟高橋新右衛門と橘川宣蔵に任せた。父勝三郎貞安は安政三年二月に外記流を基本としつつ西洋流附属師範を仰せ付けられたが、敬五郎もこの師範を引き継ぎ、御参府の御供で留守中は御小姓頭小野与惣右衛門と西大條宇兵衛兩人が高島流の門弟を取扱うことにしたとある。

小鍛冶勘七と鑄物師大出屋の挑戦

「外記流附属方共ニ指南方留」の中略部分は安政四年七月の加美郡高城村の小鍛冶に関する大槻敬五郎の願書である。父十郎太夫貞安が加美郡高城村小鍛冶の勘七、長吉、熊吉の三人に鉄張一貫目を注文した。小鍛冶職が大筒の張方に心得があるとは思わなかったが、勘七などが鍛えた鉄張貫目の炮烙筒の細工は上々の出来で、試し打ちの結果、玉行は唐銅筒より宜敷しかった。そこで出入司に手前より献上し、二月に杉山台における大筒などの御覧のときに討方を御覧に入れた。その後、三人の職人は貫目筒の張方を工夫し、鍛方と細工に吟味を尽くして出来たので去月二十八日に杉山台において力様の遠町を試した。鉄生合が無類に宜敷く、玉揚りも随分よく軍用の備にもなるので、御見分の上、御買上を御吟味なされたい。すでにこの筒の張方は御郡奉行、御代官なども内々見聞したと聞いている（中略）。鉄張大筒といえば、只今まで二百目、三百目の筒ばかりで貫目以上の筒は諸国にもないと承知している稀なものなので御吟味なされたく存じます（後略）。

この願書で大槻敬五郎は加美郡高城村小鍛冶の勘七らが鍛えた貫目大筒は唐銅筒より玉行もよく軍用にも有用なので藩に買上を願ったのである。小鍛冶勘七らが鍛えた大筒は和流であるが、翌安政五年七月、小鍛冶の勘七が西洋流教授の真田喜平太幸歎と大槻敬五郎

に宛てた願書がある。虫損が大きく詳細は読み取れないが、大砲鉄張法を稽古した勘七が「鉄張大筒六斤迦農耆挺並ボウドホ井ッスル」を張立、献上、材料の鉄や炭、勘七をはじめ職方の工数、自力で張方などとの文言が散見する（1-30）。

なお、鉄張大筒六斤迦農は六ポンド野戦軽カノンのことで砲弾は榴弾（破裂弾）と束霰弾（鉄板製の筒に散弾を納めたもの、ブリッキドースという）、それに実弾をもちいた。ボウドホ井ッスルは嘉永七年の春、ペリー提督がはじめて日本に伝えた大砲である。

さきに中嶋恒康は「御兵具方御備の御筒は五百目以上いたって不足」とし、鍛造で製作する鉄砲（大筒）に対して「唐銅では一挺御鑄立の御入料で三挺余り、三挺の御入料で十挺は十分に出来る」と発言していた。大槻敬五郎は「小鍛冶勘七らの鍛えた貫目大筒は唐銅筒より玉行もよく軍用にも有用」と述べており、中嶋のいう御兵具方御備の筒の不足を補い、また安政五年七月の小鍛冶勘七が「鉄張大筒六斤迦農耆挺並ボウドホ井ッスル」を張立とある。中嶋は唐銅製の洋砲は費用がかからないとするが、鉄製であれば飛距離や堅牢さに利点がある。繰り返しになるが、父貞安と敬五郎は和洋砲術の知識を駆使して在村の小鍛冶に、また中嶋恒康は島崎新九郎を通して鑄物師大出屋に洋砲の技術指導を行い、ともに仙台藩の造兵に尽力したのである。

幕末期、諸藩は鍛冶や鑄物師を動員して洋砲や砲弾の製造に挑戦した。たとえば米沢藩の西洋流師範浅間翁助は嘉永四（1857）年八月二十三日に米沢の銅屋町鈴木善兵衛にハンドモルチール（手白砲）とブラントコーゲル（焼夷弾）を鑄造させ、また安政二（1855）年十月二十日に米沢藩の種子島流を家伝とする丸田九左衛門盛美が十二ポンドカノン砲・ランケホーイスル砲・ボートホーイスル砲各一門を新鑄し、さらに浅間翁助は西洋流大砲の鑄造について「この度、米沢では西洋流大砲三挺、昨年来、米沢新田藩と合わせて十六挺を鑄造して備えた」と述べている（宇田川「米沢藩の砲術の歴史」『銃砲史研究』388号）。

さきに仙台藩の史料に「新製ホーウ井ッスル」「半トモルチール」「鉄張大筒六斤迦農」「ボウドホ井ッスル」があった。また戊辰戦争のころの史料に「四斤施條砲」「艇忽砲」「白砲」「一二斤カノン」「六斤ライフル」「六斤後込ライフル」「ホート忽砲」「二〇拇白砲」「六斤カノン」「三斤カノン」「一三拇白砲」「一二拇忽砲」「一五拇忽砲」「一一拇半忽砲」「一斤野戦」「四斤ライフル」の洋砲が散見する。これらは同一異称もあるが、「ボートホーイスル」や「ライフル（施條砲）」はアメリカ由来の大砲であり、また「四斤施條砲」は幕府がフランスから輸入した四斤山砲で諸藩において国産化された。日本の地形に適し取扱いが簡便で分解して馬で運搬できた青銅製の野戦砲であった。使用弾丸は榴弾・榴霰弾・霰弾であるが、霰弾以外は翼式といって腔縁に接合して弾丸に回転をあたえる金属リベット（導子）が前方に六個、後方に六個付いている。

これまで洋砲の砲弾は等閑視されているので、中嶋恒康が島崎新九郎に仙台城下の鑄物師大出屋の砲弾鑄造の視察を命じた書状の解釈に用いた武蔵川越藩の砲術助教木村栄吉が文久三（1863）年六月吉日に同藩御用鑄物師で武蔵国入間郡小久保村の鑄物師大工小川五郎右衛門藤原栄長に伝授した「高嶋流弾丸之圖」を一覧にして紹介したい（前掲峯田・中江報告）。

| 大砲の種類 | 弾丸 | 重量 | 中心径 | 本径 | 管孔（内外） |
|------------------|---------------|------------|-----------------|-------------|------------------------|
| ① 青銅製 80 斤勃護葛農長煩 | 空弾 榴弾 36 粒 | 6 貫 160 匁余 | 5 寸 3 分 6 厘 2 毛 | 7 寸 2 分 2 厘 | 9 分 6 毛 1 寸 3 厘 7 毛 |
| ② 20 寸白砲 | 空弾 | 4 貫 815 匁余 | 4 寸 2 分 9 厘 5 毛 | 6 寸 5 分 1 毛 | 9 分 6 毛 1 寸 3 厘 7 毛 |

| | | | | | |
|---------------|---------------------|---------|----------|-----------|--------------------|
| ③ 15寸忽微短煩 | 空弾 榴弾 | | 3寸2分8厘 | 5寸1厘4毛 | 6分2厘7毛 6分8厘2毛 |
| ④ 15寸忽微長煩 | 空弾 榴弾 75粒 | 2貫50匁 | 3寸2分7厘4毛 | 4寸7分8厘6毛 | 6分2厘7毛 6分8厘3毛 |
| ⑤ 24斤迦内煩 | 実弾 散弾 41粒 | 3貫97匁余 | 無 | 4寸8分6厘6毛 | 無 |
| ⑥ 13寸判獨白砲 | 空弾 | | 2寸7分2厘6毛 | 3寸9分1厘4毛 | 5分9厘 6分9厘 |
| ⑦ ポートホーウ井ッスル | 空弾 | 1貫27匁余 | 2寸5分6厘 | 3寸7分6厘6毛 | 5分9厘 6分9厘 |
| ⑧ 12ポンド軽カノン | 空弾 散弾 75粒 | 1貫27匁余 | 2寸6分5厘4毛 | 3寸8分2厘5毛 | 5分9厘3毛 6分9厘1毛 |
| ⑨ 12ドイム野戦軽忽微砲 | 榴弾 散弾 75粒 | 958匁5分余 | 2寸6分2厘2毛 | 3寸7分9厘5毛8 | 5分9厘31 6分9厘1毛9 |
| ⑩ 6斤野戦軽葛農煩 | 榴弾 束霰弾 散弾 57粒 | | 2寸1分 | 3寸4厘3毛 | 5分2厘7毛8、 6分2厘6毛 |
| ⑪ 6斤煩野戦軽葛農煩 | 実弾 | 700匁 | | 3寸4厘3毛 | 無 |

表5)「高嶋流弾丸之圖」記載の弾丸一覧(一部の項目は削除した)

重量は弾丸重量、中心径は空弾内径、本径は弾丸直径、管孔は導火管・信管を指込む孔、内は内側、外は外側の意味、空弾は中空弾、榴弾は破裂弾、各大砲の呼称は以下の通りである。①青銅80ポンドボムカノン②20ドイムモルチール③15ドイムホイッツル④15ドイムホイッツル⑤24ポンドカノン⑥13ドイムハンドモルチール⑦ポートホーウ井ッスル⑧確魯尼牙尔(コロニアル)新製2ポンド軽カノン⑨12ドイム野戦軽ホイッツル⑩6ポンド野戦軽カノン⑪6ポンド野戦軽カノン

五、西洋砲術と兵学の限界

敬五郎、西洋流稽古に没頭

敬五郎が西洋流の稽古に精進したことは部屋住時代の安政三年四月から半年間、西洋流砲術稽古のために江戸に詰めており、さらに安政四年八月以後、「御参府御供登ニ御罷登候節、安政四年於江府受者也」の「秘法調入(花押)」の内容が語っている(1-28)。表題のあるものつぎに掲げたい。

図面「軽喝農十二斤級塾」「十九徒乙母蘭毛火高威児級塾」「激發弾之真圖」「ブリッキトース西洋流秘事玉と言」「弾丸圖」

表「舶装鐵天砲即二十九寸 千八百三十一年 試發之表」「二十四封度弾表」

図「安政三年八月六日 新銭座江川太郎左衛門殿調練場沖合之御船陣ニ付御老中衆伊勢守殿御見分候事」

「秘法調入」のなかに新銭座江川太郎左衛門の調練場の御船陣の図が存在することは敬

五郎が江戸で西洋流砲術を稽古した確たる証拠になる。

なお、「秘法調入」には訓練に使用する着発弾、火薬、射場の賃料、弾と火薬の運送賃請取の覚がふくまれている。その全文をつぎに掲げたい(1-28)。

一、金四匁也 着発弾 但巻ッニ付式匁ヅツ 一、同巻匁巻歩也 同弾式ッ 但巻ニ付式歩式朱ヅツ、一、銀七拾三匁七分 火薬三匁式百四文、但巻貫目ニ付式拾三匁之割、一、金巻歩也 但ハトロン紙並ヘーブハント諸式賃料、一、七匁五分也 但場所入料、弾ミニエ井ニ付巻匁五分位之割ニ在之候得共、場所ニ立り人形次第ニ立り前高高落仕候なり、一、六匁 但弾並火薬運送賃、六口匁金六匁三步 銀七匁五分、

右之通り請取候以上、

内容は訓練に関する覚で西洋流の秘法とは関係がない。年月日の記載はないが、ミニエ井弾の用語がみえ、仙台藩がミニエ一銃を購入するのは慶応元(1865)年九月だからこの覚はそれ以後であり、何らかの事情があって「秘法調入」に紛れ込んだと推測する。また着発弾については川越藩の御用鍛冶蟻川家の史料に洋式拳銃や小銃や外記流の鉄砲や中嶋流の目当の図面が残されているが、そのなかに弾頭に起爆装置をもった砲弾の図面があり、その名称を「外記流着発玉」と記している。この着発玉が着発弾とおなじならば着発弾は外記流ということになる(「前橋市蟻川博家文書」群馬県立文書館蔵)。

敬五郎が部屋住時代の安政三年四月から半年間、西洋流砲術稽古のために江戸に詰めたが、この前年、真田喜平太は西洋流の稽古を命じられて下曾根金三郎信敦に入門し、翌年に皆伝を済ませて西洋流の指南役になり、安政四年にも西洋流稽古のために江戸に赴いている。

このように敬五郎は仙台藩の西洋流導入に一役買ったが、依然として伝統的な外記流家業人である事実は厳然としていた。それは筆頭に「拾町場 御秘事虎ノ子五貫目 大槻敬五郎」とある「遠近町業書」に明らかである(1-22)。業書によると町場は一〇町、三六町、二五町、一五町、七町、三町の六通り、和流は御秘事虎之子五貫目、一貫目、一貫二〇〇目、とまや、御秘事虎之子三貫目の五種、西洋砲は一二斤重加農(12ポンドカノン)、一五寸長身忽砲(15ドイムホウィツツル)、一二斤軽加農(12ポンド軽カノ)の三種である。射手は大槻敬五郎以下つぎの諸氏である(数名は解読不能)。

橘川宣蔵・猪狩雄三郎・小平太郎左衛門・葦名鞆負・谷津十郎兵衛・吉田多吉・大河内弥平・岡部長太夫・白幡其三郎・田村数右衛門・橘川堅吉・中村宗三郎・小野与惣右衛門・西大條宇兵衛・多田荘三郎・内崎誠一郎・菅野平三郎・郡山慶之進・前田河竜助・矢野清之進・小関六左衛門・菅野正左衛門・犬飼忠三郎・渡部寛治・大松沢輪五郎・湯月七郎左衛門・鷺半三郎・三浦大三郎・三好五郎・山崎作左衛門・真山運之進・千葉茂兵衛・中荒井正治・大立目清之・白石西之助・高野千代之助・片倉伊豆・遠藤伝左郎・小野雅楽允・引地順三郎・片平半次郎、

この業書には年月日はないが、敬五郎が御参府の御供で留守中、大手御多門櫓の大筒や小道具などの管理を橘川宣蔵が、あるいは小野与惣右衛門と西大條宇兵衛兩人が高嶋流の門弟を取扱うとあり、この三人の名前がみえるので、安政四年に近い時期と推測する。

敬五郎、西洋兵学書を求む

若い敬五郎は軍制改革のなかで最新の西洋流と伝統的な外記流師範として奮闘していたが、時局の推移につれて西洋流砲術と西洋兵学への傾斜を深くした。敬五郎が西洋流稽古のため江戸に登ったとき、すでに江川英龍は亡くなっており、高弟の下曾根金三郎信敦に師事して三兵戦術書と砲術書籍を読み込んだ。そのことは大槻家の西洋砲術関係資料にその痕跡が認められ、さらにつぎに紹介する年末詳の二月十二日の江戸の書肆和泉屋吉兵衛が大槻十郎太夫(敬五郎・安経・安貞)宛の書籍見積書がそれを雄弁に物語っている(1-76)。

| 書名 | 数量 | 値段 | 備考 |
|--------------|-----|--------|------------------------------------|
| 砲術便覧 | 2冊 | 9匁5分 | 嘉永6(1853)年上田帯刀(尾張)仲敏 |
| 砲薬新書 | 1冊 | 5匁 | 安政2(1855)年中居義倚・中井剛屏 |
| 洋炮試ケン表 | | 3匁7分5厘 | 嘉永2(1849)年杉田成卿訳 |
| 硝石篇 | 3冊 | 10匁 | 嘉永7(1854)年伊藤圭介 |
| 鈴林必携 | 2冊 | 18匁 | 嘉永4(1851)年三宅友信 |
| 陸炮全書 | 20冊 | 1両1分 | 石川平太郎訳 |
| 火技全書図 | 1冊 | 11匁2分 | 嘉永7(1854)年榊令輔綽解 |
| 海岸備要 | 5冊 | 16匁5分 | 嘉永5(1852)年本木正栄訳 海岸砲術備要 |
| 砲術吾選 | 1冊 | 2匁5分 | 嘉永2(1855)年上田仲敏 |
| 砲術言葉図説 | 1冊 | 3匁5分 | 嘉永7(1854)年市川有孝 |
| 歩操軌範 | 8冊 | 1両 | 安政2(1855)年牧天穆 |
| 山炮略説 | 1冊 | 3匁 | 安政2(1855)年小関高彦 |
| 砲具図説 | 1冊 | 22匁5分 | 安政1(1854)年 海上砲具全図 |
| 火技範 | 1冊 | 14匁 | 安政1(1854)年平帰一 |
| 量地手引 | 1冊 | 3匁 | 嘉永6(1853)年村田恒光力 |
| 砲術全書 | 16冊 | 75匁 | 天保14(1843)年宇田川榕庵外 海上砲術全書 |
| 火薬製造書 | 1冊 | 5匁 | 嘉永6(1853)年今井脩 |
| 火技全書採要 | 1冊 | 11匁 | |
| 火攻図解 | 2冊 | 22匁5分 | 安政2(1855)年川勝泰運 |
| 量地尺・図 | 2冊 | 12匁 | |
| 射擲表 | 1冊 | 14匁 | 嘉永5(1852)年大塚口蜂、嘉永5下曾根先生 煩 砲射擲表力 |
| 町見速知 | 1冊 | 3匁 | 嘉永7(1854)年会津信平矩道 |
| 以下写本 砲将須知 | 10冊 | 75匁 | 天保5(1834)年東条英訳8巻 安政3(1856)年長山樽園 |
| 焼夷弾鑑 | 2冊 | 12匁 | |
| 船炮新編・図 | 21冊 | 120匁 | 弘化4(1847)年藤井質 |
| 捷経秘録 | 14冊 | 75匁 | 安政6(1859)年砲丸捷経志種子島平左衛門盛行 |
| 三兵活法 | 10冊 | 85匁 | 弘化3(1846)年鈴木春山 |

| | | | |
|---------|-----|----------|-----------------------|
| 歩操震雷銃軌範 | 5冊 | 45 匁 | 箕作阮甫 歩兵使銃動身軌範カ |
| 三銃用法弁 | 3冊 | 22 匁 5 分 | 文化 6(1809)年佐藤信淵 |
| 海防備要 | 3冊 | 22 匁 5 分 | 嘉永 5 (1852)年本木正栄 |
| 海防備要 | 2冊 | 12 匁 5 分 | 嘉永 5 (1852)年本木正栄 5 冊本 |
| 水陸戦法 | 8冊 | 37 匁 5 歩 | 安政 3 (1856)年安積貞 |
| 騎操軌範・図 | 12冊 | 90 匁 | 安政 3(1856)年牧穆天 |
| 攻守略説 | 4冊 | 30 匁 | 鈴木春山 海上攻守略説 |
| 籌海口書 | 11冊 | 65 匁 | 籌海私議カ 塩谷世弘 |
| 海防或門 | 2冊 | 12 匁 | 塩谷宕陰 海防或問 |
| 海防試説 | 7冊 | 45 匁 | オランダ海防書翻訳 |
| 陸戦秘訣 | 5冊 | 25 匁 5 分 | 佐藤信淵 |
| 泰西火攻弁 | 5冊 | 35 匁 | 嘉永 1 (1848)年佐藤信淵 |
| 運転全書 | 16冊 | 90 匁 | 大砲運転全書 查乙利治 |
| 軍中必携 | 6冊 | 45 匁 | |
| 砲家必読 | 12冊 | 90 匁 | 嘉永 1 (1848)年高野長英 |
| 兵家囊書 | 1冊 | 6 匁 5 分 | |
| 動身軌範 | 3冊 | 20 匁 | 歩兵使銃動身軌範 |
| 兵制全書 | 5冊 | 35 匁 | 高野長英訳 |
| 金湯要録 | 14冊 | 120 匁 | 城郭 |
| 烙丸全備 | 3冊 | 20 匁 | |
| 野口煩法 | 3冊 | 20 匁 | |
| 火兵諸編要集 | 2冊 | 12 匁 | |
| 煩手学校 | 2冊 | 12 匁 | 天保 7(1836)年カ箕作阮甫 |

表 6) 和泉屋吉兵衛西洋兵学書籍見積書 (備考は筆者が参考のために付記した)

和泉屋吉兵衛の見積書は「右之通御直段御座候、御入用候へば早々取揃御覧入申上度」と結んでいる。見積の総額は二七両余と高額である。すでに敬五郎は西洋流砲術稽古で江戸に詰めていた安政三年に泉屋 (和泉屋) から「新製コロニヤール車台絵図面二十六枚」を購入しており、和泉屋の顧客であった (1-29)。

大槻家西洋流関係資料のなかに管打騎兵銃の詳細な図面がある (1-46)。この図面には「安政四年仲夏写之」とあり、敬五郎が西洋流稽古のために江戸に滞在した時期、それ以降も西洋砲術や西洋兵学の書籍の重要箇所を書写しており、どれだけの書籍を購入したかは不明である。今後、大槻家の西洋流砲術資料の精査を俟たなければならないが、たとえば、資料番号 (1-9) の 10 図、同 (2-9) の 29 図、同 (4-1-2) の 9 図は「騎操軌範」と、資料番号 (4-1、4-1-2、4-1-3) の「舶砲新編」は「舶砲新論」の図と推測される。とにかく江戸において敬五郎は西洋流砲術と西洋兵学の稽古に没頭したのである。

敬五郎安貞の門人

敬五郎は外記流家業人として伝統的な外記流を指南しながら西洋流も指南したが、敬五

郎安貞から免状印可皆伝を済ました門弟は以下の諸氏である（1-95-4）。

印可皆伝済候者：前田河竜助、谷津十郎兵衛（萬延元年九月）西大條宇兵衛（萬延元年九月）橋川堅三（安政四年四月）猪狩雄三郎（嘉永五年十二月御薬込四六才）岡部長太夫（文久三年八月御薬込三五才）田村数右衛門（文久三年八月御薬込三四才）白幡甚三郎（文久三年八月御小姓三二才）

印可皆伝之内皆伝相済候者：犬飼忠三郎（文久三年八月三七才）大河内陣平（文久元年八月）多田莊三郎（萬延元年七月三二才）内崎誠一郎（萬延元年七月三〇才）菅野平三郎（文久二年九月）鎌田八五郎（文久二年九月）

指南免許免状相済候者：郡山慶之進（安政三年一〇月）矢野清之進（萬延元年七月三九才）遠藤伝治（萬延元年七月）、片倉五郎右衛門（萬延元年五月四一才）沢崎右近（文久三年八月三二才）山岸伝三郎（文久三年八月四七才）石田門弥（文久元年二月）引地順八郎（文久三年八月二六才）平大夫（文久四年二月）

西洋伝来高嶋流砲術皆伝相済候者：橘川宣蔵（安政五年六月）橘川堅吉（安政五年六月）多田莊三郎（萬延元年七月）内崎誠一郎（萬延元年七月）矢野清之進（萬延元年七月）遠藤伝治（萬延元年七月）

同 免許：日野信五郎（安政五年六月）

仙台藩洋式銃を購入する

高嶋秋帆が天保二（1832）年に輸入したオランダ製小銃は燧石式のゲベール銃・ヤーゲル銃・ピストルであったが、弘化年間（1844～47）になると、水銀を硝酸に溶かした硝酸溶液にエルチールアルコールを反応させて作った小結晶を乾燥させると火炎や衝撃でたやすく爆発する化合物（雷汞）を点火薬とする雷管式ゲベール銃が知られるようになった。すると旧来の燧石式ゲベール銃は廃棄、あるいは雷管式に改造された。

幕府は安政二（1855）年に諸藩の小銃制作を許し、同六年には一般兵器の売買を許すと、諸藩は開港場で外国商人より銃を購入した。この時期、欧州では産業革命後、ナポレオン戦争・普墺戦争・アメリカの南北戦争の影響をうけて銃砲の発達が著しかった。たとえば、南北戦争勃発時は前装滑腔式であったものが四年後の終戦時には連発後装式ライフル銃が主要小銃に進歩している。一般兵器の売買が許されると、欧米の銃砲、それも最新式銃から試作品、はては時代遅れの中古銃までもが、武器商人の手によって日本に持ち込まれた。その銃砲はアメリカ・イギリス・フランス・プロシヤ・オランダ・ベルギー・オーストリア・スイスなど各国製で二〇〇種以上におよび、まさに当時の日本は十九世紀の世界銃器発達史の様相を呈していた（所莊吉『図解古銃事典』）。

仙台藩は財政面から慶応元（1865）年ころから軍備の充実をはじめ、洋式銃の購入を進めた。たとえば、公義使（江戸留守居役）大童信太夫安賢の『日程記』は慶応元年九月に天竺屋儀兵衛からミニエー銃およびゲベール銃を、十月にも元込銃一二〇挺を購入しており、慶応三（1867）年八月十七日、大童が横浜でライフル銃五二〇挺を購入して品川から国元に送っている。慶応四年一月中旬、鳥羽伏見会戦後、藩では御用金一万両を支出して早急にミニエー銃の購入の議が起こり、若年寄笠原中務全康の二月十一日の書状には四〇

〇〇挺の購入と一門の大身家臣は購入のための現金支払を報じている。洋式銃の購入は戊辰戦争の最中にも続き、四月十四日には来航したプロンヤ船からライフル銃一五〇〇挺、ミニエー銃一三七五挺、ピストル三三四挺を購入している。これは記録に残された一部であり、夥しい数の洋式銃を購入したにちがいない（『仙台市史』通史編5近世3）。

仙台藩の記録ではミニエー銃・ゲベール銃・元込銃・ライフル銃・ピストル・短施條銃とある。ミニエー銃は一八四六年フランスの歩兵大尉ミニエーが開発した弾丸をもちいる銃の総称である。ミニエー弾は椎実形鉛弾の底部にくぼみを設けて木栓を嵌め、発射時のガス圧によって、この木栓が弾丸のなかに押し込まれ、弾丸の裳部を拡張させて腔綫に喰い込ませる弾丸である。このためゲベール銃に比べて射程も延び、命中精度が向上して照準具が有効な働きをするようになり、照尺がもちいられるようになった。この銃の実用化は英国が一八五一年に採用するとヨーロッパ各国に急速に普及していった。

ミニエー銃とゲベール銃との三百歩における命中度の比較は百発中ミニエー銃の四四発に対して、ゲベール銃ではわずかに八発に過ぎなかった。八百歩に至ってもミニエー銃では二七発の命中率をもっているが、九百歩以上になると精度はいちじるしく落ちた。

ミニエー銃は文久三（1863）年頃からわが国に輸入され、若干は国産のされたようである。長州征伐および戊辰戦争でも多くの藩はこの銃で装備した。ゲベール銃とミニエー銃は弾丸を銃口から込める前装銃であるが、ゲベール銃は火縄銃とおなじ滑腔銃、ミニエー銃は施条（ライフル）銃、それに対して元込銃は弾丸を筒元から装填する後装銃である。短施條銃は環帯が二つある二つバンドと称されるエンフィールドであろう。

ここで大槻家伝世する二挺の洋式銃を話題にしたい（巻末図版参照）。

○ミニエー銃：口径 14 ㍉銃身長 61,8 ㍉全長 103,5 ㍉銘文「t o w e r 1866(王冠マーク)、銃把「壬申六百九番 宮城縣」(3-4)

○スタール騎兵銃：口径 14 ㍉銃身長 53 ㍉全長 97 ㍉銘文「s t a r r s p a t e n t s e p t 14 t h 1858」銃把「明治十九年九百九十二番 宮城縣」(3-5)

ミニエー銃の「壬申六百九番 宮城縣」は明治政府が明治五（1872）年に民間の兵器調査を実施した際の刻印、いわゆる壬申刻印である。仙台藩はミニエー銃を大量に購入しているからこの銃もその一挺である。その後、明治政府は民間の兵器調査を数回実施したが、「明治十九年九百九十二番 宮城縣」とあるスタール騎兵銃の検印はこれを示している。スタール銃は一八五八年にアメリカで特許を得た元込銃（後装式）であり、これも仙台藩で購入した元込銃の一挺であり、ともに敬五郎愛用の可能性がある。

なお、大槻家資料のなかにガラス容器二点を収めた箱があり、表には「トントル製薬之節相用候ビン並レトル入」裏に「大槻安貞」とある（7-1）。「トントル」は点火薬の雷汞の意味である。箱書から敬五郎自身が点火薬の雷汞を製造したことを伝えている。

洋式銃には正式名称があるが、仙台藩は購入した洋式銃を元込銃・ライフル銃・ピストル・短施條銃と呼称しており、銃種の特定ができない。たとえば、岡山藩の慶応三（1867）年二月の「新流御鉄炮並御道具寄帳」記載をみると、舶来七発込御銃はスペンサー七連発騎兵銃、十六発込御銃は一八六〇年式ヘンリー一六連発歩兵銃ないし一八六六年式ウィン

チスター六連発歩兵銃、雷管操出馬乗銃はテープ・プライマー応用式騎兵銃、二挺搦ヒストール御銃は二バレル雷管式連発ピストル、二番形六連ヒストール御銃はスミス&ウェンソン拳銃モデル2、針搏御銃はツンナール銃、海老尻元込銃はウイルソン銃のことであり、わが国では洋式銃を様々に呼称したのである（『長船町史』）。

仙台藩購入の銃種は不明であるが、ミニエー銃、スター騎兵銃の外に前装施条銃ではイギリス製エンフィールド銃、元込銃ではスナイドル銃、アメリカ製シャープス銃、イギリス製ウイルソン銃、フランス製シャスポー銃があり、ピストルには雷管式のアメリカ製コルトやピン打式のフランス製ル・フォショウの可能性がある。

| |
|---|
| 大砲：4斤施條砲4門・艇忽砲4門、預備臼砲6門 |
| 弾丸：4斤尖榴弾・霰弾392個、内霰弾56個、榴弾6個霰弾1個合7個1箱 箱数56、1挺ニ付96発。12拇忽砲榴弾168個・同榴霰弾168個・同霰弾56個、3口合392個1門に付96発。13拇榴弾252個・木管270本・口光弾84個、2口合336個。 |
| 砲囊：4斤4031発95匁、10発ニ付2発預備、12拇忽4031発100匁10発ニ付2発預備。 |
| 炸薬：4斤12拇榴弾20貫160匁・12拇榴霰弾5貫40匁、1袋40匁、13拇炸薬10貫目40匁袋入箱入。 |
| 砲囊：13拇404内33匁2分154、29匁4分155、25匁95、10発ニ付2発預備。 |
| 道具類・小銃など：鷲管588本、摩擦管574本10発ニ付5本預備、ヒゲ504本10発ニ付2本預備、シエントロス125本、火縄15把100発ニ付20尋、粉薬1貫目100匁入筒ニ10個、紙管504本7個の榴弾に8本割、4斤砲囊タス8ツ、ヒープタス火門針共ニ8ツ、12拇榴弾タス丸タス8ツ、12拇榴弾信管タス4ツ、4斤ワッフセット4挺、12拇ワッフセット4本、象限規6丁、火門蓋8ツ、4斤柵杖5本、四斤抜弾子4本、12拇柵杖5本、4斤弾螺廻4本、火管引縄16本、砲車挽索16本、鞍8ツ、水桶8ツ、布切レ6枚、大タス6ツ、ヒープタス火門針共6ツ、木管当木6ツ、木槌6ツ、鋸り6丁、シエントロスタス6ツ、太細引6本、火縄挟6本、擔棒6本、シエントロス挟6本、サケフリ6ツ、小刀6丁（水桶からここまで臼砲の御用）。 |
| 短施條銃68挺、タス管タス胴共68挺、実銃包4080発、雷管6120粒発1挺ニ付60発割、三又68丁、万力8ツ、抜弾子58、背負革68本、替火門68ツ、喇叭3管、短施條銃3挺、タス管タス胴共3ツ、実銃包180発、雷管270粒、三又3ツ、背負革3本、替火門3ツ（喇叭からここまで喇叭手の御用）、漏斗8ツ、箆長持4荷2荷砲隊2荷銃隊、細引、棒、皿秤6棹、提灯蠟燭共8ツ、ガン燈蠟燭共4、 |
| 要員）御旗1流、小旗4流、短施條銃8挺、隊長1人、分隊司令士4人、砲車司令士8人、砲士56人、預備弾薬締り8人、喇叭手3人、砲隊附属銃隊2小隊、鼓手4人、御旗持2人、御医師2人（分隊司令士からここまで162人）、 |
| 輸送人馬）駄馬25疋4斤12拇榴弾箱112,1疋4箱、駄馬15疋12拇臼砲6門弾薬48箱、駄馬5疋、人足64人施條砲12拇は1挺付8人、人足16人箆長持4ツ分1荷4人、 |

表7)「四斤施條砲四門艇忽砲四門ノ一砲隊調外ニ預備臼砲六門」

仙台藩主伊達慶邦は戊辰戦争の慶応四（1868）年四月十一日、十万余の軍勢を率いて会津征討に出発した。このとき安貞は御供を仰せ付けられ、大砲隊弾薬車長を仰せ付けられ

た(1-92)。会津征討行列図には砲隊の存在を伝えている(『戊辰戦争一五〇年』)。

西洋流師範の敬五郎は砲隊の一員として戊辰戦争に従軍したが、大槻家資料に一砲隊の装備と要員を調べた記録が存在するのはこのためである。そして資料は仙台藩の軍事の西洋化の到達点を示している(表7)に一覧として紹介したい(1-18)。さらに同時期と推測される仙台城大砲配置を一覧にして仙台藩の砲術事情を理解したい(1-78)。

| 配置場所 | 大砲種類 | 門数 | 配置場所 | 大砲種類 | 門数 |
|-----------------------|---------|-----|-------------------------------|-----------------|----|
| 御本丸 | 1貫目素筒 | 1門 | 御幄造り前 | 1貫目素筒 | 1門 |
| 松ヶ崎 | 12寸忽砲 | 1門 | | 5貫目虎ノ子 | 2門 |
| | 5貫目虎ノ子 | 3門 | | 500目素筒 | 1門 |
| 虎ノ御門前 | 10貫木砲 | 2門 | 辰巳御門 | 大砲 | 2門 |
| | 大砲(2小隊) | 2門 | | 2小隊 | |
| 御米蔵 | 大砲 | 2門 | 御二ノ丸 大手南脇 | 1貫目 | 1門 |
| 大手北脇 | 後込ライフル | 1門 | | 20拇白砲 | 1門 |
| | 6斤ライフル | 1門 | | 3貫目虎ノ子 | 3門 |
| | 6斤カノン | 2門 | | 5貫目虎ノ子 | 3門 |
| 御裏 | 4斤ライフル | 2門 | 御多門櫓 | 15拇忽砲 | 1門 |
| 御蔵 | 10貫目木砲 | 2門 | 扇坂 | 3斤カノン | 2門 |
| 川内郭之内 中ノ坂方 瀬迄ノ分 | ホート忽砲 | 2門 | 高野仲人屋敷方 岩居澤江 | 3貫目虎ノ子 | 2門 |
| | 3斤カノン | 4門 | | 5貫目虎ノ子 | 2門 |
| | 13寸白砲 | 4門 | | 150目野戦 | 2門 |
| 大條孫三郎 屋敷 | 4斤ライフル | 2門 | 金剛澤 | 10貫目木砲 | 2門 |
| | 3貫目虎ノ子 | 2門 | 川内外郭大年寺迄之 分 端鳳庭前 | 5貫目木砲 | 2門 |
| 同表門前 | 5貫目木砲 | 2門 | 鹿討坂上 | 10貫目木砲 | 2門 |
| 同下川迄 | 1斤野戦銃 | 2門 | 誓願寺前 | 5貫目木砲 | 2門 |
| 茂ヶ崎 | 10貫目木砲 | 2門 | 大年寺表坂下 | 10貫目木砲 | 2門 |
| | 不易流500目 | 1門 | 多賀兜塚 | 5貫目木砲 | 2門 |
| 根岸通り | 5貫目木砲 | 10門 | 大年寺前並根岸通り 所々近辺へ応援大年 寺屯集 | 200目300目車 台附 | 8門 |
| | 10貫目木砲 | 10門 | | 3貫目虎ノ子 | |
| 古城 | 野戦銃 | 2門 | 榴ヶ岡 | ホート忽砲 | 2門 |
| | 13寸白砲 | 2門 | | 13寸白砲 | 2門 |
| 万寿寺 | 200目野戦銃 | 1門 | 東昌寺輪王寺ノ内 | 3斤カノン | 2門 |
| | 1斤野戦 | 1門 | | 13寸白砲 | 1門 |
| | 13寸白砲 | 1門 | | | |
| 八幡堂 | 3斤加農 | 2門 | 表8) 仙台城防備大砲配置一覧表 | | |
| | 13寸白砲 | 1門 | | | |

資料の末尾で仙台城配備の大砲の数量を「惣砲数百拾九門」、内訳をつぎのように集計している。

12斤カノン(1) 6斤ライフル(1) 6斤後込ライフル(1) 1貫目(2) ホート忽砲(4) 20 拇白砲(1) 200目 300目(8) 5貫目虎ノ子(11) 3貫目虎ノ子(11) 6斤カノン(1 不足)(2) 3斤カノン(1 不足)(9) 500目素筒(3) 13 拇白砲(11) 10貫目木砲(20) 5貫目木砲(18) 12 拇忽砲(2) 15 拇忽砲(1) 11 拇半忽砲(1) 不易流 500目(1) 1斤野戦(5) 4斤ライフル(4) 13寸(2)

大型砲は和洋が混在しているが、洋砲に混じって五貫目虎ノ子、三貫目虎ノ子は、たびたび話題にした外記流の秘事であり、不易流五〇〇目も仙台藩に流行した和流であり、さらに貫目の木砲も和流であり、総計七二門が和流と半数以上を占めている。このように仙台城防備の大型砲の種別に和洋併存の状況が読み取れる。

戊辰戦争終結後の明治元(1868)年十二月に大槻十郎太夫安貞は大谷市九郎に「西洋伝来高嶋流砲術多年御深心ニ付、此度令皆伝追而極義哲詞之義、御伝達可申上事」と皆伝を授けている(1-68)。仙台藩は海防のために西洋銃術を採用し、伝統的外記流家業人の敬五郎安貞は西洋高嶋流砲術師範の比重を大きくしながら戊辰の国内戦に従軍した。海防を起点に採用された西洋流は国内戦に投入される皮肉な結末を迎えた。大槻家の過去帳は敬五郎の没年を明治二(1869)年十月十六日、法号を「大隆院高嶽雄義居士」と伝えており、三四歳という若さであった。父貞安の看病のため帰国の途次、千住駅で持病を発症しており、もともと身体は丈夫ではなかったようである。すでに仙台藩では慶応三年に砲術家業人を罷免し、明治二年に明治政府が古流武芸の停止令を発布した。この二ヶ月後、敬五郎安貞は病死し、ここに仙台藩外記流家業人大槻家の歴史は幕を閉じた。

むすび

以上、大槻家資料を駆使して仙台藩外記流家業人大槻家の歴代といっても、三代安定、四代安寛、五代安元、六代貞安、七代安貞の履歴を明らかにし、途中で仙台藩の銃砲製作や砲術武芸に寄与した御台屋村上氏の歴代の事績にも言及した。大槻家の初代重義は伊達忠宗に仕えて切米二両、扶持方四人分、次之間・御歩行衆、後に徒目付、二代重次は定御供・御境横目を仰せ付けられたが、両者とも外記流を稽古した証拠はない。

三代安定は外記流師範田村喜七郎と外記流宗家井上家から皆伝を伝授されており、大槻家で最初に外記流家業人になった人物であり、定御供・御薬込役を務め、加増があって初代重義の知行を一〇貫文高に増やした。四代安寛は田村喜七郎顕郷の次男で五代藩主伊達吉村から外記流秘書を伝授され、その後、外記流宗家から皆伝を授けられ、七代藩主伊達重村、八代藩主伊達齋村の鉄砲稽古の御相手をした。定御供・御薬込役・外記流鉄砲注文人・御小姓組並列などを務め、多くの弟子を取立て加増があって知行一三貫文高にした。

五代安元は別家から本家を継いだ。父安寛から「鳥銃之秘書」を相伝され、江戸の外記流宗家井上家から秘事の虎之子を伝授された。定御供・御薬込役・御薬込役・外記流鉄砲注文人・大手御多門櫓の鉄砲類の管理を務め、一〇代藩主伊達齋宗の鉄砲稽古の御相手をし、鉄砲と道具類を拝領するなど外記流家業を着実に継承した。

六代貞安は外記流指南人の古参の門弟に稽古を付けてもらい、一〇歳で外記流鉄炮稽古人並になり、後に定御供・御薬込役・外記流鉄炮注文人を務め、再三、外記流宗家井上家を訪れて秘事を伝授されたが、やがて仙台藩が西洋流を採用すると外記流にくわえて西洋流師範を兼帯し、多年の勤仕によって知行を一四貫五〇〇文に増やした。

七代安貞は部屋住時代、江戸の幕府講武所砲術師範下曾根金三郎に師事して西洋流砲術と西洋兵学の稽古に没頭し、家督を継いで外記流指南人・同注文人・御城中御多門櫓大筒と御道具などの管理・御兵具方御備火薬調合鑑定人・西洋伝来高島流砲術附属を継承して和洋砲術の役務に奮闘し、政局の急変によって戊辰の国内戦に従軍して明治を迎えた。

大槻家資料以外に仙台藩の外記流資料が国立歴史民俗博物館所蔵の「安齋實砲術コレクション」にふくまれている。すでに一部は本文で引用したが、仙台藩主の外記流稽古と大槻家の門弟の伝授次第を伝える秘伝書類を以下に紹介したい。

- ① 「夫鉄炮稽古ハ云々」貞享五（1688）年五月十五日 田村数右衛門頭伴一田村喜七郎 頭郷一大槻十郎太夫安寛一安永九（1780）年三月日 多川丹彌實包一澤口覚左衛門直口（花押）一文政式（1819）年六月一山家市三郎殿
- ② 「眼傳秘書」一帖 天明六（1786）五月日 大槻十郎太夫安寛（朱印・花押）
- ③ 「銃學要旨」一冊 文政九（1826）丙戌歳四月 井上左太夫正清（朱印・花押）松平齋義公
- ④ 「銃學須知講義上下」二冊 文政九（1826）丙戌年四月 井上左太夫正清（朱印・花押）松平齋義公
- ⑤ 「鳥銃矩合要法上下」二冊 文政九（1826）丙戌四月 井上左太夫正清（朱印・花押）松平齋義公
- ⑥ 「櫓積之書」「塩硝之製法」二帖一冊 寛文九（1669）年二月日 井上佐太輔正景（朱印・花押）一正徳九（1719）年十月日 井上左太夫正次（朱印・花押）松平吉村公一寛保二（1742）年五月 井上左太夫貞高（朱印・花押）松平宗村公一安永六（1777）年六月 井上左太夫正岑（朱印・花押）松平重村公一文化十（1813）年十月 井上左太夫正清（朱印・花押）松平齋宗公一文政三（1820）年四月 井上左太夫正清（朱印・花押）松平齋義公一天保三（1832）年四月 井上左太夫正路（朱印・花押）松平齋邦公一天保十四（1843）年十二月 井上左太夫正路（朱印・花押）松平齋邦公
- ⑦ 「調積星當解」一冊 文政三（1820）年四月 井上左太夫正清（朱印・花押）松平齋義公一天保三（1832）年四月 井上左太夫正路（朱印・花押）松平齋邦公一天保十四（1843）年十二月 井上左太夫正路（朱印・花押）松平慶邦公
- ⑧ 「玉町之巻」（三匁五分～一貫目）三冊 井上左太夫正清一大槻十之進安元一古内鐵右衛門眞美一嘉永四（1851）年五月（朱印・花押）湯目七郎左衛門一慶應三（1867）年三月 山家豊三郎頼道（朱印・花押）河東田郎治
- ⑨ 「秘傳小目當五冊物口傳書 下書」正徳六（1716）年申四月 井上左太夫正房（花押）吉村公、
- ⑩ 「調積集 上下」二冊「塩硝製法」一冊 弘化四（1847）未歳正月 井上左太夫正路

(朱印・花押) 川口隣之助

- ⑪ 「三捷神機全形」「五雷神機全図」嘉永二年七月 井上左太夫正路 松平慶邦(歴博所 荘吉コレクション)

仙台藩主は藩祖伊達政宗以来、鉄炮数寄者が多く、二代伊達忠宗は伊勢守流と外記流を極め、とくに外記流は御家流と称されたように藩主稽古の流派であったことは、五代藩主吉村公以後、六代宗村公、七代重村公、八代斎村公、一〇代斎宗公、一一代斎義公、一二代斎邦公、一三代慶邦公と一七歳で死去した九代周宗を除いて歴代に及んでいる。

なお、⑪の伊達慶邦が伝授された秘伝に一言しておきたい。「三捷神機全形」は銃身が三本、「五雷神機全図」は銃身が五本、ともに回転式連発火縄銃である。時期的にみて西洋の弾巢回転式の銃砲にヒントを得たと思うが、外記流の秘伝に変化の兆しが見える。そして一覽は一部であるが、外記流家業人大槻家から皆伝を許された門弟が弟子を取立てる姿を示している。

三代大槻安定以下、安寛・安元・貞安・安貞は外記流宗家井上家から秘伝を伝授され、家格上位者をふくむ数多の家臣に外記流を伝授し、さらに西洋流の採用によって貞安と安貞は和洋両流の弟子を取立て和洋の造兵技術に尽力するなど、それまで以上に仙台藩の砲術御用に大きく貢献した。このように仙台藩が外記流を御家流とし、大槻家が外記流家業人として幕府鉄炮方の外記流宗家井上家と師弟関係を持続させた背景には、仙台藩が外記流砲術を通して江戸幕府との関係を安定的に保持したい政治的配慮があったと砲術史の視点から捉えておきたい。

謝辞：本稿の作成には宮城県銃砲刀剣登録審査員後藤三夫氏の多大なご支援と大量の画像資料の提供を許諾頂いた現大槻家当主の大槻千代氏、また仙台市博物館の二上玲子氏には情報提供を頂いた。各位に謝意を表して擲筆したい。

大槻家所蔵銃砲図版



火縄銃（口径 13 ㍉銃身長 102 ㍍全長 139,8 ㍍無銘）



火縄銃（口径 14 ㍉銃身長 99,8 ㍍全長 137,7 ㍍銘「仙台住渡邊幸右衛門信晴」「外記流一子相伝鍛立張」）



火縄銃（口径 13 ㍉銃身長 100 ㍍全長 137,7 ㍍銘「渡邊幸右衛門信口」筒元象嵌「安元」）



スタール騎兵銃（口径 14 ㍉銃身長 53 ㍍全長 97 ㍍）1858 年製



ミニエー銃（口径 14 ㍉銃身長 61,8 ㍍全長 103,5 ㍍「t o w e r 1866」）

仙台藩士大槻家和洋砲術關係資料一覽
和流砲術（外記流）關係資料

| 表題 | 内容 | 年号 | 差出 | 宛名 | 状態 | 数 | 番号 |
|------------------|-----------------|---------------------------|--------------------------|-----------------------------|----------------|-----|------|
| 御台場絵図 | 大森町打場 | | | | 剥離 | 1 図 | 1-1 |
| 構堅之図 | 射法・伝書 | 寛永 5 年 6 月 | 井上外記正繼 | | 装丁欠 | 1 卷 | 1-2 |
| 三貫目配櫓之図 | 射法 | 文化 11 年 3 月 | 大槻十之進 安元江戸写 | | 剥離 | 1 卷 | 1-3 |
| 鳥銃之秘 | 射法・伝書 | 明和 4 年 9 月 | 大槻十郎太 夫安寛 | 大槻十之進 安元 | 剥離 | 1 卷 | 1-4 |
| 外記流拾欠注文 | 製作・鍛治 | 8 月 | 大槻十太夫 | (倉橋)安右 衛門 | 良 | 1 通 | 1-6 |
| 老貫目玉車台仕掛業書 | 大森町打場 業書 | 4 月 2 8 | | | | 1 冊 | 1-7 |
| 書付 | 小目当業書 | 文化 8 年 4 月 6 日 | | | | 1 冊 | 1-8 |
| 大筒打初遠近町着帳 | 大森町打場 業書 | 嘉永 5 年 2 月 | 井上左太夫 田付兵庫他 | | | 1 冊 | 1-9 |
| 書付(沿岸防備) | 御多門櫓備 外記流大筒 | | 大槻 | | 虫損 | 1 冊 | 1-10 |
| 御多門櫓大筒方御用並注文御用留牒 | 御多門櫓大 筒 | 文化 1 4 年 文政 1 2 年 | 高埜 | 古内鉄五右 衛門 佐市八郎右 衛門他 | 虫損 | 1 冊 | 1-11 |
| 国分実沢村小角村吟味留 | 山立獵 殺生稽古 | 寛政 7 年 8 月・寛政 4 年 7 月 8 日 | 大槻十郎太 夫安寛・大槻 十之進安元 | 斎藤左右助 他 | | 1 冊 | 1-15 |
| 吉家改正略図 | 家相・射場・ 調練稽古所 | 安政 3 年 5 月 2 4 日 | 御幕中蓬龜 館備中消琴 | 大槻十郎太 夫 44 歳 | | 1 図 | 1-14 |
| 稲宮流三貫七百目玉雛形 | 稲宮流 大筒・図面 | | | | | 1 図 | 1-16 |
| 外記流大筒遠町討方御覽玉町業調帳 | 遠町・業書 | 嘉永 6 年 2 月 26 日 | 大槻十郎太 夫貞安他 | | | 1 帖 | 1-17 |
| 印可状 | 伝授 | 天保 7 年 11 月 | 大槻勝三郎 貞安 | 小野木治右 衛門 | | 1 通 | 1-19 |
| 鉄炮伝授箱之入記 | 伝授階梯 | | | | | 1 帖 | 1-23 |
| 起請文前書之事、神文誓約之事 | 入門 | | | 寛政 11 年 12 月、弘化 3 年 8 月 | 大町頼 母 東謙 | 2 通 | 1-24 |

| | | | | | | | |
|---------------------------------|-----------------------|---------------|--------------|-------------|----|--------|------|
| 大筒之書口 伝書 | 伝授 | 文化5年 | 小平新三郎 | 大槻十之進 安元 | | 1通 | 1-25 |
| 外記流指南 方留 | 稽古・指南 和洋 | 安政4年8 月4日 | 大槻敬五郎 安経 | | | 1冊 | 1-30 |
| 老貫目雛形 | 長五尺六寸 | 嘉永4年1 月 | 大槻貞安 | | | 2図 | 1-31 |
| 鉄炮放場之 図 | 射場 | 寛保2年10 月 | 井上左太夫 | | 包有 | 1図 | 1-33 |
| 大槻十郎太 夫及び西洋 方稽古周辺 絵図 | 大槻家屋敷 西洋方稽古 所 | | | | | 1図 | 1-35 |
| 三貫目小口 拓本 | 大筒 | | | | | 1図 | 1-36 |
| 台木木取注 文大躰之覚 | 台木製作 | | | | | 1通 | 1-39 |
| 鉄炮稽古心 得条々 | 稽古・心得 | | | | | 1通 | 1-39 |
| 杉山台七丁 所大筒討形 願達入料諸 式留牒 | 町打・稽古 杉山台 | 寛政4年3 月 | 大槻十郎太 夫安寛 | | | 1帖 | 1-40 |
| 杉山台五丁 七丁小筒方 五拾目迄手 台割形牒 | 小筒・大筒近 町稽古・杉山 台 | 寛政11年 8月 | | | 虫損 | 1帖 | 1-41 |
| 井上家曆代 碑名 | 外記流宗家 | | 大槻安貞 | | | | 1-44 |
| 杉山台五丁 所討形牒 | 近町稽古・ 杉山台 | 寛政11年 8月 | | | | 1帖 | 1-45 |
| 御記録書出 | 皆伝・祭事 | 安永7年6 月16日 | 大槻十郎太 夫安寛 | | | 1冊 | 1-53 |
| 筒台 | 台木 | | | | | 1図 | 1-54 |
| 二百目玉火 矢 | 火術 | | | | | 1図 | 1-55 |
| 大河内陣平 書状 | 門弟 | | | 大槻十郎太 夫 | | 1 通 | 1-56 |
| 鳥銃之秘覚 書 | 伝授 | 明和9年9 月 | 藤原安寛 | | | 1通 | 1-57 |
| 中離乃工夫 之書 | 指南・伝授 | 寛政6年8 月 | 大槻安寛 74 歳 | 荒井小源太 | | 1冊 | 1-58 |

| | | | | | | | |
|-----------------|----------|------------------|-----------------|---------------|----|------|------|
| 渡邊幸右衛門張新筒中角 | 鍛治・製作・試打 | 文化 10 年 6 月 23 日 | | | 包有 | 4 枚 | 1-59 |
| 火術業書 | 昼之相図 | 嘉永 3 年 4 月 10 日 | | | | 1 帖 | 1-60 |
| 江戸詰合中諸留牒 | 役務 | 寛政 4 年 4 月～6 月 | 大槻安寛 73 歳 | | | 1 帖 | 1-61 |
| 御次第 | 製作・鉄炮屋稽古 | 年未詳 9 月 2 日 | | | | 1 冊 | 1-66 |
| 外記流鉄炮重き御趣意在之伝書 | 伝授・秘伝 | 文化 14 年 9 月 | 荒井小源太 砂沢直輔 | | | 1 通 | 1-67 |
| 薬製書 | 火術・棒火矢 | | 大槻勝三郎 大原助左衛門 | | | 3 通 | 1-71 |
| 矢松木 | 棒火矢図面 | | | | | 1 図 | 1-72 |
| 御用留 | 江戸詰役儀 | 安政 3 年 1 月 25 日 | 橋川宣蔵 小平吉之助 | | | 1 冊 | 1-73 |
| 徳丸原火術業書・御船調練規定控 | 火術・船調練稽古 | 嘉永 2 年 7 月 10 日 | 大槻勝三郎 他 | | | 2 帖 | 1-74 |
| 拾叻玉筒代金覚 | 製作 | 亥 3 月 19 日 | 泉州御鉄炮師榎並屋勘左衛門 | 大槻十郎太夫 | | 1 通 | 1-77 |
| 鎌倉手控 | 大筒町打稽 | | 大槻貞安 | | | 1 帖 | 1-80 |
| 打手配儀御覽所図面 | 大筒稽古 | | | | | 1 冊 | 1-82 |
| 書状 | 御野割 | 正月 9 日 | 飯塚龍左衛門 | 大槻十郎太夫・古内十左衛門 | | 1 通 | 1-83 |
| 五貫目筒打試之覚 | 火術 | | | | | 1 通 | 1-84 |
| 書状 | 台木製作 | 年未詳 7 月 | 御台屋村上吉左衛門 | | | 1 通 | 1-86 |
| 猪鷲鶴白鳥打様之事 | 伝書・鳥獸射法 | | | | 断簡 | 1 通 | 1-87 |
| 井上正路へ被遺御星の図 | 小目当稽古 | 嘉永 5 年 7 月 12 日 | 大槻十郎太夫藤原貞安 | | | 10 枚 | 1-88 |
| 書状 | 杉山台御覽 | 年未詳 10 月 29 日 | 大河内弥平 | 先生様（貞安） | | 1 通 | 1-89 |
| 調積集上文之書之工夫之書 | 伝授 伝書 | 寛政 1 年 2 月吉日 | 大槻十郎太夫安寛 | | | 1 帖 | 1-90 |

| | | | | | | | |
|-----------------------|-----------------|-------------------------------|----------------------|------------|----|---------|----------|
| 書状 | 会津出陣 | 年未詳6月 1日 | 大槻十郎太 夫 | | | 1通 | 1-92 |
| 献上目録 | 献上 | | 大槻剛三郎 | 楽山様 | | 2通 | 1-93 |
| 御秘事方積 | 玉製作・鋳物 師 | 文久3年7 月 | 大田虎・高田 午之助他 | 大槻先生様 | | 16 通 | 1-94-2 |
| 初氣之伝 | 藤原村良公 百討・秘伝 | 安永5年1 月28日 | 大槻十郎太 夫安寛 | | | 1通 | 1-94-3-1 |
| 初氣之伝花 輪之伝 | 山田平左衛 門千討稽古 | | | | | 1通 | 1-94-3-2 |
| 伝授書 | 或問に一毛 | 年未詳7月 | 藤信生 | | | 1通 | 1-94-4 |
| 拝借金願書 | 江戸井上宗 家稽古 | 天保14年8 月 | 大槻勝三郎 | 勘解由 | | 1通 | 1-94-5 |
| 書簡 | 此度新規召 出草野・役儀 | 天明1年4 月3日 | 大槻十郎太 夫安寛 | 内蔵人殿月 番 | 剥離 | 1通 | 1-94-6 |
| 書状 | 仙台第一鉄 炮棟梁 | 年未詳9月 | | | | 1通 | 1-94-7 |
| 鉄炮薬櫓積 書 | 伝書 | | | | 一部 | 1冊 | 1-94-8 |
| 鎌倉大筒稽 古業書 | 大筒・業書 | 年未詳戊 1月 | 井上左太夫 他 | | | 1冊 | 1-94-9 |
| 藤原村良千 討御中天之 枝云々 | 花輪秘伝 | 安永3年9 月10日 | 大槻十郎太 夫安寛 | (伊達)式部 | | 1通 | 1-94-11 |
| 鉄之カワ覚 書 | 大小筒製作 | 年未詳 | | | | 1通 | 1-94-12 |
| 書付 | 鉄炮放時の 吟味・稽古 | 年未詳未4 月25日 | | | | 1通 | 1-94-13 |
| 免状目録 | 伝書 | | 大槻貞安 | | | 1通 | 1-94-14 |
| 書状 | 製作・鍛冶 | | | | 剥離 | 1通 | 1-94-15 |
| 覚 | 外記流鉄炮 寸尺伝書 | 宝暦9年 | | | | 1通 | 1-94-15 |
| 書状 | 新春之儀 | 年未詳1月 3日 | 柴田三郎 | 大槻先生 | 断簡 | 1通 | 1-94-15 |
| 稽古業町着 調書書上 | 火術・業書 | 年未詳4月 | | 大槻勝三郎 | 断簡 | 1通 | 1-94-15 |
| 大筒伝授討 形免状 | 免状伝授 | 寛政11年 7月 | 大槻十之進 | 高橋逸覚 | | 1通 | 1-95-2 |
| 起請文前書 | 鋳物師・入門 | 弘化3年7 月2日、 嘉永3年6 月6日 | 高田安右衛 門・高田三之 助 | 大槻勝三郎 | | 1通 | 1-95-3 |

| | | | | | | | |
|-------------------------|----------------------|---------------|--------------|-----------------------|----------|----|---------|
| 外記流伝系 図大槻家伝 系・伝授者 | 伝授・伝系 | 嘉永4年6 月14日 | | | | 1帖 | 1-95-4 |
| 書付 | 大河内へ覚 | | | | 断簡 | 1通 | 1-95-6 |
| 書状 | 上々持筒注 文・製作 | | | | 断簡 | 5通 | 1-95-7 |
| 免状印可皆 伝者名 | 嘉永4年以 来貞安方伝 授者 | 文久以後 | | | | 1通 | 1-95-8 |
| 相伝目録 | 伝授・免状印 可 | 嘉永4年2 月 | 大槻十郎太 夫 | 小平吉之助 | | 2通 | 1-95-9 |
| 三人立打方 次第 | 射法 | | | | | 1通 | 1-95-10 |
| 井上歴代伝 系図 | 伝系 | | | | | 1通 | 1-95-12 |
| 免状目録 | 伝授・免状 | 嘉永1年11 月吉日 | 大槻勝三郎 貞安 | 小野雅樂之 允・沢崎 | | 2通 | 1-95-13 |
| 起請文之事 | 入門 | | | | 不開 | 2通 | 1-96 |
| 外記流印可 皆伝覚 | 伝授 | 年未詳 12 月 | 大槻十郎太 夫 | 大槻敬五 郎・小原吉之 助 | 虫損 | 1通 | 1-97 |
| 御留野伺書 | 名取郡山田 村殺生稽古 願 | 安永9年3 月 | 大槻十郎太 夫安寛 | 内蔵人、筑 後、舎人、伊 豆殿 | | 1通 | 1-99 |
| 書状 | | 安永5年10 月 | 安寛 | 小平仁右衛 門 | 断簡 | 1通 | 1-100 |
| 書状 | 大槻十郎太 夫出府 | 年未詳 | | | 断簡 | 2通 | 1-102 |
| 大槻家系図 書 | 系図 | 年未詳 | | | | 1帖 | 2-2 |
| 本朝鉄炮伝 来記 | 著作 | | 編輯井上正 路 | | | 1冊 | 2-3 |
| 佐々木流昼 夜相図之巻 | 火術・佐々木 流 | 嘉永3年5 月 | 井上又次郎 正茂 | 大槻勝三郎 | 虫損 | 1冊 | 4-2 |
| 鉄炮問答之 書 | 伝書 | 貞享3年5 月吉日 | 田村数右衛 門頭伴 | 田村喜七郎 頭郷 | | 1冊 | 4-6 |
| 免状目録 | 伝授・免状 | 天保11年6 月 | 中村求馬景 寛 | 大松沢甚右 衛門 | | 1通 | 4-7 |
| 免状次第 | 伝授・免状 | 安政4年 | 大槻十郎太 夫 | | 断簡 | 1通 | 4-9 |
| 浦賀所々御 台場並船備 筒預帳 | 海防 | 嘉永3年3 月 | | | 虫損 汚損 | 1帖 | 7-3-11 |

| | | | | | | | |
|-------|--------|----------|--------------|---------|----|----|------------|
| 秘伝覚書 | 伝書 | | 平重 | | 剥離 | 1通 | 7-3-1-6 |
| 大筒割方書 | 伝書 | | | | | 1通 | 7-3-18-4 |
| 跋伝書後 | 外記流・伝書 | 明和9年9月2日 | 大槻十郎太夫安寛 | | 虫損 | 1冊 | 7-3-1-18-6 |
| 三文目玉 | 鉄炮注文 | 元文～文化12年 | 大槻安寛 大槻安貞 | 木田市郎右衛門 | 虫損 | 1冊 | 7-3-1-18-7 |
| 御用留 | 製作 | 安永6年7月 | 大槻十郎太夫安寛 | | 虫損 | 1帖 | 7-3-1-34 |

西洋流関係資料

| | | | | | | | |
|---------------|-------------------------------|-----------|-------|--|----|-----|------|
| 山用忽砲全図 | 洋砲 | | | | 剥離 | 3枚 | 1-5 |
| 埋立地所建物絵図 | 大筒調練場・調練 | | | | 剥離 | 1図 | 1-12 |
| 四斤施條砲・忽砲隊調 | 洋砲・砲隊 | | | | | 1帖 | 1-18 |
| 遠町和洋業書 | 遠町稽古和洋 | 年未詳 | 大槻敬五郎 | | | 1帖 | 1-22 |
| ライフル五枚之内 | 洋砲 | | | | 良 | 1図 | 1-26 |
| ライフル九枚之内 | 洋砲 | | | | | 1図 | 1-27 |
| 秘法調入 | 安政3年8月6日新銭座江川太郎左衛門殿調練場沖合之御船調練 | 安政4年11月吉日 | | | | 12点 | 1-28 |
| 新製コロニヤール車台絵図面 | 洋砲 | 安政2年辰 | 安経 | | 剥離 | 26図 | 1-29 |
| 四斤施條砲全図 | 洋砲 | | | | | 1図 | 1-32 |
| 西洋方稽古所図面 | 稽古所 | | | | | 1図 | 1-35 |
| 五貫目三徑鉄張筒図面 | 洋砲 | | | | | 1図 | 1-35 |
| 三貫目七百本小口拓本 | 洋砲 | | | | | 1図 | 1-36 |
| 第三大隊歩兵図解絵図 | 兵学調練 | | | | | 1図 | 1-37 |

| | | | | | | | |
|-----------------------|----------------------|-------------|--------------|----------------|-----|---------|------|
| 杉山台大砲 運動訓練費 用払控 | 訓練費用 | | | | | 1帖 | 1-42 |
| 大筒配置明 細覚書 | 海防 | | | | 虫損多 | 1帖 | 1-43 |
| 騎兵銃江重 騎兵之図 | 騎兵銃・剣 管打銃 | 安政4年仲 夏 | | | 装丁無 | 1帖 | 1-46 |
| 二四斤長加 農砲明細 | 洋砲 長カノン砲 | | | | | 1通 | 1-48 |
| 砲隊号令書 | 兵学 | | | | | 1通 | 1-49 |
| 仏蘭西十二 寸山忽車台 木部図 | 洋砲 | | | | 装丁無 | 1巻 | 1-51 |
| ライフル図 五枚之内 | 洋砲 | | | | 装丁無 | 1巻 | 1-52 |
| 洋砲及び弾 丸図面 | 24封度弾・ 直発弾他 | | | | 剥離 | 19 図 | 1-55 |
| 起請文之事 | 下書 | | | | 虫損 | 1通 | 1-62 |
| 六十斤銅製 加農尺度表 | 洋砲 | | | | | 2通 | 1-64 |
| 越列機の兒 地雷火全書 | 兵器 | | | | | 1通 | 1-65 |
| 西洋伝来高 島流皆伝 | 西洋流・伝授 | 明治1年12 月 | 大槻十郎太 夫安貞 | 大谷市九郎 | | 1通 | 1-68 |
| 加美郡高城 村鍛治勘七 上申書 | 洋砲張立 | 安政5年7 月 | 鍛治勘七 | 真田喜平太 大槻敬五郎 | 虫損 | 1通 | 1-69 |
| ライフル五 枚之内 | 洋砲 | | | | | 1図 | 1-70 |
| 六拾斤銅製 加農表 | 洋砲 | | | | | 2通 | 1-75 |
| 覚 | 西洋砲術書 籍見積 | 2月12日 | 和泉屋壱兵 衛 | 大槻十郎太 夫 | | 1通 | 1-76 |
| 仙台城防備 配置書付 | 和洋砲防備 | | | | | 1通 | 1-78 |
| 亜美理駕二 十四封度船 砲之図 | 洋砲 | | | | | 4図 | 1-79 |
| 船放砲台全 図 | 洋砲 | | | | | 2図 | 1-81 |
| 仙台海岸絵 図 | 海防・蒲生浦 方荒浜迄之 景 | | | | | 1通 | 1-43 |

| | | | | | | | |
|----------------------------------|---|---------------|-----------------------|----------------|-----|---------|---------------|
| 高島流皆伝書 | 高島流・伝授 | 明治1年12月 | 大槻十郎太夫 | 大谷市九郎 | | 1帖 | 1-95-5 |
| 書状 | 伝授・高島流 | 安政5年7月 | 大槻十郎太夫 | | | 1通 | 1-95-8 |
| 卒児達度ソルダート | 西洋兵学 軍式教本 | | | | | 1帖 | 1-95-11 |
| 書付 | 西洋兵学 山用演式 喇叭手 | 閏16日 | | 剛三郎 | | 2通 | 1-98 |
| 書状 | 西洋兵学 士官必携 | 6月18日 | 大槻十郎太夫・光侑 | 安敬 | 断簡 | 2通 | 1-101 |
| 照尺高十六 拇六線四斤 施條砲 | 洋砲 側面図 | | | | 脱落 | 1冊 | 1-103 |
| 仏蘭西十二 寸山忽砲車 台木部図 | 洋砲 | | | | | 1図 | 1-109 |
| 船舶砲図 | 洋砲・艦載 砲・臼砲・ポ ート砲・砲 台・弾道・射 放・郭守等 | | 竹口貞斎刻 | | | 13 図 | 2-4 |
| 砲隊訓練 | 西洋兵学 | | | | | 1通 | 2-6 |
| 曲尺一寸壱 間積吉家改 正略図 | 訓練稽古所 | 安政3年5 月24日 | 土御門殿幕 中蓬龜館備 中消琴 | 大槻十郎太 夫四十四歳 | | 1図 | 1-14 |
| 騎操軌範 | 西洋兵学・ 轡・西洋鞍 馬・調馬場分 形図式 | | | | | 29 図 | 2-9 |
| 船殿新編図 | 西洋兵学・フ カレット船 | | | | 装丁欠 | 3冊 図 | 4-1-1 |
| 馬具轡図 | 西洋兵学 | 騎操軌範か | | | | 9図 | 4-1-2 |
| 試験表 | 洋砲・千八百 四十九年洋 砲試験抜粋 | 嘉永2年 | | | 虫損 | 1冊 | 4-4 |
| 兵士懐中便 覧 | 西洋兵学 | 慶応4年7 月 | アメリカの スコット著 | 1869年開版 | | 1冊 | 6-5-3 |
| 騎操軌範図 | 西洋兵学 | 騎操軌範か | | | | 10 図 | 1-9 |
| 安政四年九 月於杉山台 七丁場大銃 稽古丁着調 | 洋砲稽古 | 安政4年9 月 | | | 虫損 | 1冊 | 7-3-1 - 11 |

| | | | | | | | |
|--------------|---------------|-----|-------|-------|----|----|-----------|
| 越後屋源吉 覚書 | 洋砲・空丸・ ホイス | 丑9月 | 越後屋源吉 | 大槻先生様 | | 1通 | 7-3-1-22 |
| 小銃的放規 則 全 | 西洋兵学 | | | | 破損 | 1冊 | 7-3-2-3-4 |

実物資料（銃砲及び付属品・金属品・木箱など）

| | | | | |
|--------------------|-------------------------------------|--|-------------------------------------|-------------|
| 火縄銃 | 口径 13 ㍉銃身長 100 ㍉ 全長 137, 7 ㍉ | 銘) 仙台住渡邊幸右衛門信 | 筒元に安元の象嵌 宮城県 43042 | 3-3 1挺 |
| 火縄銃 | 口径 14 ㍉銃身長 99, 8 ㍉ 全長 137, 7 ㍉ | 銘) 仙台住渡邊幸右衛門信晴 | 外記流一子相伝鍛張立、 宮城県 43043 | 3-2 1挺 |
| 火縄銃 | 口径 13 ㍉銃身長 102 ㍉ 全長 139, 8 ㍉ | 無銘 | 宮城県 43044 | 3-1 1挺 |
| 管打銃 スタール 騎兵銃 | 口径 14 ㍉銃身長 53 ㍉ 全長 97 ㍉ | 銘) S t a r r s , p a t e n t , s e p t 14 t h 1858 | 「明治十九年 9 9 2 番 宮城県」宮城県 4304 5 | 3-5 1挺 |
| 管打銃 ミニエー | 口径 14 ㍉銃身長 61, 8 ㍉ 全長 103, 5 センチ | t o w e r 1866 (王 冠マーク) | 「壬申六百九番宮城縣」 宮城県 43046 | 3-4 1挺 |
| 拝領品 保存箱 | 指筒口薬玉袋三品拝領 | 安永 6 年 2 月 13 日鉄炮 袋拝領 | 天明 6 年 2 月 5 日玉袋薬 入拝領 | 6-2 1合 |
| 鉄炮掛 | | | | 7-1 |
| 訓練用西 洋木銃 | | | | 7-1 1挺 |
| 口薬入 | 丸形・縁朱 | | | 7-1-7 |
| 散玉(鉛) | 容器 | 底面「大槻源八 一発貫 虫眩目」 | | 7-1-8 1点 |
| 瓢形玉入 | | | | 7-1-8-3 |
| 雷汞製造 器具 | ガラス容器 点火薬の雷 汞を製造する器具 | 箱書「トントル製薬之節 相用候ビン並レトル入」 | 箱蓋裏「大槻安貞」 | 7-1 2点 |
| 不明金属 器具 | | | | 6-3 |
| 玉鑄型 | | | | 7-1-8 1膳 |
| 扁額 | 弘化 3 年 6 月 13 日 | 大槻敬五郎十二歳 | 小目当八寸角百討 | 7-2-1 1額 |
| 扁額 | 嘉永 2 年西閏 4 月 大銃教館井上正路書 | 大槻敬五郎十四歳 | 小目当六寸角千撥 | 7-2-2 1額 |
| 扁額 | 文政 7 年 2 月 13 日 | 大槻勝郎十二歳 | 小目当八寸角百討 | 7-2-3 |
| 外記流鉄 炮伝書入 | 木箱 四隅鉄金具 | | | 7-3-1 1箱 |

なお、本資料一覧は後藤三夫氏の『仙台藩外記流師範大槻家史料報告書』掲載の資料一覧を土台にし、提供頂いた数多の画像資料を参考に僭越ながら筆者の一存で和流砲術（外記流）・西洋流・実物の三分類して作成した。したがって表題は史料報告書のそれと一致しない場合が多々あり、また表題だけでは資料内容が掴みにくいので、資料の属性、たとえば、入門・伝書・射法・町打場・業書・秘伝構成・細工・鉄炮鍛冶・鉄炮注文・伝授・西洋流・西洋兵学・洋砲・調練などを示して理解の一助とした。配列は史料報告書の番号を踏襲した。画像資料の提供を御快諾頂いた大槻家当主大槻千代様にかさねて深謝申し上げたい。（日本銃砲史学会理事長・国立歴史民俗博物館名誉教授）

長州藩の鉄製大砲—下松市花岡勘場跡の銑鉄大砲—

郡司 健 ※
小川 忠文 ※※

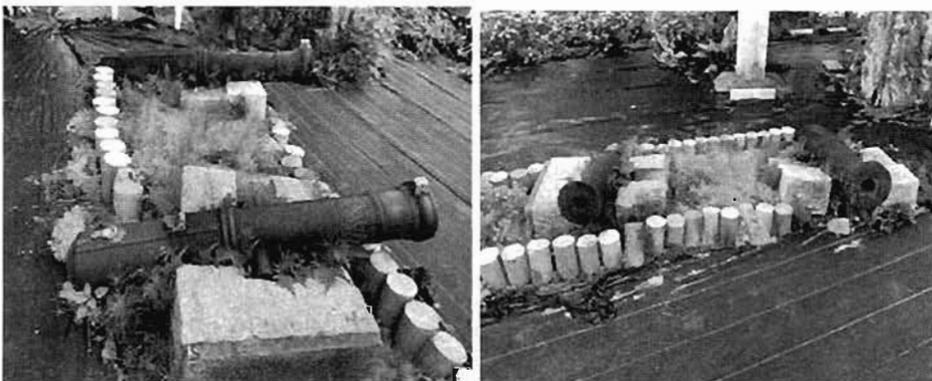
はじめに

下関戦争で英仏蘭米 4 か国に鹵獲され、分配された大砲はほとんどが青銅製であった。防長において銑鉄製大砲も鑄造されたことはあるが、現在では鉄製大砲はもはや存在しないと思われてきた。ところが、山口県下松市の花岡勘場跡の春雨楼碑横に銑鉄製大砲が二門置かれていることがわかった。この大砲がいかなる種類の大砲で、いついかにして鑄造され、なぜここにおかれたのか大いに興味のあるところである。

長州藩でも、安政 2 年頃に若干小型ではあるが反射炉（試作炉）を築造したが、ここでは鉄製大砲が造られたという記録はない。長州藩(萩藩)において鉄製(銑鉄製)大砲が鑄造されたという記録は全くないわけではない。後述するように天保・弘化期に萩松本の鑄造所を主宰した郡司喜平治が、41 門鑄造している。また、それ以前にも郡司家には鉄張大砲の図面等が残されている。このことは後で検討するとして、ここではまずこの下松の銑鉄大砲について、その諸元・外形等について具体的にみておこう。

1 下松市花岡勘場跡における 2 門の大砲

花岡勘場跡地は、萩藩創建期の頃に設置された都濃幸判（代官所）の跡地である。代官は年 3 回春秋冬に萩から出張して重要な決裁を行っていた。日常は大庄屋（および修補方、算用師）等が勘場に出勤して代官の代わりに務めていた⁽¹⁾。



(1) 下松市花岡勘場跡の大砲

(2) 同

なお、両大砲について砲身全長と口径の実測値ならびにこの大砲と外形的に類似性が高い萩野流一貫目玉砲の数値を参考までに示せば以下のとおりである。

図表 1 花岡勘場跡の大砲の実測

| 種類 | 全長実測 | 口径実測 | 一貫目玉筒 |
|----|---------|-------|------------|
| A | 1310mm | 63 mm | 全長 1980 mm |
| B | 1140 mm | 53 mm | 内径 88.9 mm |



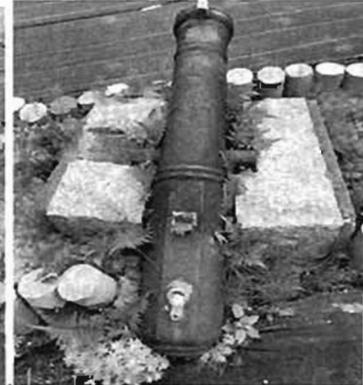
(3) A 砲 : 口径 63 c m



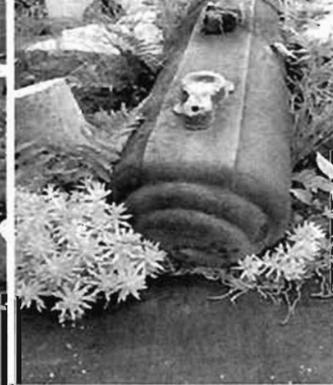
(4) B 砲 : 口径 53 c m



(5) A 砲



(6) B 砲



(7) 砲尾部 (B 砲)

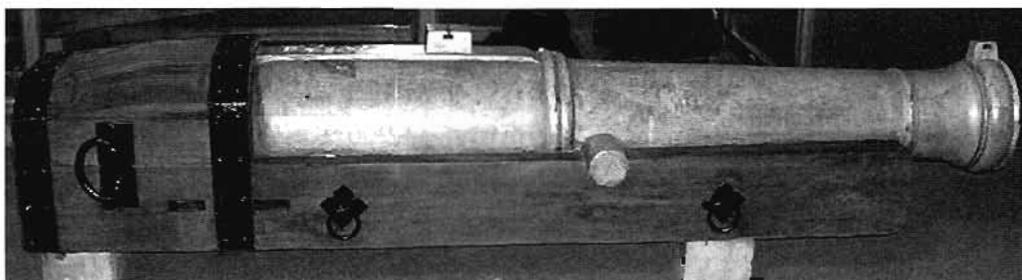
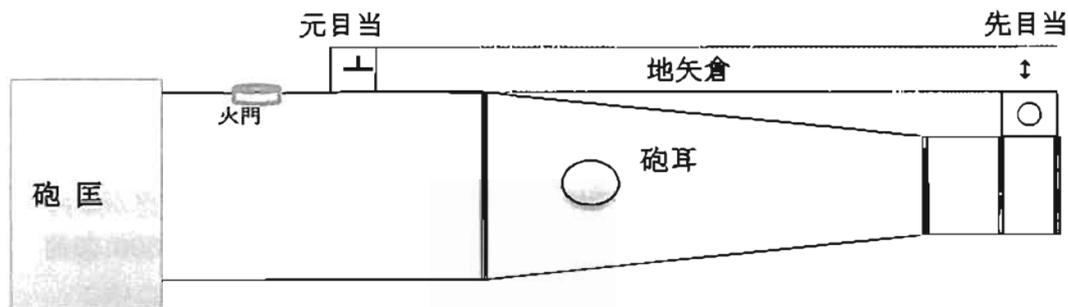


(6) 荻野流一貫目玉青銅砲⁽²⁾



(7) 18 ポンド西洋式カノン砲⁽³⁾

図表 2 荻野流青銅砲の先目当・元目当・地矢倉



(8) 荻野流一貫目玉青銅砲(郡司富藏作)ーロンドン王立兵器博物館

その外観（形態・外形）からすれば、例えば荻野流の一貫目玉青銅砲とよく似ている。荻野流の大砲（大筒）は青銅砲が中心であるが、その砲口から砲尾の火門にかけてはこの和流大砲と花岡の大砲とはほぼ同じである。先目当（前目当）、元目当（後目当）、火門があるのは荻野流一貫目玉青銅砲と同じである。これは和流大砲（和流筒）の特徴であって、西洋式カノン砲と大きく異なるところである⁽⁴⁾。

荻野流一貫目玉青銅砲は荻藩ではおもに天保 15 年に郡司喜平治や郡司富藏によって 24 門近く鑄造されている。また荻野流青銅砲は 1 貫目玉筒だけでなく、これより大きな 2 貫目玉筒や、これ以下の口径の荻野流大砲も造られている。下掲の荻野流大砲は、全長 135.3cm、口径 4.6cm とされるので、150 目玉筒くらいであろうか。1 貫目玉以下の大砲も次のような荻野流大砲として造られた可能性は高い。しかも、荻野流のこの 150 目玉筒には先目当、元目当に加えて、中目当ともいべき照準がつけられている。



(9) 荻野流 150 目玉筒ー萩明倫学会萩末ミュージアム展示 小川コレクション

ただ鉄製大砲の砲尾そのものは萩野流青銅砲のようにネジを用いるのではなく、直接塞がれている。青銅製であれば後から錐入（穿孔）によってネジも設けやすいが、鉄製ではそれが困難なためそうしなかったのではと想像される。少なくとも花岡の大砲は西洋式大砲ではなく和式大砲であることは理解される。これを嘉永7年に鑄造された西洋式の18ポンドカノン砲の外形と比較すればなおさらよくわかるであろう。

ところで、大砲の口径と大砲の規模については、次のような近江雅和氏のデータが参考になるであろう。これより、花岡の大砲は実測（63mm、53mm）からみれば、300 匁筒と200 匁筒に近い（あるいは350 匁筒・250 匁筒）とみることができよう。

図表3 鉄砲・大筒の種類と口径

| | | | | | |
|----------|--------|-------|--------|--------|--------|
| 2 匁 3 分筒 | 11.5mm | 10 匁筒 | 18.6mm | 100 匁筒 | 40mm |
| 2 匁筒 | 12.6mm | 20 匁筒 | 23.5mm | 200 匁筒 | 51mm |
| 3 匁 5 分筒 | 13mm | 30 匁筒 | 27mm | 300 匁筒 | 58.1mm |
| 4 匁筒 | 13.8mm | 50 匁筒 | 32mm | 500 匁筒 | 69mm |
| 5 匁筒 | 14.7mm | 80 匁筒 | 37mm | 1 貫目筒 | 89mm |

（近江雅和、『上杉鉄砲物語—火縄は消えず—』P174-175（1976）、図書刊行会）

2 萩藩神器陣における周発台・轟雷車と大砲

神器陣は、文化年間(1803～)日本沿岸に出没する西洋列強の軍艦に対する海防のために重臣村田清風等によって銃砲(鉄砲・大筒)を中心とする新たな銃陣として考案されたものであり、それは明の兵法書趙子禎の「神器譜」に因んで命名された銃陣である⁽⁵⁾。

神器陣には弓馬刀槍と鉄砲の外に天山流周発台と森重流轟雷車(ほんらいしゃ)という砲架と大砲が用いられる。これに関しては、「防長回天史」に詳しい。それを要約すれば次のようになるであろう。

文化14年(1816)2月26日に神器陣第一次操練を萩城下菊ヶ浜において行った。その陣立ては先頭に第一斥候、次に第二斥候をおき、次に左右両備え、次に本陣、そして衛殿の六隊に分け、歩騎合計130人の将士とこれに従卒・旗手・小筒台持足軽、輓夫等を含む約300人がこれに参加した。

各隊が行進し勢揃いした後に、まず、第一斥候(戦士20余人皆騎馬小筒携帯)が菊ヶ浜に至り、沖の仮設敵艦の位置を探知し吹螺の伝令に応じて操練開始の木砲を放つ。次に第二斥候(戦士30余人皆騎馬小筒携帯)もまた菊ヶ浜に入り地理を視察し水際近くの位置を定めて左右両備えの轟雷車をそれぞれ配置し、その両翼の中間に周発台を置き500目玉の大砲を台上に設置する。この間に衛殿の一隊は左方に出て第二斥候の左に集合する。総隊長の森重曾門は周発台の後方に移って周発台と轟雷車の発射準備を確認し、しばらくしてから戦闘開始の合図に小筒2発を放つ。続いて左右の轟雷車がまず発射し、ついで周発台で急射撃を行う。この日の各砲発射の弾丸は8発に限って砲撃し、終了後右方の隊から後方に退き適宜の地に集合する。これらの轟雷車が後方に退いた段階で遠戦の操練が終わる。

このように神器陣の第一次操練では、菊ヶ浜沖の擬装の敵艦に向かって 500 目玉筒を搭載した周発台と、300 目玉 1 門および 200 目玉筒 2 門を搭載した犇雷車 3 両がそれぞれ左右に配置された。この神器陣は、藩のお家流とされ、以後毎年一回城下において必ず操練を行うようになった。

このような神器陣であるが、毎年実施されたが、徐々に停滞状況に陥った。そこで天保 11 年（1840）に藩は村田清風に神器陣用掛を命じて神器陣の拡充・準備にあたらせた⁽⁶⁾。神器陣は、安政 7 年（1860）に廃止されるまで実に 40 年以上継続した。

このことから明らかなように、ここで 200 目筒・300 目筒が関わるのは、犇雷車であり、それは森重流砲架(独輪車)を神器陣向けに海浜で使用できるよう開発したものである。花岡の大砲は、和流大砲であり、200 目玉・300 目玉筒に近い。このことから、この大砲が神器陣犇雷車向けに鑄造された可能性があるともみることできる。

3 萩藩における鉄製大砲の鑄造

ところで、このような鉄製大砲が長州藩(萩藩)で鑄造された可能性はどうであろうか。萩藩では、萩の地元松本と椿青海の 2 カ所において大砲の鑄造を行っていた。とくに松本の鑄造所を主宰していた郡司喜平治（のち右平治）は次のような各種大砲を鑄造している⁽⁷⁾。

図表 4 郡司喜平治鑄造実績

| 年号（西暦） | 右平次（喜平治）信安の大砲鑄造活動 | | | | |
|------------------------------------|--|------|------------|------|-------|
| 文政 6 年（1823） 天保 11 年（1840） | 天樹院大鐘<防長第一> 百目玉重目 30 貫目長筒、小筒、各 1 挺 長筒周発台用具 1 巻 | | | | 2 挺 |
| 天保 14 年（1843） ～ 弘化 4 年（1847） | 和流青銅砲 計 | 47 挺 | 銃鉄御筒 計 | 41 挺 | |
| | 一貫目筒 | 16 挺 | 六百目筒 | 10 挺 | |
| | 六百目筒 | 5 挺 | 五百目筒 | 9 挺 | |
| | 五百目筒 | 6 挺 | 三百目筒 | 10 挺 | |
| | 三百目筒 | 7 挺 | 二百目筒 | 11 挺 | |
| | 二百目筒 | 7 挺 | 霰砲 | 1 挺 | |
| | 合図筒十貫目玉 | 1 挺 | 西洋式青銅砲 計 | | 15 挺 |
| | 同五貫目玉 | 1 挺 | モルチール（臼砲） | | 7 挺 |
| | 三百目玉野戦筒 | 4 挺 | ホウィッスル（忽砲） | | 8 挺 |
| | 弘化 3 年（1846）大小鉄玉数千発／手矢砲 | | | 1 挺 | 104 挺 |
| 嘉永元年（1848） | ホウィッスル・モルチール・手矢筒・七百目野戦筒 | | | | 4 挺 |
| 嘉永 3 年（1850） | 三貫目玉ホウィッスル | | | | 1 挺 |
| | クーホール | | | | 1 挺 |
| 嘉永 5 年（1852） | 木製合図筒の鍍（銅）薄張十貫目玉五貫目玉相調各 1 挺 | | | | 2 挺 |

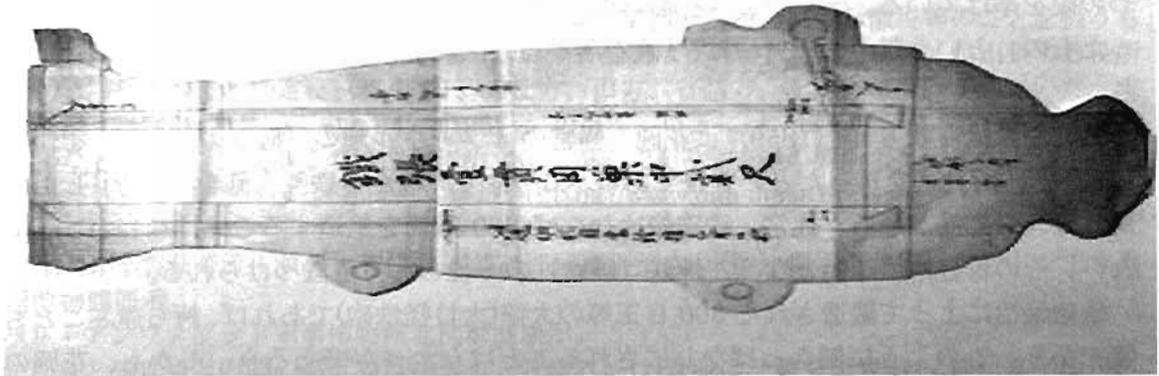
| | | |
|---------------------|---|---|
| 嘉永 6 年 (1853) | 十貫目玉今一位長く相調 (同年秋) 80 ポンドペキサンス砲 (フランス式) 24 ポンドカノン砲 一貫目玉筒 15 ドイム (拇) ホウィッスル砲 20 ドイム (拇) モルチール砲 6 ポンドカノン砲 1 抱フルフ* 12 ドイム (拇) ランゲホウィッスル砲 18 ポンドカノン砲 | 2 挺 1 挺 1 挺 2 挺 2 挺 1 挺 1 挺 1 挺 5 挺 |
| 嘉永 7・安政元年 (1854) | *寅く嘉永 7 年>の江戸葛飾砂村の藩別邸にて洋式カノン砲 (36 門) の鑄造指揮 大砲地金鍛試しに百目筒一遍鍛二遍鍛七遍鍛共 3 挺 江戸大砲鑄造法と自藩鑄造法を取合せ 12 ポンド砲 異船お手当御要用鑄 1 貫目筒 同重目二百貫目迅搖台平圓床附諸道具 1 式 * これまで 130 挺余大砲を造り、大砲打方をも務め、隆安函 三流の研究にも精進 (安政 2 年 10 月付勤功書) | 3 挺 2 挺 1 挺 |
| 安政 5 年 (1858) | 4 月打方役兼帯 | |
| 万延 2・文久元年 (1861) | 江戸より鍛冶手間差下されゲベール筒御急場相調仰せ下され候 に付き鍛古鉄 870 貫目納める (沖原関係: 回天史 220 頁) | |
| 文久 3 年 (1863) | ライフルカノン砲 (4 ポンド銅製重目 130 貫目余) | 1 挺 |
| | 合計 | 137 挺 |

喜平治は、一生のうちに 137 門鑄造している。このうち、天保 14 年 (1843) から弘化 4 年 (1847) にかけて、和流の青銅砲 47 門と同じく和流の銃鉄製大砲 41 門計 88 門を、また西洋式大砲は臼砲と忽砲を 15 門鑄造している。なかでも、この時期、600 目筒が銃鉄製 10 門・青銅製 5 門計 15 門、500 目筒が銃鉄製 9 門・青銅製 6 門計 15 門、300 目筒が銃鉄製 10 門・青銅製 7 門計 17 門、200 目筒が銃鉄製 11 門・青銅製 7 門計 18 門、計 65 門とかなり多く造られている。

おそらくこれらは萩藩神器陣用に造られたものと思われる。600 目筒及び 500 目筒はどちらかといえば周発台用、300 目筒及び 200 目筒は犇雷車用に鑄造された可能性が高い。霰砲は、霰・霰弾をもちいる炮烙玉筒の一種であろう。和流の銃鉄大砲つまり「鉄張筒」については郡司家にその図面が残されていただけでなく、それ以前にも銃鉄大砲の存在を示す記録が存する⁽⁸⁾。

しかし、天保・弘化期にはこの喜平治の一連の銃鉄大砲のみが鑄造されたと思われる⁽⁹⁾。厳密には、花岡の大砲は口径からすれば 250 目玉筒、350 目玉筒ということになるが、青銅製の 200 目筒及び 300 目筒と統一して記載したのかもしれない。

図表 5 鉄張一貫目玉筒図型写



(「鉄張大砲図型写」—山口県文書館「郡司家大砲図型」(県史編纂史料) 所収—を加工)

他方、一貫目筒（一貫目玉青銅砲）16門は、萩野流の青銅砲で、おもに神器陣とは別に海防目的の台場砲(要塞砲)として萩の松本と青海の両鑄造所で鑄造されたとみられる。これはおもに隆安流（郡司流）大砲術を中心とする台場砲の演習（西洋式大砲に重点移行）において使用されたのであろう。

この萩野流一貫目玉青銅砲は、下関戦争では彦島等に配備された。下関戦争後、これらの大砲は他の洋式大砲とともに連合艦隊に鹵獲され分配された。現在でもロンドンに2門（郡司喜平治作・郡司富蔵作）が保管され、またフランスから長期貸与の形で下関の博物館に1門保管されている。萩藩では、これ以後は主として洋式青銅砲が鑄造され、和流大砲の鑄造は少なくなっている。

4 花岡の大砲の由来—むすびにかえて—

この花岡の鉄製大砲はなぜここに置かれたのであろうか。いろいろ推測が可能であろうが、この大砲について地元の言い伝えを参考にすることはある程度合理的であろう。しかし、現在では地元の人でもこの大砲がなぜここにあるのか、わからないという。そこで、下松の郷土史に関する文献について探したところ、宝城興仁著『下松のいろいろの歴史』（西念寺、1990年）という著作があった。少し長くなるが、以下に引用しておこう。

春雨桜の傍に、大砲の筒が二つおかれてある。これについて昔からの言い伝えに、この大砲は、現在花岡八幡宮に伝わる大刀を造った平田の刀鍛冶伊藤某の造ったものであるが、世も鎮まり不用になったため、ここにおかれたものという。他の説は、萩本藩から外国船打払のために送られ、これによって訓練していたが、維新後ここに移したものであるという。

大砲の鑄造が精巧である点及び「下松地方史研究誌」第七輯に載っている清水早太氏の俳句の昔噺に、実弾演習の記事があつて、当時大砲の訓練が下松でも行われていた言い伝えがあつたことが分る。また、「久保村郷土誌」に元治元年（一八六四）英艦笠戸島に来襲の誤報等の伝説より考えれば、当時下松地方にも外国船艦来襲に備えて大砲があつたことは当然と思われる。そのためには後者の説が妥当と思われる。

宝城氏の説明は大いに説得的と思われる。彼は「昔からの言い伝え」をもとに、つぎの2つの説を挙げている。一つは、「花岡八幡宮に伝わる大刀を造った平田の刀鍛冶伊藤某の造ったもの」という説。もう一つは、「萩藩から外国船打払のために送られた大砲」説である。

最初の説は安政6年(1859)に花岡八幡宮の4メートル超の「破邪の御太刀」を作った刀鍛冶⁽¹⁰⁾が大砲を造ったという説である。刀鍛冶であるから鉄製大砲を「鍛造」したのであれば、一応筋が通る。通常、鉄砲鍛冶ならば300目筒を鍛造することは珍しいことではない。その場合は鍛鉄製となり、錬鉄(純鉄)の一種として位置づけられる。

鉄砲鍛冶によって鍛造された300目玉等の大筒(大口徑鉄砲)であれば、持ち運ぶことも可能であり、このように置きっぱなしにされることはなかったであろう。しかも、花岡の大砲は「銑鉄」製鑄造砲であって、抱えの大筒(大型鉄砲)のような「鍛鉄(純鉄・錬鉄)」製の鍛造筒とはみえないし、外形もすでにみてきたように和流大砲と同様の形態である。

鑄造であれば、鍛冶場とは別に鑄造場が必要であり、鍛冶師ではなく鑄物師が必要である。鑄造場に関するそのような言い伝えや記録は少なくともここでは見られない。また、この大砲が錬鉄製であれば、パドル型反射炉によって鑄造することが考えられるが、わが国の反射炉では錬鉄までの純度はもたらされず銑鉄の段階にとどまったとみられる⁽¹¹⁾。ましてや、天保・弘化期には反射炉はまだ本格的に日本に導入されていないし、この頃は、萩藩において松本と青海の両郡司鑄造所以外で大砲は鑄造されることはほぼなかったと思われる⁽¹²⁾。他方、安政6年の段階となると和式大砲よりもむしろ洋式カノン砲(例えば、3斤山砲など)が鑄造されたであろう⁽¹³⁾。

宝城氏の第二の説は、上記萩藩の銑鉄大砲の鑄造実績とも合致する。当時の海防・攘夷のために瀬戸内海の各沿岸にも砲台が設けられ、大砲が配備され、砲術演習が行われたことは想像に難くない⁽¹⁴⁾。このことから、この第二説を妥当とする先の宝城氏の見解に賛同するものである。

そのうえで、敢えて推測を加えれば、先の神器陣用に造られた銑鉄大砲の一部が、和流で旧式であるが、この方面の海防・攘夷用に配備された可能性が高い⁽¹⁵⁾。もちろん、海岸防衛用であれば、もっと海岸寄りの仮設の台場(砲台)もしくは演習場等に置かれていたであろう。

その後、たとえば下関戦争終了後の内訌戦争において高杉等改革派(正義党)は下関等の勘場を襲撃している。各勘場には米穀・金銀がある程度保管されており、これを守備する必要があった。勘場の防禦のために大砲を海岸台場・演習場から花岡勘場に運んだのかもしれない。これも推測にすぎない。いずれにせよ、下松市の花岡勘場に銑鉄大砲が現在にまで残されており、これがそのまま朽ちることはまことに惜しむべきである。

※(大阪学院大学経営学部教授)

※※(萩明倫学舎幕末ミュージアム顧問)

【注 記】

- 1 防長2国の民政に関しては郡奉行（萩城下はとくに町奉行）のもとに、16(後18)の行政区画に分けられ、これを宰判と称していた。代官は各宰判の人民を統理し徴税等のことを扱うものとした。代官の官衙つまり役所を勘場という。勘場は宰判の代表者（代官）が出張する役所である。代官の下に勘定役（算用方）、寺社方、山方、普請方、記録方等が置かれていた。末松謙澄、『修訂 防長回天史』P42（1967）、柏書房。付近には、御茶屋（本陣）・御番所・高札場などがあり、花岡がこの地方の政治文化の中心であり、交通の要所であったことがうかがえる。『おいでませ山口県』『花岡勘場跡地』（<https://www.oidemase.or.jp/tourism-information/spots/17329>）。
- 2 天保15年製萩野流1貫目玉青銅砲（前）郡司喜平治作、（後）郡司富蔵作—ロンドン王立兵器博物館展示。
- 3 パリ・アンヴァリッド軍事博物館北門前庭展示。
- 4 先日当と元目当との間の高低差は地矢倉と呼ばれ、(1)長府の一貫目玉青銅砲(郡司喜平治作)は地矢倉7分(2.1cm)、ロンドンの2門の大砲のうち(2)郡司富蔵の大砲は地矢倉9歩(2.7cm)、(3)喜平治のそれは1寸1分(3.3cm)、と砲身に刻まれている。地矢倉が大きいほど砲身は砲口にかけて細くなり、それだけ射角も高くなり、飛距離もより長くなる。このような地矢倉と飛距離等の関係をシミュレーションした研究としては、次の論文を参照されたい。中本静暁、『伝統技術研究』、「下関戦争で連合艦隊に接収された萩野流一貫目青銅砲について」、第12号、18-26、(2019年6月)。
- 5 村田清風「御講武一件上書」天保11年(1840)9月、山口県教育会編、P205(1961)『村田清風全集 上巻』山口県教育会。郡司健、『幕末の長州藩—西洋兵学と近代化—』P17-20 (2019)鳥影社。
- 6 末松前掲書40-41頁。郡司前掲書、19-22頁。
- 7 安政2年(1855)・安政5年(1858)・文久3年(1863)・元治2年(1865)・明治2年(1869)差出郡司右平次勤功書による。県史編纂所史料46(1)「郡司右平次勤功書安政二年」、同46(2)「同安政五年」、同573-1「同文久三年」、同573-3「同明治二年」山口文書館蔵。山本勉彌・河野通毅、『防長ニ於ケル郡司一族ノ業績』、P47-49(1935)、藤川書店。郡司健、『伝統技術研究』「江戸後期における長州藩の大砲鑄造活動考—右平次(喜平治)勤功書を中心として—」、第4号、29-32、(2012年5月)。
- 8 大組大筒打砲術師範郡司信順の文書『御筒数』には、「百目玉御筒八挺、内二挺鉄張巢中八寸五歩亀甲彫物」とある。『御筒数』は、秘書とされ、おそらく萩藩武具方における大砲の保有状況を調査したものと思われる。郡司信順(源太左衛門)『御筒数』文化5年(1808年)、毛利家文庫(山口県文書館所蔵)。
- 9 鉄製(鉄張)大砲に関しては、山口県文書館・郡司家大砲図型(県史編纂史料)に「鉄張壹貫目巢中貳尺」の大砲図型の写しが、銅製の一貫目巢大筒図型写とともに保管されている。銅製の一貫目玉筒の図型には寛政4年(1792)とあり、砲尾の栓はネジ構造になっている。鉄張筒の砲尾は嵌込式になっているが、これも同年に描かれたものかどうかは不明である。このような鉄張り大砲が喜平治以前にもすでに鑄造された可能性は高い。郡司前掲稿、P42-43、(2012,5)
- 10 山口県下松市の花岡八幡宮にある、全長4.65メートル、重さ約75キロの日本刀「破邪の御太刀」は、安政6年(1859)の式年祭に合わせ、住民らが奉納したと伝わる。制作時には重さ約1トンもの砂鉄が使われた。鍛えた鉄を水に入れ、急激に冷やす「焼き入れ」の際には、近くの川をせき止めて作業をしたともいわれる。下松市が1973(昭和48)年、有形文化財に指定した。「長さ4メートル超、破邪の御太刀が脚光浴びる 山口・花岡八幡宮」<産経新聞>(https://www.sankei.com/region/news/180119/rgn1801190076-n1.html)
- 11 わが国に導入された反射炉は、その依拠した1834年改訂論文(U.Huguenin, Bijdragen tot Het Gietwesen in's Rijks Ijzer - Geschtgietterij te Luik, 1834.)の蘭語表題に因んでバイダラーゲン(Bijdragen)型とでもいうべき構造であったとされる。鈴木一義、『2020萩世界遺産フォーラム(萩博物館)』『近代技術導入における反射炉と幕末日本の技術力』6(2020年

10月)。わが国反射炉(バイダラーゲン型)とパドル型の構造的違いに関しては、郡司健、『伝統技術研究』「下関戦争における欧米連合艦隊の備砲と技術格差」、第11号、35-36(2018年5月)を参照されたい。また、郡司喜平治『鑛鐵大砲鑄法之書』という書がある。そこでは、大砲の使用弾丸の大小関係による砲身の長さを口径との関係から説明するとともに、鉄製大砲の砲腔(銃身)の鑄造法について鍛鉄の使用を説いている。またその外部の鐵も精鍊の鑛鐵を炭火で溶解し、幾回も坩堝で溶かし滓を取り除いて鑄造すべきことなどを注意している。とはいえ、安政二年勤功書では「銃銃大筒」、「銃筒」として報告している。したがって、鉄製大砲に鍊鉄を使用すべきことを提唱したことは高く評価されるが、その大砲そのものは銃鉄製の域を出ないといえるであろう。郡司喜平治『鑛鐵大砲鑄法之書』P1・6(1847、弘化4年)、県史資料(山口県文書館所蔵)。

- ¹² 安政期なら藩内各地でも大砲鑄造がなされた可能性があるが、その時には洋式大砲であったであろう。これに対し、天保・弘化期には藩内で勝手に大砲鑄造はできなかったであろう。松本と青海の両鑄造所の当主は代々防長2国の鑄物師連盟を統括する立場にあった。天保・弘化頃にそのような大砲の鑄造に他の鑄物師がかかわったとすれば、この両家を通じて藩に届け出る必要があったと思われる。山本・河野前掲書、P21、29-36(1935)。
- ¹³ 3斤山砲に関しては、例えば小関高彦訳『山礮畧説』P1,36-38(安政2年、1855)山城屋。郡司前掲書、135-137頁、141頁等を参照されたい。
- ¹⁴ 例えば、幕末には防府の勝坂に砲台が設けられたようである。ここでは当初は萩野流砲術によっていたが、下関戦争ころには(おそらく防府鑄物師等によって)西洋式大砲も鑄造されたようである。御齒生翁甫編、『右田村史』P190-191(1988)、マツノ書店。
- ¹⁵ なお、花岡の銃鉄砲が喜平治の銃鉄砲である可能性が高いということが出来るが、そうであると断言すること控えたい。これらの大砲は口径から見て厳密にはむしろ350目玉砲・250目玉砲に近いが、喜平治勤功書における「二百目筒・三百目筒」と厳密には一致しない。実際はそのように250目玉・350目玉として造ったが、勤功書は「二百目筒・三百目筒」として届け出たのかもしれないが、それも確証があるわけではない。その半面、このような銃鉄製大砲が他の鑄造場所で造られたという文書記録等も見当たらないのであるから、そうでないと断言することもできない。ただ、花岡の大砲の砲口部分に見える鉄棒も先の喜平治の『鑛鐵大砲鑄法之書』における記述に相応しているとみることが出来る。したがって、喜平治鑄造の可能性が高い(相関性が高い)という表現にとどめざるを得ないところである。

新型コロナウイルス下の社会情勢と銃砲史研究

小西 雅徳

昨年冬から続く世界的な流感、コロナウイルスのまん延化で世界中が大騒ぎである。100年に一度のパンデミックと言われればそうかもしれないが、世界が見えない病原菌にかくも弱い社会体制であったと痛感するばかり。欧米やインドの現状を見れば日本はまだまだマンとの感想を抱くが、銃砲史学会としても会員構成の年齢が高い当会として今の状況を注視しつつ緊張感をもって臨むのは当然かもしれない。若い会員を含め体調管理の維持に努めていただきたい。

話がそれるが、昨年1月中国発?と噂された新型ウイルスコロナが COVIT-19 と命名される前、正月明けから中国重慶で変わった流感が流行っていると噂されていた頃、冢内と二人でヨーロッパの地中海クルーズに行っていた。旅行を申し込んだ時期にはそんな状況になると想像していなかったから、いざ日本出国となった時にクルーズはどうだろうとの一抹の不安を抱えつつ、内心初めてのクルーズとの期待感もありマスクや風邪薬等の防備万全で旅行に臨んだ。成田からヘルシンキまでは問題なくスルー。昨年冬のヨーロッパは暖冬か空港に雪が全くなく暖かいのには驚いた。次にミラノへの乗り継ぎ便に乗ったら怪しげな雰囲気漂う。席は満席。通路を挟んだ右向こうの窓側席に座る中国人老夫婦(私共も老夫婦だが)の内、夫人の体調が絶不調のようで咳を盛んに発しながら熱もあるのだろうぐったりしている。一度トイレにも立ったが歩行もままならない状態。これは絶対やばいと冢内と話し、席が近いことを恨まずにはいられない。マスクを装着し体を小さくして時間が過ぎるのを待つ。ミラノ迄機上3時間と結構長いのには参った。ミラノ空港近くのホテルにチェックイン。某有名な旅行会社の団体グループだからとにかく何でも集団行動。翌朝早朝に食事してからクルーズ船出発地のジェノバまでバス移動の距離のためホテル内で早めの食事をする。すると中国人団体が大勢いて、案の定、咳をいっぱいしている。春節前で中国人だらけで勢いがある。景気が良いのだろう。小さな子供や老夫婦を連れた家族連れも多く普通の風邪なんて問題ないとばかりに咳をするし少々熱張ってる風の子供などがいても平気な様子。強いなあと感心するも、我々としては一刻も食事を済ませて早く席を離れたい。クルーズ船出発地のジェノバまでミラノからバスで2時間の距離。ジェノバはコロンブスの生誕地であり地中海交易の中心地であった場所。ジェノバに限らずヨーロッパの中世都市は景観を含め雰囲気がとても良い。ジェノバからローマ、シチリアのパ



レルモ、マルタ島のバレッタ、スペイン・バルセロナ、フランス・マルセイユと1週間のクルーズである。この道中の最大の楽しみがマルタ島バレッタにある騎士団長の館内にある武器庫の見学で、ここに行けるからこのクルーズを頼んだようなもので、それがなければ多分行かなかったと思う。クルーズの醍醐味は船内外のアトラクション等にあると言われる。しかし、船内に多数の中

■写真1 マルタ島アッパーバラッカガーデンズ大砲列

国人が居るのでピュッフェに行くのも早朝となるべく人が少ない時間帯を選ぶから印象的には普通。ただ年金生活者の身としては移動手段として便利な乗り物だと思う。スペインからフランス、イタリアの海岸沿いを夜の灯を見ながらのクルーズは忘れられない。ジェノバから下船する時は日本人や欧米人はそのままスムーズに下船したが、中国人はホールで体温確認してからの下船で、この時点から中国への警戒感が強まっていたようである。クルーズ中もイタリア沿岸ではイタリア語で日本からコロナ患者が出たというニュースをテレビで放映し放しで、スペインやフランス領海でもそれぞれの言語で日本のコロナ発生状況を放映していた。何とも肩身の狭い感じで中国人同様日本人もコロナ族の一員となった観があり、ミラノで最後の半日を観光で自由行動していたらイタリア人の我々を見る目が厳しい印象を受け、地元民が利用する喫茶店に入ったら強い視線を浴びてしまいこれは如何ともしがたい。それから1か月ほどでミラノとその周辺で爆発的なコロナ流行を見て多数の患者と死者とをテレビで見るにつけ、ギリギリのヨーロッパ旅行だったと成田山のご利益に感謝した次第。あのミラノ市内での私たちアジア人を見る視線で、後に欧米を中心に広まったヘイトの伏線を見た感じがした。

日本では横浜港に接岸されたクルーズ船ダイヤモンドプリンセス号の船内コロナの発生以降、世界的なクルーズは中止となった。空気感染というか接触感染の広まりが日本のみならず世界を恐怖に陥らせ、緊急事態宣言や安倍のマスクの配布、小学校を含む学校の休校など、各種の規制が導入され銃砲史学会例会も令和2年3月、6月、9月、12月、令和3年3月、6月と6回連続の中止となり会員諸兄には不便をおかけすると共に発表待機していた各氏にも多大なる迷惑をかけた。この間、早稲田大学の会場確保に尽力していただいている中江理事にも苦勞をかけっぱなしで、大学からの指示で会場も30名未満なら利用可能と弾力的な配慮を頂きながらも、運営上の制約があるのは致し方ない。栗原理事と私との間でも例会を開催するか否かとのやりとりを相当したが、早稲田の会場内で会員からのコロナ発生から生じる研究所への影響を考えると慎重な自主規制は当然のことと思われる。

会員の中には大学で教鞭をとられている者もいるから御存知かと思うが、昨年4月以降の大学の規制は今まで経験をしたことのない厳しいものであった。オンライン遠隔授業が普通となりZOOMが必要な通信手段となった。後期からは少人数授業に限って対面授業を再開したものの学生の方が敏感になって気もそぞろであった。ただ、結果的に遠隔授業導入により教育的効果が高くなったとの感想が教員間で聞かれたものの、それは教育の本質でなく学生は課題等に熱心に対応していたという意見が教授する側から出る一方で、学生自身は毎日PCとにらめっこで大学へ行った感がない、特に新入生はそうだったろうと思う。これは将来的に大学授業のあり方変革を迫る側面を有する一方で、夏休み後の後期授業で大学の一部開放と少人数制導入で密にならないよう配慮したとしても実習系は自然に人との間隔やモノ資料との接触が増えるから厳密な対策とならない。銃砲史例会も同様である。

コロナ対策には早急な予防接種の広まりが欠かせないが、今日の日本の状況は先進国とは思えないほどシステムチックでない、まるで江戸時代の体制がそのまま移行しているような錯覚に陥るのは私一人ではあるまい。高齢者に配慮するばかりで無く若くても基礎疾患を抱える人を優先するなど、もう少し柔軟に出来ないものかと思う。失礼ながら先の寿命が望めない人を優先とは何だろう。医学上の判断とは言え、これは個々人の考えだから一概に説得性を持たないが、かつて当会の会員でもあった古武道家の島津兼治氏は人には

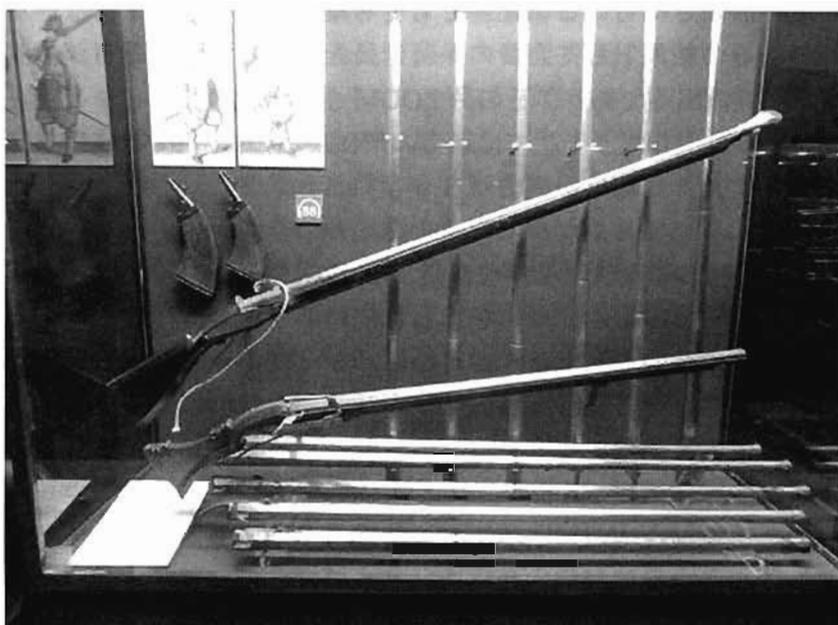
覚悟が必要だ、現在の日本人は覚悟がないという意味の説明を頂いたことがある。私も古武道の端をかじっている身としてその意図するところを何となく理解するものの、寿命が延びてボケが入ってくると自然と覚悟自体も薄れるのかもしれない。長々と御託を並べてしまったが、ここで銃砲史に関する紹介。

昨年から今年にかけて銃砲史学会も例にもれず、他の各種学会もおしなべて総会や研究会等が開催できない状態で、昨年夏頃から遠隔発表等一部ではPCを駆使したオンライン研究発表や事例発表等が行われたところもあるが、ほぼ活動休止状態が大半を占めたようである。それでも研究誌の発行や事後承認の形で今後の活動を周知するなど、それなりのフォローを試みており、人の移動が制限されている以上、そもそも集合することがままならない状態では活動も制限される。その結果として会費の保留延長を検討した会もあるが体制維持を考えると会費の大幅減額等は困難であり、その分ZOOMを用いたオンライン研究発表という形で進めていく動向が一般化した。予想では通常の形に戻るのは令和4年度以降ではなかろうか。当会も5月に主だった理事が集まり3年度の活動状況について議論したところである。昨年よりは見通しを立て易くなった部分を認めつつ運営自体が正常化するのには東京オリンピックやコロナ接種の普及状況をみながら、早くも9月秋以降を想定している。当会だけでなく他の会においても苦しい選択を迫られている中、会員の安全性の担保や会場確保の点からも社会全体の動向を注視したい。当会活動や他の銃砲隊演武等の動きを伝える速報性の高いニューズレターの発行も各種行事が活動休止状態だから記事内容が埋まらないのは致し方ない一方で、銃砲史研究をコンスタンスに発行していけるよう努めたい。同時に最新情報をホームページ上で掲載し情報更新していく。

当会との活動でつながりのある全国各地の銃砲隊による演武も、地域事情や自治体での各種祭りの中止により軒並み停止となっており、今年も秋口まで押しなべて行事の中止が伝えられ現状では悲観的である。福島県相馬市の野馬追は観覧者数限定で実施するらしい。博物館分野も活気がない。準備して満を持して開館しても緊急事態宣言を受けて一時休館となれば活動意欲も失われる。コロナ対策に関わる膨大な費用負担の影響が国はもとより地方自治体の体力を落とし、それが博物館や教育委員会予算に影響しつつあり、不要不急対象として博物館がそのターゲットとなれば展示活動や教育普及活動に大幅な制限が加えられる。自発的な活動停止でないだけに学芸員や他の職員も辛いところである。最近では博物館や自治体関係の学芸員が当会に加入しつつあるなかでの活動の芽を摘む事をしてほしくない。銃砲史学会も会員各位からの意見を聴取しつつ、将来的な展望を示していけるような長期・短期のビジョンを提示しうる弾力性あふれる活動活発化や、会員間あるいは地域の些細な銃砲史内容でも良いので有益な情報の入手に努めていきたい。情報の多少の精査が必要な場合もあるが常にアンテナを張ることが必要と認識している。社会情勢がまだまだ気が滅入る中で銃砲史としての曙光を照らすように努めたい。

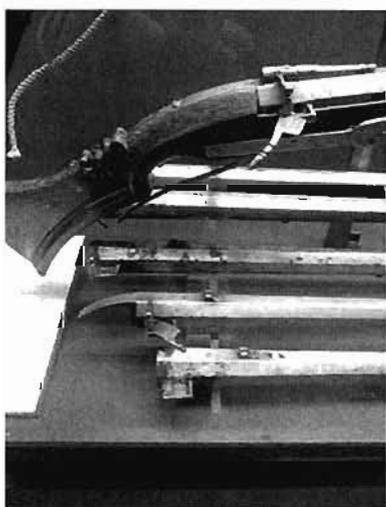
先日、個人的な事柄で恐縮ながら、都内の法律事務所から債権者各位宛の報告なるものを受け取った。内容としては債権者某氏が通勤電車内で心臓発作を起こして急逝、そのため債務整理事務を続けることができず委任関係を終了するというもの。これは私が2012年9月から2015年1月まで「銃・射撃・兵器の専門誌GUN magazine」に連載した西洋流砲術事始や江戸鉄砲小道具の世界での原稿料の一部未払いが債権として残っているということで、この件は載せてもらっているだけで感謝したから全く気にしていなかった。出版元

のU社の社長さんとは一度大学で会ったことがありとても紳士で真摯な方。出版不況が銃砲関係書籍にも多大な影響を与え、当事者の一人がその負担に耐えていた状況に胸が打たれてしまった。報告の年齢確認を見ると随分若い方だった。編集者でなく事業家という印象ではあったが。もう一つ、今年春に出版された GUN 誌 2021 - 3 月号の編集後記にアメリカのコルト社が東欧チェコのメーカーに買収されそうだとの記事が載っていた。幕末に有入されたコルト社の拳銃等は一世を風靡したが、むしろ昭和 40 年代に多量に輸入されたいわくつきという印象であって、銃刀法審査会での再鑑定依頼で頭を抱える案件対象と見ているもの。登録証がつけば国内で高値で売買されるというオマケが付いている。



さて、マルタ島パラッカで見学した銃砲に関する私見を紹介する。旅行見分記で個人的な見解の部分があることを承知いただきたい。マルタに関する情報は YOUTUBU 等から多様な情報を取得出来るので屋上屋を重ねるようだが、写真と共に紹介する。騎士団長館武器庫で確認した火縄銃はケース内に 13 挺あり、これだけまとまったマ

スケット銃、スペイン製火縄銃の群構成は大変興味深く、銃床と組が 2 組の外は銃身のみ 11 本で銃身尾部が鳶の尾形状を確認できたものが 4 本あった。発火機構は火挟みが前方から手前に倒れ着火する 16 世紀古様を踏襲する形式性で、火皿は四角い受け皿の大きな薬池の中に点状の火道がある。火蓋は 1 枚火蓋で火蓋指掛けは長短 2 種がありその形は指状の



尖がりである。目当ては照門が山形、先目当の照星が星状の突起で小さい。銃口はやや丸みを帯びた柑子。蕾形あるいは丸柑子ほどに大きくはなく全てに刻み文様を施す。銃身はスペイン製であるから白磨きである。銃身上にブルーフマーク及び数字を刻印する。これらの鉄砲は 1550 年代製造とされる。以上の特徴は戦国末期に伝来あるいは一部製造した南蛮筒、異風筒の鉄砲とは火蓋の構造と機関部装飾とに類似性を垣間見るものの、マルタ島の鉄砲とは相当の開きがある。これはオーストリアやポルトガル、スペインのこの種の鉄砲がマルタ島の鉄砲とほぼ同一の形式性を持っているから、日本伝来の鉄砲は途中で一つのクッションがあることを伺わせる証左ではなかろうか。

■写真 2・3 騎士団長館内にある武器庫内スペイン製火縄銃展示状況

日本銃砲史学会会則

〔総則〕

第1条 本会は、「日本銃砲史学会」と称する。

第2条 本会の事務所は、日本銃砲史学会事務局長宅（会計住所）に置く。

第3条 本会は、火器の発達史ならびに火器に関連した歴史を研究することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 研究会、講演会等の開催
2. 専門部会の設置
3. 内外における研究業績および情報の交換
4. 機関誌、会員名簿、その他の出版物の編集および刊行
5. その他、本会の目的達成に必要な事業

〔会員〕

第5条 本会の会員は、第3条の目的に賛同する研究者であつて、下記に定める者を言い、会員の推薦により理事会の承認した者とする。

- ・正会員：正規の会費を納入した者。
- ・準会員：所属団体が弊会会員となつており、希望する者。
- ・学生会員：学生であり、希望する者。

第6条 外国人の会員は、前条に準ずる。

第7条 会員は、別に定める会費規定による会費を納入しなければならない。なお、連続して3年間会費未納の場合、会員から連絡がなくても本会を退会したものとみなす。

第8条 会員は、本会の営む事業に参加することができ、また本会の編集刊行する出版物について優先的配布を受けることができる。

〔役員〕

第9条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 2名

理事長 1名

常務理事 若干名

理事 若干名(会長、副会長、理事長、事務局長を含む)

監事 2名

委員 若干名

事務局長 1名

2. 会長は、本会を代表して会務を総理する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
4. 理事長は、会長を補佐し、会務を掌理する。
5. 常務理事ならびに理事は、会務を執行する。
6. 監事は、会計ならびに会務を監査する。
7. 委員は、会務を補佐する。理事会ならびに常務理事会に出席して、意見を述べることができる。
8. 事務局長は、本会の事務を処理する。

第10条 役員任期は2ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。

第 11 条 会長、副会長は、理事会の推薦にもとづき、総会において推挙する。

第 12 条 理事、監事は、総会において選出し、会長これを任命する。前項のほか、会長は 3 名以内の理事を任命することができる。

第 13 条 理事長ならびに常務理事は、理事の互選により選出する。

第 14 条 委員ならびに事務局長は、常務理事会にはかつて会長が委嘱する。事務局長は、就任と同時に理事となる。

第 15 条 本会に顧問ならびに参与を置くことができる。顧問、参与は、常務理事会の推薦により会長が委嘱する。

〔会議〕

第 16 条 本会の会議は、総会、理事会、常務理事会の 3 種とする。各会議は出席人員をもって構成し、議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、同一議事について再度召集したときはこの限りではない。可否同数の場合は議長の裁決による。各会議の委任を認め、かつ書面による回答はこれを有効とする。

第 17 条 総会は会長が召集し、年 1 回これを開く。ただし、必要に応じ臨時総会を開くことができる。総会においては次の事項を行う。

1. 役員の選出
2. 会務の報告
3. 予算、決算の承認
4. 会則の変更
5. その他重要事項

第 18 条 理事会は理事長これを召集し、次の事項を行う。

1. 予算、決算に関する事項
2. 本会の事業に関する事項
3. その他必要な事項

第 19 条 常務理事会は、理事長これを召集し、常務を執行する。

〔会計〕

第 20 条 本会の経費は会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれを充てる。

第 21 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日にはじまり、翌年 3 月 31 日に終わる。

附則

本会の設立は、昭和 38 年 2 月 2 日とする。

本会則は、平成 29 年 6 月 10 日から執行する。

(編集後記)

令和3年度第1冊目として393号をお届けします。今回は宇田川理事長による仙台藩大槻家の外記流及び西洋流に関する大部の論文と、郡司・小川両名による長州藩の鑄鉄製大砲に関する報告の2編を載せました。投稿いただいた宇田川、郡司、小川様には厚く御礼を申し上げます。こういうご時世の中での投稿は大変ありがたいです。当会では例会発表をもとに銃砲史研究に投稿する形を踏襲してきましたが、昨年はまるまる1年間例会を実施できない中での発表であり編集子としてもホッとしています。

さて、宇田川氏の「仙台藩外記流鉄砲家業人大槻家の履歴書」は、5年前に仙台市内大槻家から発見された古式銃5挺とそれに伴う文書類の報告「仙台藩外記流師範大槻家史料報告書」をもとに分析した論文で、大槻家は仙台藩御歩行衆に召し出され三代大槻安定の代に外記流に入門し家業としたとされる。仙台藩は東北における62万石の大藩、外記流を「御流儀」とした他にも不易流、南蛮櫓木流等9流派を擁した。その中で今日に残る銃砲資史料としての大槻家史料は仙台藩の銃砲動向を探る重要な史料と評価できる。外記流は幕府鉄砲方井上左太夫が創設した砲術流派だが、仙台藩は外記流を通じて幕府との政治的安定性を図っていたと宇田川氏は指摘しているが、とかく鉄砲の動向は政治社会を看過しがちな部分が見受けられる一方、実際には政治的背景を帯びていたとの指摘は重要である。論考の前半では仙台藩における外記流の動向を示し、後半では嘉永期から始まる西洋流受容の動向を詳細に紹介する。仙台藩における西洋流の動きは仙台藩儒者大槻磐溪と高島秋帆との交流を通じた研究が盛んであったが、伝統的鉄砲家業人大槻家の史料からその変容を詳細に示すと同時に、外記流鉄砲の仕様を3挺と少ないものの典型資料と標準資料として高く評価されよう。郡司・小川両名の「長州藩の鉄製大砲」は山口県下松市花岡勘場跡所在の銃鉄製大砲の紹介である。もともと大砲はここにあったのではなく海岸防備用であったものが維新後に花岡勘場に移設されたと推測され、大砲自体は長州藩銃陣神器陣用に天保年間に郡司喜平治鑄造所にて銃鉄御筒三百目10挺、二百目11挺の内の各1門と推定している。銅製に比較して鑄鉄製の鉄砲の残存例が少なく今後の保全保存を含めその重要性を周知していただきたい。

令和2年及び3年度の当会の活動会計報告については次号の394号に掲載予定です。刊行は9月上旬を目指しています。(小西)

銃砲史研究 393号

令和3年6月31日発行

編集発行 日本銃砲史学会

理事長 宇田川 武久

編集担当 小西 雅徳 折原 繁

連絡先 栗原 洋一

〒114-0014

東京都北区田端3-1-12 コスモプレイス田端403

印刷所 トミスリー株式会社

当会に無断で本紙転載および、複写頒布あるいは公開のデータベース等にのせることを禁じます。